

目次

第1章 将来構想策定の目的と背景	1
第1節 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会とは	1
第2節 将来構想策定の目的・方法	1
第3節 将来構想策定の社会的背景	2
第1項 総人口の減少と少子・高齢化の進行	2
第2項 日常生活圏・経済圏の拡大とIT（情報通信技術）の急速な発展	3
第3項 広域的行政課題の増大	4
第4項 財政の悪化と行財政改革の必要性	5
第5項 地方分権への対応の必要性	6
第4節 市町村合併をめぐる動向	7
第1項 国の動向	7
1 合併特例法の改正	7
2 市町村合併支援プランの策定	8
第2項 県の動向	8
1 合併推進体制の整備	8
2 県による支援策	8
第3項 合併の事例	9
第5節 四市町の形成過程	10
第2章 四市町の現状	12
第1節 四市町の概要	12
第2節 各市町の概要	13
第1項 宇和島市	13
第2項 吉田町	13
第3項 三間町	14
第4項 津島町	14
第3節 人口・世帯	15
第4節 産業構造	17
第1項 総括	17
第2項 水産業	18
第3項 農業	21
第4項 林業	22
第5項 工業	23
第6項 商業	24
第7項 観光	25
第5節 生活環境・生活条件に対する評価	26
第6節 広域的な生活のひろがりの現状	27
第1項 通勤・通学先	27
第2項 よく利用する施設の場所	28

第7節 行財政の現状	30
第1項 行財政指標の状況	30
第2項 公共公益施設の状況	31
第3章 四市町合併の行財政上の効果	33
第1節 人員の適正化による長期的な経費削減効果	33
第1項 職員の定年退職による削減効果	34
第2項 特別職等の人件費の削減効果	35
第3項 議員定数の削減効果	36
第4項 人件費削減効果のまとめ	36
第2節 国の財政支援措置	37
第1項 合併に伴う国の財政措置	37
1 合併特例債による財政措置	37
(1) 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置	37
(2) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置	37
2 普通交付税()による措置	37
(1) 合併算定替による特例措置	37
(2) 合併直後の臨時的経費に対する措置(合併補正)	38
3 特別交付税()による措置	38
(1) 合併市町村に対する措置	38
(2) 合併移行経費に対する措置	38
4 合併市町村補助金	38
第4章 四市町合併のメリット(効果)・デメリット(課題)	39
第1節 合併のメリット	39
第1項 行財政の効率化	40
第2項 重点的な投資による基盤整備の推進	40
第3項 広域的観点に立ったまちづくりと施策の展開	40
第4項 サービスの高度化・多様化	41
第5項 住民の利便性の向上	41
第6項 地域のイメージアップと総合的な活力の強化	41
第2節 デメリットとその対策	42
第1項 サービス水準が低下したり、公共料金などが高くなる恐れ	43
第2項 中心部が発展し、周辺部がさびれる恐れ	44
第3項 住民の声が届きにくくなり、きめ細かなサービスが行われなくなる恐れ	44
第4項 地域ごとの歴史、文化、伝統などが失われる恐れ	44
第5章 四市町のまちづくりの課題	45
第6章 将来構想策定の前提	47
第1節 推計人口	47
第2節 上位・関連計画の方向性	48
第1項 県の長期計画の方向性	48
第2項 四市町の総合計画の方向性	48

第3節	住民意識調査による住民ニーズ	50
第4節	「新市将来構想策定小委員会」の検討結果	53
第7章	新市の将来構想	56
第1節	新市の基本理念	56
第2節	新市の基本方針	57
第1項	心の時代をリードするまちづくり	57
第2項	地域特性を活かしたまちづくり	57
第3項	ユニバーサルデザインのまちづくり	57
第3節	新市の将来像と検討プロジェクト	58
第1項	恵まれた自然環境を保全し、快適に暮らせるまち	58
1	施策展開の方向性	58
2	検討プロジェクト	58
(1)	自然と社会の循環(環境保全・創造)システムづくりプロジェクト	58
(2)	ゆとり環境(居住環境向上)づくりプロジェクト	60
(3)	やすらぎ空間(生活安全)づくりプロジェクト	61
(4)	やさしいまち(都市基盤整備)プロジェクト	62
第2項	地域特性を活かした産業が発展するまち	63
1	施策展開の方向性	63
2	検討プロジェクト	63
(1)	産業トライアングル構築(産業振興)プロジェクト	63
(2)	「幸業」が芽吹くまち(雇用促進・後継者育成)プロジェクト	64
(3)	よくばり観光(観光振興)プロジェクト	65
第3項	すこやか、安心、思いやりのあるまち	66
1	施策展開の方向性	66
2	検討プロジェクト	66
(1)	夢、安心(保健・医療)づくりプロジェクト	66
(2)	すこやか・思いやり(福祉)づくりプロジェクト	66
第4項	歴史・文化を尊重し、いきいきと市民が活躍するまち	68
1	施策展開の方向性	68
2	検討プロジェクト	68
(1)	学びあい教えあい(教育)プロジェクト	68
(2)	雅やかな都市(文化・歴史)づくりプロジェクト	69
第5項	協働による住民主役の個性的なまち	70
1	施策展開の方向性	70
2	検討プロジェクト	70
(1)	みんなで創るまち(協働参画推進)プロジェクト	70
第4節	新市のゾーニング	71
第1項	基本的考え方	71
第2項	ゾーンごとの振興方向	71
1	産業・市街地ゾーン	71

2	多自然居住ゾーン	71
3	福祉・文化ゾーン	71
4	かんきつ農業ゾーン	71
5	田園農業ゾーン	71
6	臨海産業ゾーン	71
7	森林ゾーン	71
第3項	新市のゾーニングイメージ	72

第1章 将来構想策定の目的と背景

第1節 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会とは

「宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会」は、宇和島市・吉田町・三間町・津島町の四市町の合併について協議を進める法定の協議会です。四市町の合併は最終的には住民の意見を代表する各市町の議会での議決で決められますが、合併協議会では、平成16年10月1日を目標として、新設（対等）合併することをめざし、事務事業の一元化や新市の方向性などについて協議を進めています。

これまでの経緯をまとめると次の通りです。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会設立までの経緯

平成11年7月	地方分権一括法制定を受けて合併特例法を改正 愛媛県が「市町村合併推進要綱策定検討委員会」を県庁内に設置
平成13年2月	愛媛県が「愛媛県市町村合併推進要綱」を策定。宇和島市、北宇和郡の1市5町1村（宇和島市、吉田町、三間町、津島町、広見町、松野町、日吉村）を合併の基本パターンとして提示
平成13年5月	「市町村合併検討会基本パターン（宇和島市・北宇和郡）部会」発足
平成14年2月	「宇和島市・北宇和郡市町村合併に関する調査報告書」完成
平成14年5月22日	広見町、松野町、日吉村が3町で合併協議を進める方向を確認
平成14年5月24日	宇和島市・吉田町・三間町・津島町の四市町で合併協議を進める方向を確認
平成14年5月31日	「宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会」（任意協議会）設置
平成14年8月6日	愛媛県より合併重点支援地域に指定
平成14年9月25日	四市町の議会で法定協議会設置議案が提案され、それぞれ可決
平成14年9月30日	「宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会」が法定協議会へ移行

第2節 将来構想策定の目的・方法

新市の将来構想は、宇和島市・吉田町・三間町・津島町の四市町を一体的な地域と想定した将来ビジョンです。四市町における社会、経済、行財政等の現状と課題を明らかにし、新市がめざす大きな方向性を示すものでもあります。

そのために、各市町のまちづくりの最上位計画である総合計画の方向性を踏襲しつつ、住民が新市に対してどのようなまちづくりを望んでいるか、何を期待しているのか、何が不安であるのかなどを把握するために、高校生と18歳以上の全住民に対してアンケート調査を実施し、その結果を十分に尊重することをめざしています。

また、新市の将来構想は、各市町の首長・議会代表・学識経験者で構成された合併協議会から研究・審議の付託を受けた新市将来構想策定小委員会で検討されました。この小委員会での検討に際しては、委員それぞれが白紙の状態から新市の姿を思い描き、それを全員の総意でまとめていくため、新市のめざすべき基本理念や将来像、検討プロジェクトについてワークショップ()形式で整理・検討するという手法を用いました。

()ワークショップ：Workshop

WORK（身体を動かす）＋SHOP（物を作って公開する場）、つまり参加者が主体的に参加しながら、新しい物を創り上げていくために、数人のグループで机を取り囲み、自由に意見を出し合うなど気軽な雰囲気、素直な意見が出しやすいように工夫された会議の形態です。

第3節 将来構想策定の社会的背景

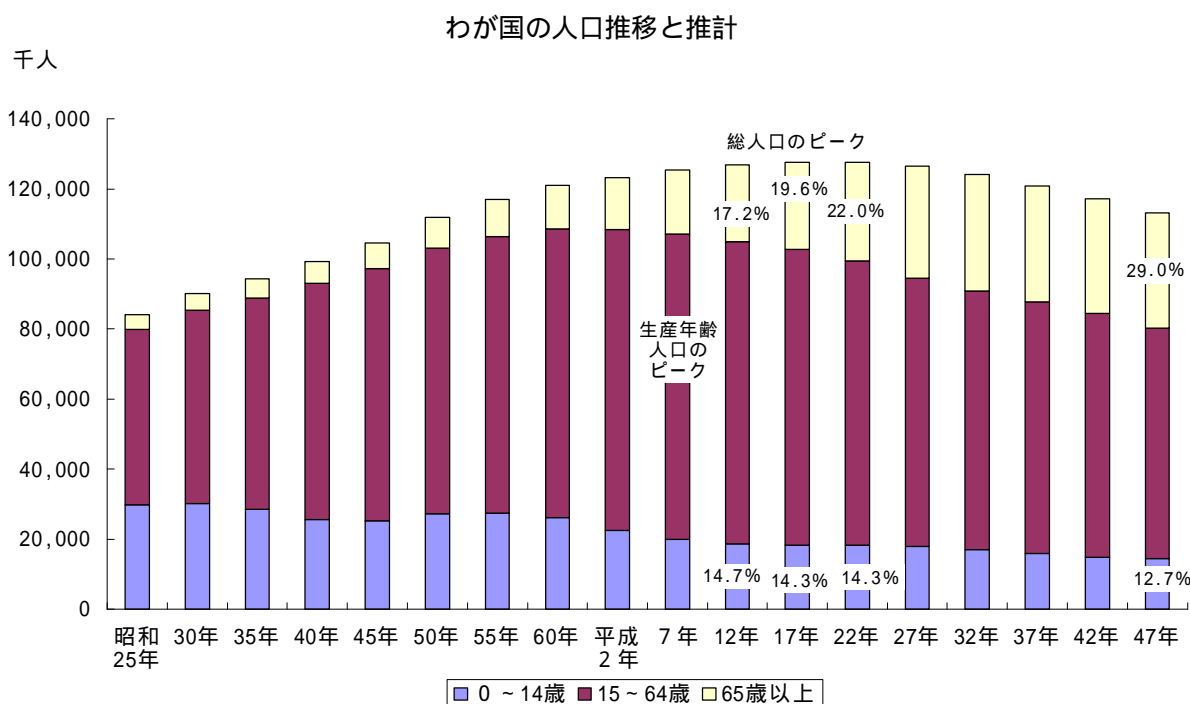
21世紀を迎えた今、本格的な少子・高齢化社会の到来、国・地方を通じた財政状況の著しい悪化、地方分権の推進、高度情報化の急速な進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。全国的な合併気運の高まりのなかで、四市町が将来構想を策定する社会的背景は、以下の通り整理されます。

第1項 総人口の減少と少子・高齢化の進行

わが国では、昭和60年頃から少子・高齢化が急速に進行し、年少人口（0～14歳人口）比率が15%を割るとともに、老年人口（65歳以上）比率が20%に達しつつあります。平成7年にはすでに生産年齢人口が減少に転じていますが、平成18年以降は総人口も減少することが予測されています。

四市町においても、総人口は昭和55年には11万人を数えましたが、近年は10万人を割り込むとともに、少子・高齢化も全国平均よりも急速に進んでおり、こうした傾向は今後ますます顕著になるものと予測されています。

今後も四市町が発展し、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、これまで以上に地域の活性化対策に取り組むとともに、行財政基盤を強化し、教育・福祉など様々な分野での質の高い行政サービスを提供していく必要があります。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所
「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）（中位推計）」

第2項 日常生活圏・経済圏の拡大とIT（情報通信技術）の急速な発展

現在の市町村の枠組みがほぼ形成された昭和30年代初頭は、徒歩または自転車による移動が中心の時代でしたが、現在は自動車社会となり、住民の生活圏や企業の経済圏は、市町村の行政区域を越えて飛躍的に拡大しています。

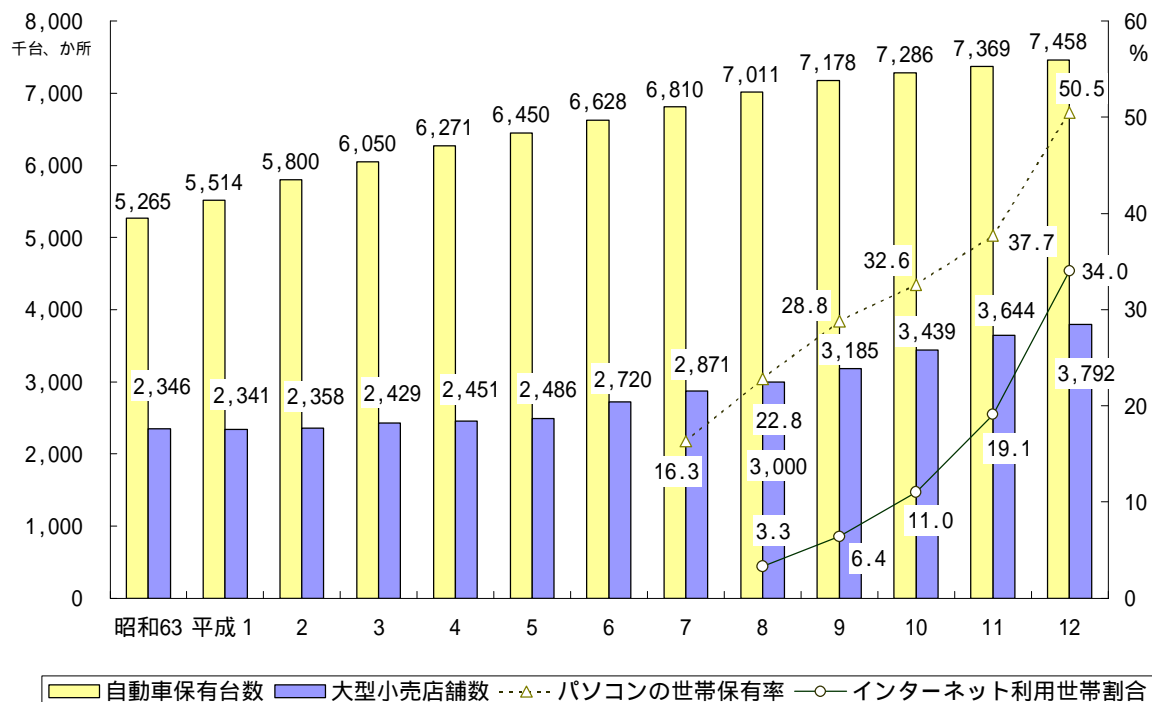
また、インターネットや携帯電話など、IT（情報通信技術）が急速に普及し、ITの活用による生活圏や経済圏の拡大は、今後ますます加速されることが予想されます。地方の都市や農漁村でも、世界をマーケットとしてITを活用した新ビジネスを展開していくことが可能となり、こうした起業促進を図るためにも、支援体制の強化や高度情報基盤の整備が求められています。

高度情報基盤の整備は、これまで住民が官公庁へ来訪する形式で行われる行政サービスの申請・申告手続きを、自宅で行うことを可能にするなど、これまでの行政機関と住民の関係のあり方に革新をもたらすことが期待されます。また、それらは、単に申請等の手続きにとどまらず、福祉、医療、教育などのサービスにまで拡大していくことが可能であると考えられます。

このことは、行政区域内での地理的距離によるサービス水準の格差を解消することを可能とし、高齢者や障害者などへのサービスの充実の面でも、大いに有効と考えられます。

こうした自動車社会や高度情報社会の進展に対応した行政体制の整備が求められています。

わが国の自動車保有台数・大型小売店舗数・パソコンの世帯保有率・インターネット利用世帯割合の推移



資料：国土交通省「自動車保有車両数」、経済産業省「商業動態統計調査」、総務省「通信利用動向調査」

第3項 広域的行政課題の増大

環境問題、福祉・医療、産業振興など、市町村の区域を越えて広域的に対応すべき行政課題が近年急速に増えてきています。こうした行政課題に対応するうえでは、類似施設の重複投資を避けるなど効率的な行政運営を図ることが大切です。

四市町を含む宇和島圏域では、宇和島地区広域事務組合（宇和島市、北宇和郡、南宇和郡の12市町村）を中心に、事務事業の共同化、施設の相互利用、災害時の応援体制など幅広い分野で広域行政を展開してきました。宇和島地区広域事務組合は、平成4年にふるさと市町村圏の指定を受けるなど、関係市町村とは独立して一定の権限や財源をもつ地方公共団体として、広域行政を推進してきました。しかし、一般に、広域行政組織は、構成市町村の利害調整に対して政治的なリーダーシップが図りにくく、今後の広域行政課題の増大に対して、十分な機能を果たし続けられるか懸念されるところです。

こうした状況の変化に対応するひとつの選択肢として、市町村合併が検討される時代となっています。

宇和島地区広域事務組合の対象市町村別にみた事務一覧

	圏域全体	宇和島市、北宇和郡	三間町、広見町、松野町	三間町、広見町、松野町、日吉村
・宇和島地区ふるさと市町村圏計画の策定、連絡調整 ・宇和島地区ふるさと市町村圏計画に基づく広域活動計画の事業の実施 ・宇和島圏地方拠点都市地域基本計画の策定と計画に基づく広域的事業の実施、関係市町村が実施する事業の連絡調整				
・救護施設の設置、管理運営				
・船舶職員養成講習所の設置、管理運営				
・乳児院、愛児園の児童養護施設の設置、管理運営 ・老人デイサービスセンターの設置、管理運営				
・養護老人ホームの設置、管理運営				
・特別養護老人ホームの設置、管理運営				
・南予文化会館の設置、管理運営				
・し尿処理施設の設置、管理運営				
・と畜場の設置、管理運営				
・消防事務				
・急患医療センターの設置、管理運営				
・高圧ガスを消費する者に対する立入検査				
・液化石油ガスの設備工事の届出				
・火葬場の設置、管理運営				
・ごみ処理施設の設置、管理運営				
・鬼北総合公園の設置、管理運営				
・老人居宅介護等事業のうち、身体介護・家事等のサービス提供				
・在宅介護支援センターの管理運営				
・地域介護実習・普及センター				
・居宅介護支援事務、要介護認定、要支援認定調査				

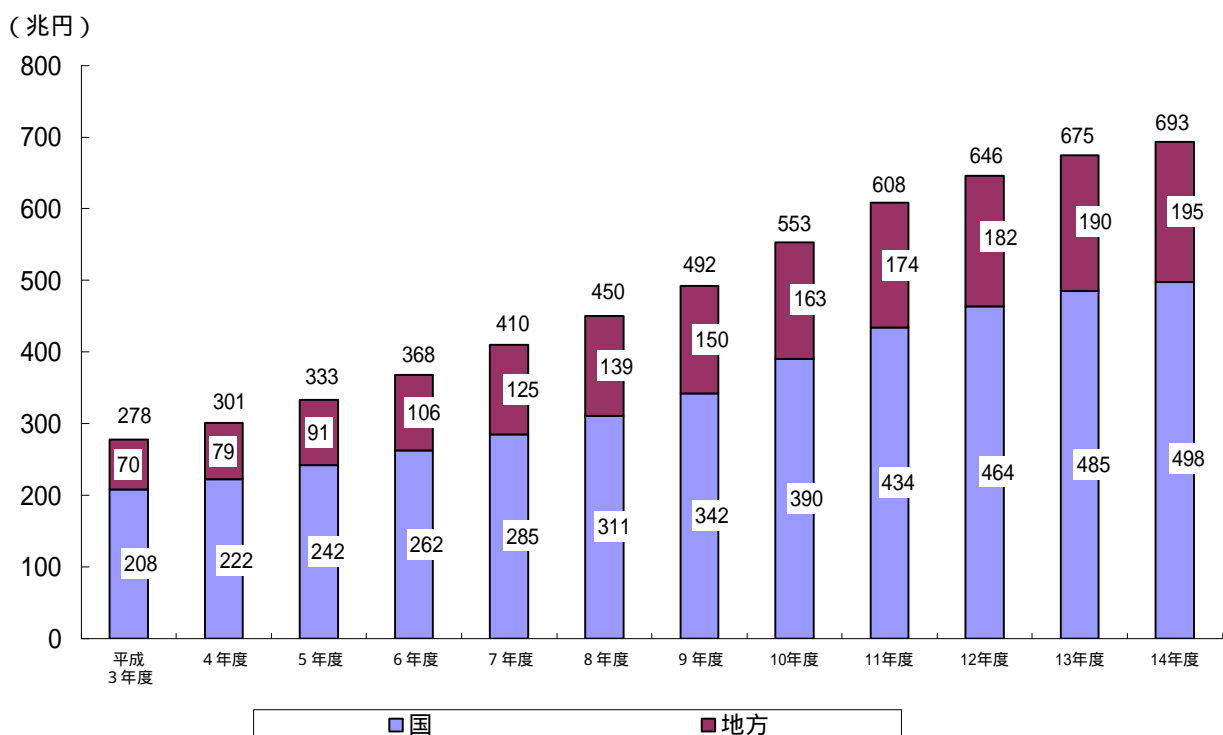
資料：宇和島地区広域市町村圏計画（平成13年3月）

第4項 財政の悪化と行財政改革の必要性

国と地方を合わせた債務残高が、平成14年度末には約693兆円に到達するなど、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。これに対し、国は、中央省庁等の再編をはじめとして特殊法人改革など本格的な行財政改革に着手していますが、さらに、全国の地方公共団体の財政を支える「地方交付税」にも、抜本的な制度改革を迫ることが予想されています。

四市町においては、各市町がそれぞれ行財政改革に着手し、定員管理や事務事業の見直しなどにより行財政の効率化を図ってきましたが、少子・高齢化の進行、構造的な不況の長期化などにより自主財源を十分に確保することは難しく、市町村合併による行財政基盤の強化は有効な手段であると考えられます。

国・地方の長期債務残高の推移



資料：財務省

第5項 地方分権への対応の必要性

明治維新以降の日本は、国が重要な政策を決定し、全国画一的に事業を推進する方が効果的であるとして、中央集権型の行政を行ってきました。しかし、経済成長で生活が豊かになり、住民ニーズが多様化・高度化したことによって、従来の中央主導による施策では、個性ある地域づくりや少子・高齢社会に対応できなくなってきました。

こうした国による縦割りの画一的な行政から、住民主導の地域の特性に根ざした総合的な行政に転換するために、地方分権の重要性が叫ばれ、平成12年4月1日には「地方分権一括法」()が施行されました。住民に身近な行政は、できるだけ住民に身近な市町村で行うという地方分権が推進され、これからの市町村は、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活かし、主体的に行政を進めていくことが必要になります。

こうしたなか、地方分権の推進を図るため、国から県へ、県から市町村へと事務や権限が委譲されています。しかしながら、権限が委譲されるものの、財源や人員までは委譲されていないことや、住民生活に密着したより多くの権限委譲に対応するため、これまで以上に市町村の行政体制や財政基盤を充実強化し、自治体としての政策形成能力を高めることが求められています。

()地方分権一括法：「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。機関委任事務(市町村事務ではないが、国や県から任せられ、市町村がやらなくてはいけない事務)の廃止や権限委譲の推進などを柱に475本の法律が一括改正され、平成11年7月16日に公布された。地方分権一括法では、都道府県と市町村は対等関係にあるとの認識から、都道府県による市町村への関与や市町村への権限委譲の方法などについて必要な見直しが行われ、総じて市町村の権限が拡充するような方策がとられています。

第4節 市町村合併をめぐる動向

第1項 国の動向

1 合併特例法の改正

国では、市町村の自主的な合併が円滑に行われるよう、昭和40年に10年間の時限立法として合併特例法（市町村合併の特例に関する法律）を制定するとともに、昭和50年、60年、平成7年、10年、11年、14年と改正してきました。現行のものは、平成17年3月31日の合併までの時限立法となっています。

合併特例法の概要は、次の通りです。

合併特例法の概要

<p>合併の手続きに関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合併市町村は、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする市町村建設計画を作成する。 合併市町村は、旧市町村ごとの意見を反映するため、旧市町村の区域ごとに、地域審議会を置くことができる。
<p>議員・職員等の身分保障に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会の議員の定数・在任に関して、一定期間の特例がある。 <ul style="list-style-type: none"> ア 新設合併の場合 <ul style="list-style-type: none"> a 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）、合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期） b 在任特例を活用する場合、合併前の議員が2年までの期間在任が可能 市町村議会議員は、退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）は、合併に影響されない。 農業委員会委員など、選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。 一般職の市町村職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。 都道府県議会議員の選挙区は、一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。
<p>財政上の特例措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度（平成14年3月改正）に限り、地方税の課税をしないこと又は不均一の課税を行うことができる。 地方交付税は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併前の各市町が存在しているとして算定した合算額を下らないように算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。 以下の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等 イ 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について、特別の配慮をする。 災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。
<p>国・都道府県の関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国は、都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施する。 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を行う。 都道府県は、市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施する。 都道府県は、市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整を行う。 都道府県は、市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置を行う。 都道府県は、流域下水道の関係市町村が、合併により一つの市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

2 市町村合併支援プランの策定

平成 13 年 8 月には、国の市町村合併支援本部により、市町村合併支援プランが策定されました。これは、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月 31 日までに、市町村合併が円滑に進むため、(1)都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村、(2)平成 17 年 3 月 31 日までに合併した市町村を対象に、地方行財政上の支援策の拡充や、新たな関係省庁の連携による支援策を定めたものです。

また、平成 14 年 8 月には支援策が拡大され、地域イントラネット（インターネットの技術を活用した、地域内の情報通信ネットワーク）基盤施設整備事業、情報通信システム整備促進事業など合計 80 項目が用意されています。

第 2 項 県の動向

1 合併推進体制の整備

愛媛県では、平成 13 年 2 月 28 日に「愛媛縣市町村合併推進要綱」が策定され、「合併の種類」や「合併パターン」により合併の推進方策が位置付けられました。

さらに、平成 13 年 4 月 1 日には、県下の市町村合併を推進するために、全庁レベルでの支援を実施すべく、知事を本部長として、「愛媛縣市町村合併支援本部」が設立されました。また、地方局長を本部長として「市町村合併推進地方本部」が各地方局ごとに設置され、市町村合併に関する管内各市町村の状況を把握するとともに、管内における市町村合併の推進を図ることになりました。

四市町においては、平成 14 年 8 月 6 日に県より「合併重点支援地域」の指定を受けました。合併重点支援地域に指定されたことにより、国の「合併支援プラン」の対象地域となり、国の様々な支援を受けることができるようになりました。

2 県による支援策

愛媛縣市町村合併推進要綱では、以下のような合併に対する支援策が盛り込まれています。四市町においても、必要に応じて財政支援や権限委譲などを要望していくことが求められます。

愛媛縣市町村合併推進要綱に位置づけられた支援策

(1) 支援体制の整備	市町村合併に対する取組を支援するため、県庁内に各部局横断的な庁内組織を設置する。
(2) 合併後の新市町村振興に対する支援	市町村合併の気運の醸成を図るため、市町村合併に関する県の取組方針を住民に周知する住民説明会の開催や広報活動を積極的に行うとともに、市町村合併に関する検討を行う際に参考となるよう、合併に関する各種資料を網羅した冊子を作成し、関係者に配布するなど、積極的な情報提供を行う。
(3) 市町村合併に向けた取組支援	これまで行ってきた市町村合併に係る調査研究等に対する助成を拡充するとともに、市町村合併に関する勉強会等への民間講師の派遣などが可能となる制度を整備する。 また、新たに、具体的な組合せによる合併の効果や課題などの検討を県と市町村が共同して実施できる制度を創設する。 このほか、合併の実現に向けた関係市町村間の検討、協議が円滑に進められるよう市町村の求めに応じて、合併における各段階に対応した情報提供・技術的な助言等を行う。
(4) 合併後の市町村に対する支援	合併後の市町村の行財政運営やまちづくりが円滑に進むように、新市町村に対して次のような支援策を講じる。 1. 県単独の交付金の創設 合併直後の臨時的経費に対する県独自の交付金を創設する。 2. 市町村建設計画を達成するための事業の実施 市町村建設計画に掲げられた県事業を重点的に実施するとともに、補助金の優先選択など市町村事業に対する行財政的な支援を行う。 3. 合併市町村への権限委譲 合併市町村の運営やまちづくりに有効な事務事業について、県への権限委譲の要望があった場合は、積極的に検討する。

第3項 合併の事例

昭和60年以降の市町村合併の事例は、42件あります。市と町村による新設合併の最近の例としては、平成15年の宗像市（宗像市、玄海町）と周南市（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）があります。

合併の事例

（昭和60年4月1日以降）

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	藤橋村(岐阜県)	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	つくば市	桜村、谷田部町、豊里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入
平成7年9月1日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設
平成13年1月1日	新潟市	新潟市、黒埼町	編入
平成13年1月21日	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
平成14年4月1日	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
	久米島町	仲里村、具志川村	新設
平成14年11月1日	つくば市	つくば市、荃崎町	編入
平成15年2月3日	福山市	福山市、内海町、新市町	編入
平成15年3月1日	南部町	南部町、富沢町	新設
	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入
	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町	新設
	神流町	万場町、中里村	新設
	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	新設
	山県市	高富町、伊自良村、美山町	新設
平成15年4月1日	静岡市	静岡市、清水市	新設
	呉市	呉市、下蒲刈町	編入
	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町	新設
	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	新設
	新居浜市	新居浜市、別子山村	編入
	宗像市	宗像市、玄海町	新設
	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	新設
平成15年4月21日	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設
計		42	編入22、新設20

第5節 四市町の形成過程

わが国における市町村合併は、特に明治20年代と、昭和28～36年にかけて行われました。

明治20年代は、明治の大合併といわれ、江戸時代に形成された自然発生的な町村を、近代的な地方自治制度へと整備するために行われ、全国で約7万あった町村は約1万6000になりました。

昭和28～36年は昭和の大合併といわれ、日本国憲法制定後に課題となった地方自治制度の確立をめざして行われ、約9,800あった市町村は約3,500になりました。このときには、新制中学の設置、市町村消防の創設などのほか、社会福祉、保健衛生関係の事務など多くの事務が市町村に委譲されました。

四市町においても、明治23～24年にかけて、宇和島町、吉田町、三間村、津島村の2つの町と2つの村がそれぞれ誕生しました。

宇和島市は、その後、大正6年に丸穂村と、同10年に八幡村と合併して市制を施行し、昭和9年には九島村と合併、同30年には三浦村・高光村と合併、同32年に来村と合併、更に、昭和49年には宇和海村と合併して現在に至っています。

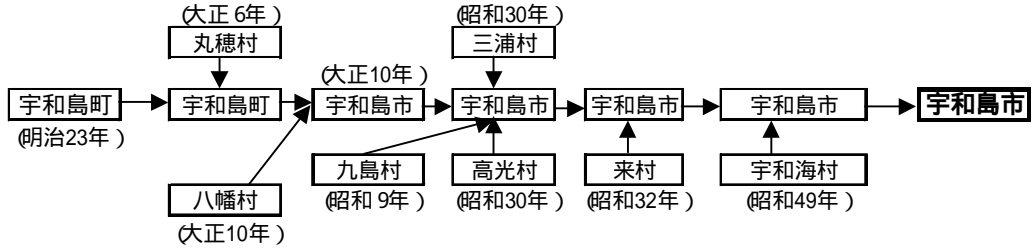
吉田町は、昭和13年に立間尻村と合併したのち、昭和30年には、旧吉田郷と呼ばれて密接なつながりをもっていた旧吉田町、立間村、喜佐方村、奥南村、玉津村の5ヶ町村と高光村の一部（知永）が合併しました。

三間町は、三間村、二名村、成妙村が昭和29年に合併して町制を敷き、昭和33年に広見町是延の区域を編入し、現在に至っています。

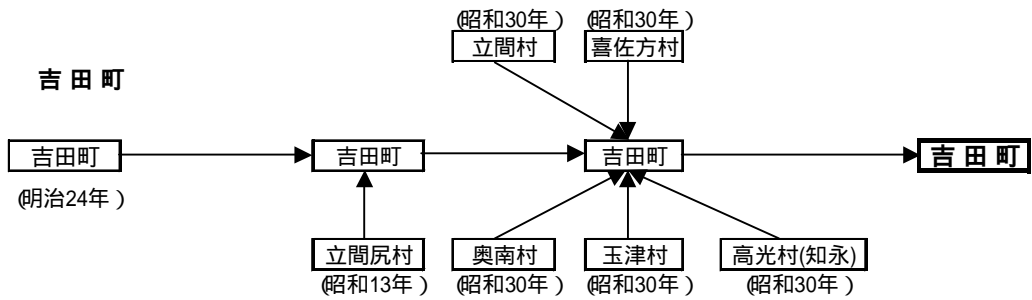
津島町は、明治時代初頭に合併を重ね、明治20年代には、津島村、清満村、畑地村、下灘村、北灘村の5村になり、その後、津島村が岩松村へ名称を変更し、岩松村の町制が施行され、清満村からの御槇村の分離などを経て、昭和30年にこれら1町5村が合併して新しい津島町が誕生しました。

四市町の合併の歴史的経過

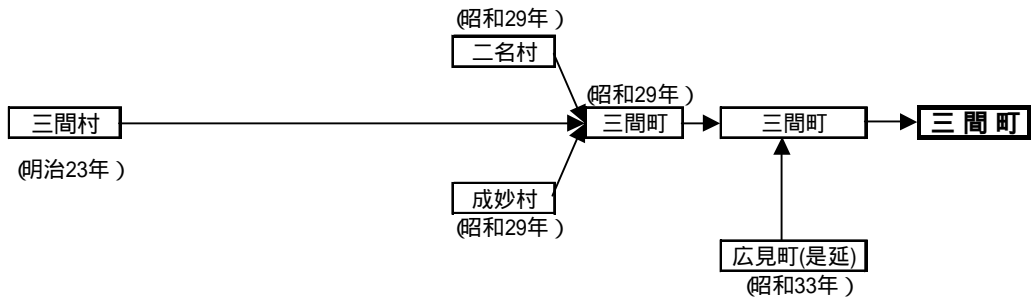
宇和島市



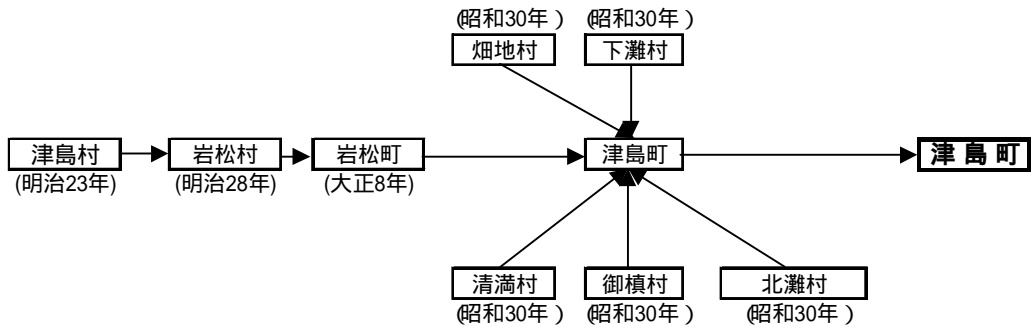
吉田町



三間町



津島町



第2章 四市町の現状

第1節 四市町の概要

四市町は、愛媛県西南部の中心都市宇和島市と、宇和島市を囲む北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町で構成されています。合計面積は 469.36 k m²で、県内最大面積の市である松山市の 289.35 k m²を大きく上回っています。

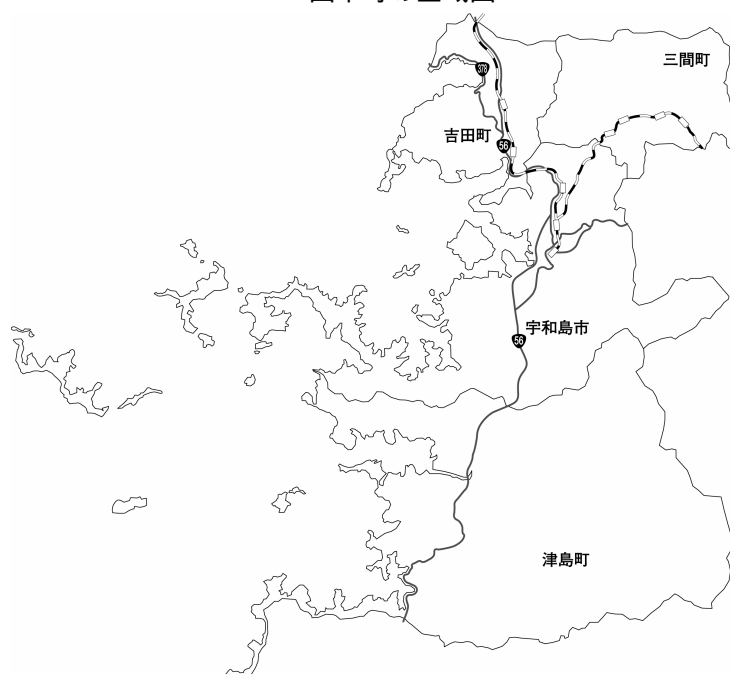
西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、藤原純友の本拠地として名高い日振島をはじめとする5つの有人島と多くの無人島があります。海まで迫る急峻な山々は、起伏の多い複雑な地形を形成しており、海岸部の平野や内陸部の盆地に、市街地や集落が点在しています。河川の多くは宇和海へ注ぎますが、三間川は四万十川に合流し、高知県へ流れ、河川の分水嶺にもなっています。

鉄道は、JR 予讃線・予土線が宇和島駅を起点に、松山方面や高知方面と結ばれており、宇和島・松山間の所要時間は約 80 分です。道路は、高知から松山に至る国道 56 号が四市町の中心を南北に貫くほか、阿南市から高松市、高知市を経て大洲市に至る「四国横断自動車道」の宇和島～大洲間で整備が進められ、さらに国道 56 号宇和島道路として、津島～宇和島間の高規格道路も着手されています。

歴史的には、10 万石を拝領した伊達政宗の長庶子、秀宗の伊達家による宇和島藩と宇和島藩から分知された吉田藩に属し、幕末四賢候に数えられた伊達宗城（むねなり）（ ）は郷土の誇りとなっています。

産業は、農業、水産業と商業が中心となっており、みかん、米の生産と、真珠、タイ、ハマチの養殖が盛んです。

四市町の区域図



()伊達宗城（むねなり）：宇和島藩 8 代藩主。土佐藩の山内豊信らの幕末四賢候として有名。幕末の世を乗り切るために、長州藩出身の蘭学医・大村益次郎の招へいによる西洋知識の導入や、蒸気船の建造や砲台の設置などの近代軍備の整備などに努めた。また、蛮社の獄（江戸幕府が渡辺華山らの蘭学者グループを弾圧した事件）で捕らえられ後、脱獄した蘭学者高野長英をかくまった。

第2節 各市町の概要

第1項 宇和島市

人口 62,126 人の宇和島市は、宇和島藩 10 万石の城下町として栄えた県西南部の中心都市で、四市町の地理的中心に位置します。

中心市街地は三方を山に、西方を宇和海に囲まれた平地に高密度に集積しており、中心部に宇和島城のある城山があります。宇和海には4つの有人離島があり、その一つの九島が豊後水道の風浪をさえぎり、湾内は波おだやかな天然の良港を形成しています。

歴史的には、文禄4年（1595年）に築城の名手藤堂高虎が宇和郡7万石の領主となり、この地に本格的な城下町としての体裁を整えたと言われています。慶長19年（1614年）には、仙台伊達政宗長庶子、秀宗が宇和郡10万石を拝領し、以来、歴代藩主の善政によって繁栄し、独自の文化を築いてきました。

産業は、真珠やタイ、ハマチの養殖を中心とした水産業と、かんきつ類を中心に、果樹、野菜、米など多種多様の作物が栽培される農業、地域中心都市としての商業、水産加工などの工業がバランスよく発展しています。観光は、宇和島城、伊達博物館などの歴史資源の観光や全国的に有名な闘牛のほか、うわじま牛鬼まつり、和霊大祭などイベント、さらには釣りなどで多くの人を訪れます。

第2項 吉田町

人口 13,001 人の吉田町は、宇和島市の北に位置する農業と漁業の町です。

地勢は山並みが複雑に入り込み、そのまま海に落ち込んでいる急傾斜地帯であり、平坦部は総面積 48.12 km²の約 10%にすぎず、谷間や海岸線に集落が形成されています。このような地勢はかんきつ栽培に最適であり、南予特有の「耕して天に至る」段々畑を形成しています。

みかんは全国一の出荷量を誇り、果物生産日本一の8町村による「フルーツサミット」構成のメンバーにもなっています。

漁業は、海面養殖業が盛んで、マダイとぶり類、真珠が中心になっています。

歴史は古く、中世に入ると西園寺氏の支配を受け、明暦3年（1657年）に伊達秀宗の第五子宗純が3万石を分知され吉田藩を創立し、伊達9代210余年にわたる陣屋として発展しました。陣屋の街並みを再現した「吉田ふれあい国安の郷」は町の観光スポットです。

全国に6つある同名の吉田町の交流事業や、今までにない企画、アイデア等を町民等から募り、町民が実施する企画や活動に対しては資金面で支援していく「がいな制度」など、独自のまちづくり施策を実施しています。

第3項 三間町

人口6,651人の三間町は、宇和島市の北東、吉田町の東に位置する農林業地域です。県道広見・三間・宇和島線や宇和・三間線、西谷吉田線により、宇和島市、宇和町、広見町、吉田町の四方に通じ、宇和島市街地から車で15分の距離にあります。町の中央を四万十川の支流である三間川が流れています。

県内屈指の米どころとして知られ、「美沼姫」のブランド米作りを主として農業中心に発展してきました。野菜栽培や、乳牛の飼育、イチゴの新品種「レッドパール」の開発や休耕田を利用した花き栽培などにも、積極的に取り組んでいます。工業は、自動車部品関連や縫製の工場が立地しており、商業は、地元商業が中心ですが、現在、地域の産業振興と四国横断自動車道開設後の観光客の受け皿として、道の駅を整備中です。

観光では、四国霊場41番札所龍光寺・42番札所仏木寺や中山池、運動公園、穴ヶ滝自然公園などがあり、文化芸能では「えびす相撲」、「天神花踊り」や、「統一秋祭り」での鹿の子や唐獅子、牛鬼などがあります。

近年は、町により「定住促進団地」としてコスモスタウンを分譲するなど、宇和島市街地の郊外に位置する有利な立地を活かして、若者定住にも力を入れています。

第4項 津島町

人口13,863人の津島町は、宇和島市の南に位置し、西は宇和海に面しています。

海岸は典型的なリアス式海岸で、その多くの地域が足摺宇和海国立公園の区域内にあり、海面の上昇または地盤の沈降にもとづいて形成された海岸の繊細な入江と、島嶼が造り上げる景観は郷土の誇りです。また、宇和海に長く突き出した三浦半島と由良半島に囲まれた湾内は、波静かな自然の良港を形成しています。

背後には南予を代表する1,000m級の山々が連なっており、複雑に入り組んだ谷に、シロウオ漁で有名な岩松川など多くの河川が流れています。また、有人離島として竹ヶ島があります。

産業では、稲作、かんきつ類、木材などの農林業、マダイ、ハマチを中心とする魚類養殖、真珠養殖の水産業が盛んです。特に真珠養殖は、真珠母貝、真珠生産ともに国内有数の生産地です。

観光では、梅・つつじ・しょうぶなど四季折々の花ごよみが楽しめる、四国最大15万㎡の規模を誇るレクリエーション都市公園「南楽園」や、温泉を核とした複合施設「津島やすらぎの里」があります。また、獅子文六の小説「てんやわんや」の町としても有名です。

祭りは、二隻の和舟が競い合う勇壮な「由良神社の裸祭り」や「牛鬼」、「五ツ鹿踊り」など多彩です。

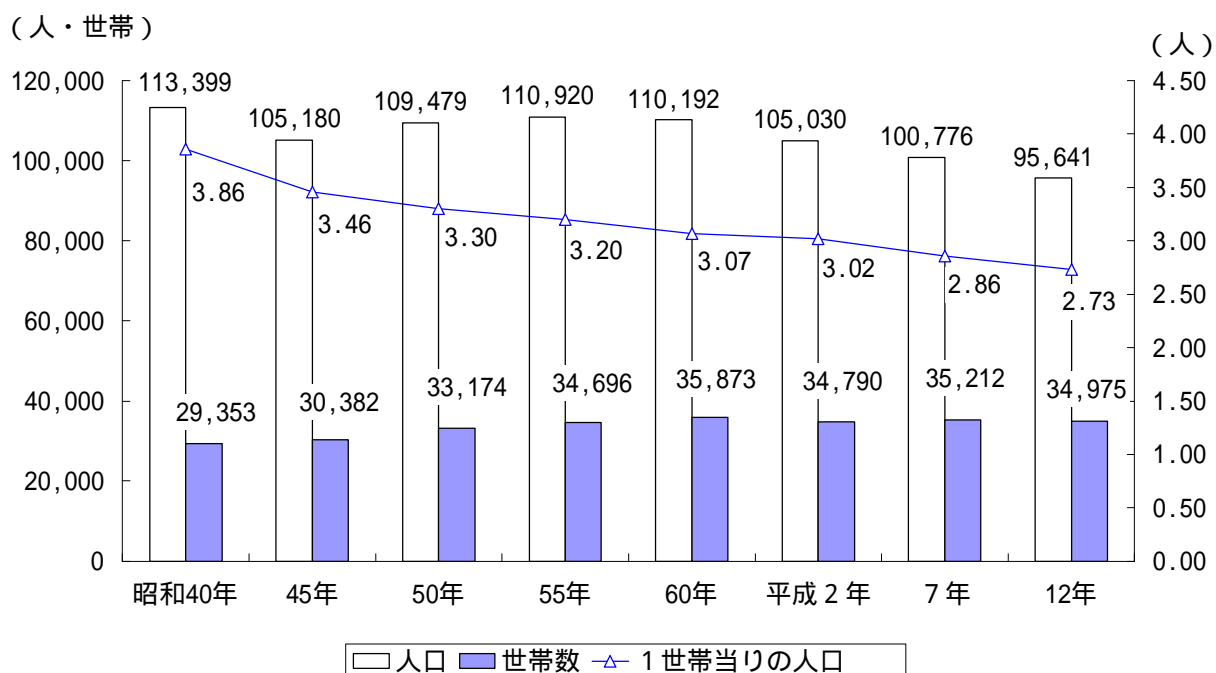
第3節 人口・世帯

国勢調査によると、平成12年の四市町の人口は95,641人、世帯数は34,975世帯です。人口は昭和50年から55年にかけて増加しましたが、昭和60年から再度減少に転じ、現在に至っています。1世帯あたりの人口は四市町とも減少しており、平成12年には2.73人となっています。

各市町ごとの平成12年の人口は、宇和島市が62,126人、吉田町が13,001人、三間町が6,651人、津島町が13,863人で、いずれの市町も人口減少が続いています。

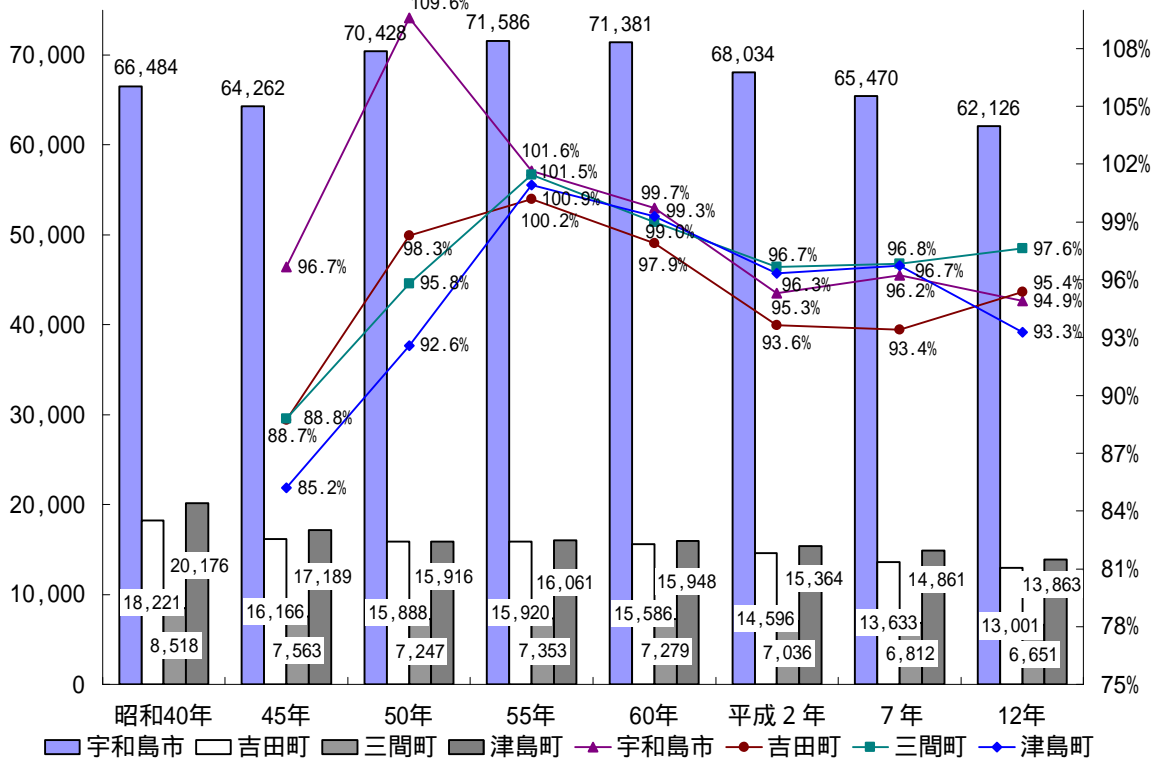
平成12年の年齢構成をみると、年少人口(0~14歳人口)比は14.5%と全国平均程度であるものの、老年人口(65歳以上)比は25.3%と県平均や全国平均を大きく上回っています。

四市町の人口・世帯数・1世帯あたり人口の推移



資料：国勢調査

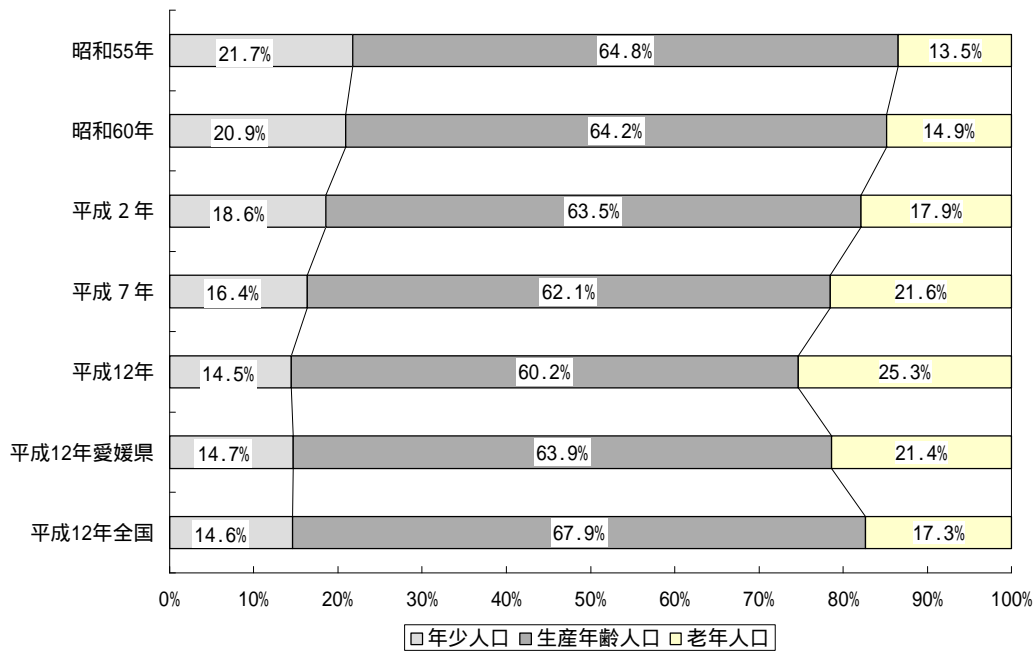
各市町別の人口と、5年前からの人口増減率の推移



資料：国勢調査

注)「5年前からの人口増減率」は、ある時点から過去5年間の人口増減数を明確にするための指数。
例えば、昭和45年の宇和島市の96.7%は、昭和40年から45年までの変化率を示しています。

四市町の年齢構成比の推移



資料：国勢調査

第4節 産業構造

第1項 総括

産業における各指標の「四市町合計」の「人口比に対する割合」は、工業指標を除いた水産業、農業、商業、観光の各指標で100%を超えています。特に水産業は、従事者数が県計の3割を占めるなど高い割合を示しており、四市町の主要な産業となっていることが分かります。

平成11年度の産業別総生産は、四市町合計で約2,600億円にのぼり、内訳は第1次産業が約200億円、第2次産業が約400億円、第3次産業が約2,000億円です。第3次産業の総生産の構成比は76.0%を占め、県平均の64.4%より高く、宇和島市の商業集積の高さを示しています。第1次産業では、水産業が約130億円と第1次産業の中で67.4%を占め、県平均が35.9%であることから、第1次産業における水産業への依存の高さがうかがえます。

産業の各指標と、人口比でみたそれらの県内での水準

		四市町 合計	愛媛県 合計	県計に占める 四市町合計の割合	人口比に 対する割合	出典	
人口		人	95,641	1,857,339	5.1%	平成12年国勢調査	
水産業	漁業経営体数	戸	1,752	6,972	25.1%	493%	平成10年 漁業センサス
	従事者数	人	4,213	13,345	31.6%	619%	
農業	販売農家数	戸	3,486	44,703	7.8%	153%	平成12年 農業センサス
	専業農家数	戸	967	12,702	7.6%	149%	
工業	事業所数	か所	180	3,893	4.6%	90%	平成12年 工業統計調査
	従業員数	人	3,193	100,617	3.2%	63%	
	製造品出荷額等	億円	461	34,670	1.3%	25%	
商業	商店数	店	2,167	25,493	8.5%	167%	平成11年 商業統計調査
	従業員数	人	10,229	138,094	7.4%	145%	
	年間販売額	億円	3,550	43,093	8.2%	162%	
観光	観光入込数	万人	181	2,372	7.6%	150%	平成12年観光 レクリエーション 入込客推計書

各市町の産業別総生産（平成11年度）

	実数（百万円）				構成比（%）		
	総計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
宇和島市	188,101	11,262	23,934	152,905	6.0	12.7	81.3
吉田町	27,721	3,861	7,145	16,715	13.9	25.8	60.3
三間町	13,673	966	5,050	7,657	7.1	36.9	56.0
津島町	28,495	3,483	6,157	18,855	12.2	21.6	66.2
四市町計	257,990	19,572	42,286	196,132	7.6	16.4	76.0
愛媛県計	4,912,134	134,470	1,614,184	3,163,480	2.7	32.9	64.4

	実数（百万円）				構成比（%）		
	総計	農業	林業	水産業	農業	林業	水産業
宇和島市	11,262	1,508	45	9,709	13.4	0.4	86.2
吉田町	3,861	2,763	9	1,089	71.6	0.2	28.2
三間町	966	889	77	0	92.0	8.0	0.0
津島町	3,483	778	319	2,386	22.3	9.2	68.5
四市町計	19,572	5,938	450	13,184	30.3	2.3	67.4
愛媛県計	134,470	80,142	6,040	48,288	59.6	4.5	35.9

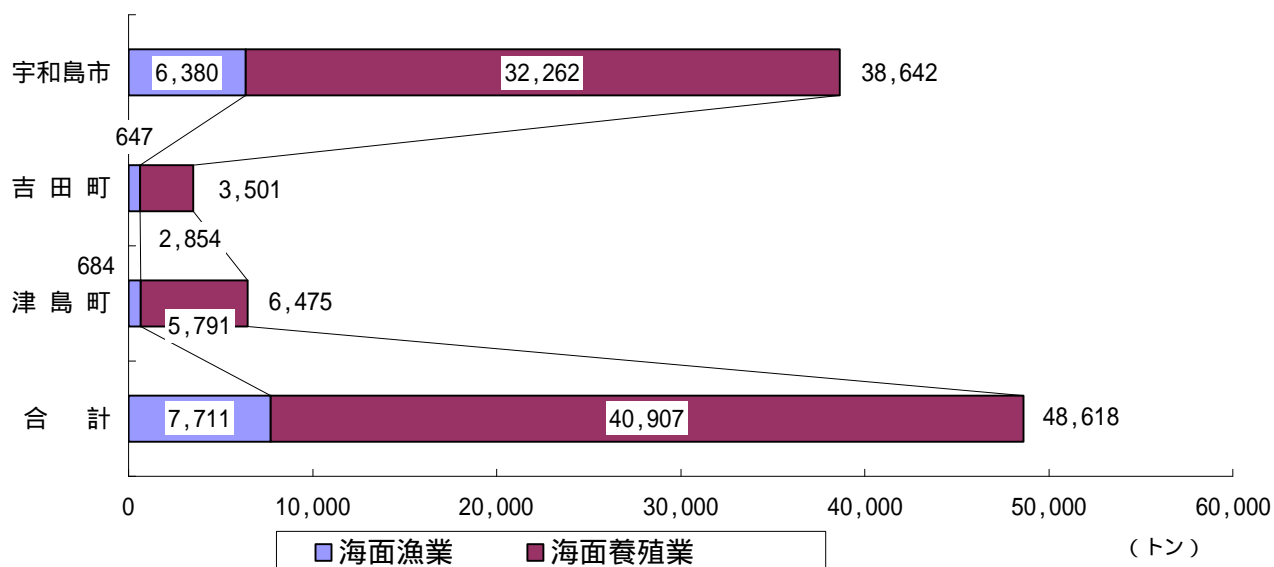
産業別総生産は、輸入税、その他、帰属利子を加算控除する前の数値。資料：愛媛県統計書

第2項 水産業

本地域の水産業は、マダイ、ぶり類を中心とした魚類養殖と真珠養殖が盛んです。

平成12年の総漁獲量は4万8,618トンで、内訳は、宇和島市が3万8,642トンと最も多く、次いで津島町が6,475トン、吉田町が3,501トンとなっています。そのうち海面養殖業の漁獲量は、4万907トンで全漁獲量の84%を占めています。海面養殖業が全漁獲量に占める割合は、三市町とも8割を超え、特に津島町が89%と高くなっています。

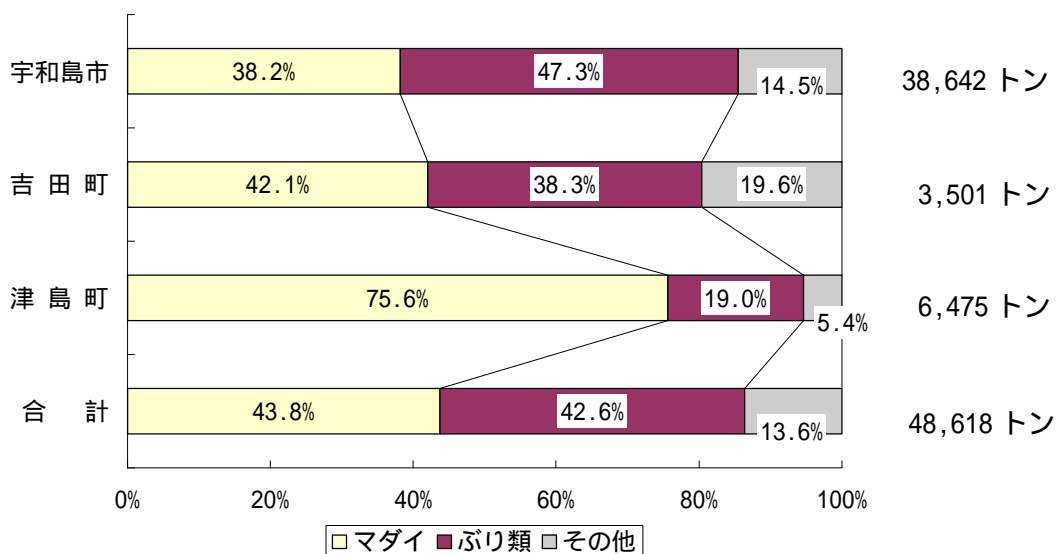
各市町の漁獲量（平成12年）



資料：各市町水産関係課

漁獲量の内訳は、マダイが全体の43.8%、ぶり類が42.6%で、その2つで全体の9割近くを占めます。市町別にみると、津島町ではマダイが7割を超えるのに対し、吉田町ではその他の魚種が2割近くあります。

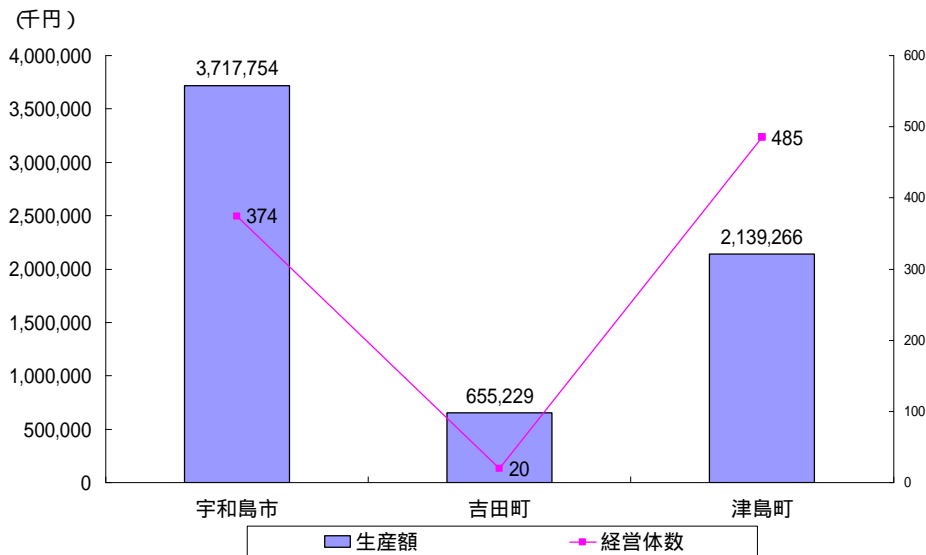
漁獲量と魚種（平成12年）



資料：各市町水産関係課

また、平成 12 年の真珠養殖・真珠母貝養殖の生産額については、宇和島市が約 37.1 億円と最も多く、次いで津島町が約 21.3 億円、吉田町が約 6.5 億円となっています。経営体数では、津島町が 485 と最も多く、次いで宇和島市が 374、吉田町が 20 となっています。

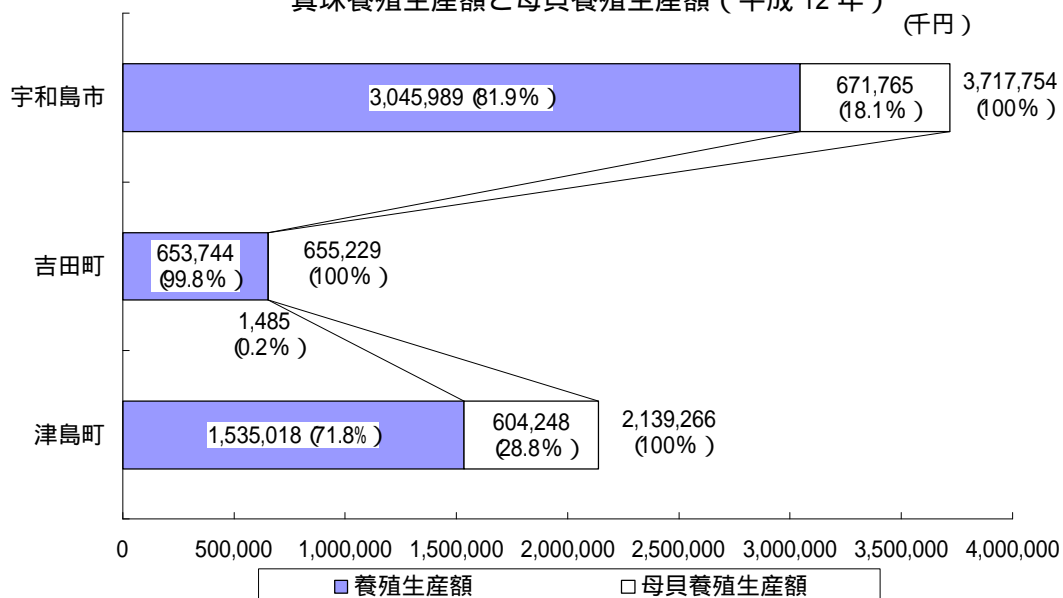
真珠養殖生産額と経営体数（平成 12 年）



資料：各市町水産関係課

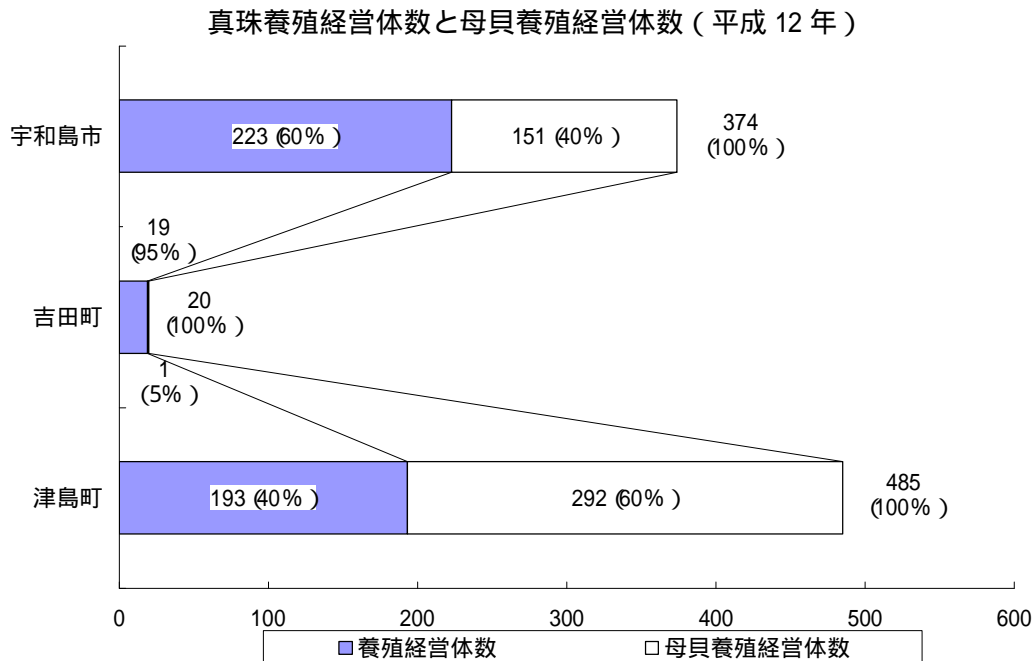
真珠養殖生産額と母貝養殖生産額をしてみると、真珠養殖生産額の比率が圧倒的に高く、金額では宇和島市が約 30.4 億円（81.9%）と最も多く、次いで津島町が約 15.3 億円（71.8%）、吉田町が約 6.5 億円（99.8%）となっています。

真珠養殖生産額と母貝養殖生産額（平成 12 年）



資料：各市町水産関係課

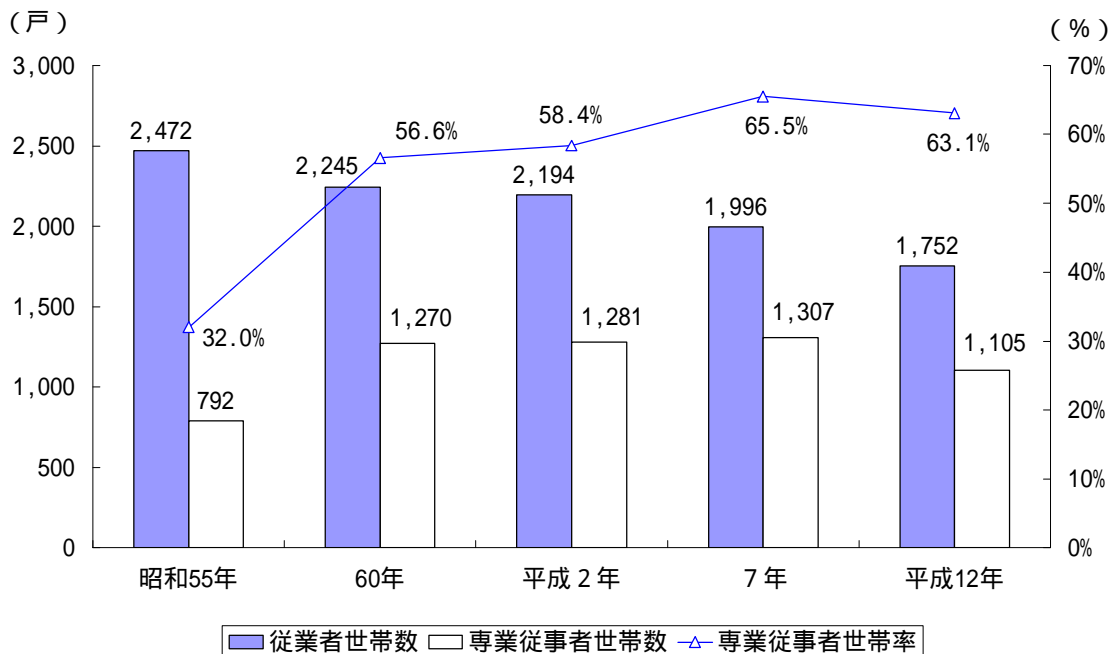
経営体数では、宇和島市と吉田町は真珠養殖経営体数が多く、津島町では逆に母貝養殖経営体数が多くなっています。



資料：各市町水産関係課

漁業従事者世帯数の推移をみると、総数は年々減少傾向にある一方、専業従業者世帯の比率は昭和 60 年から、ほぼ横ばいとなっています。

四市町の漁業従事者世帯数、専業漁業従事者世帯数、専業漁業従事者世帯数の割合の推移



資料：第 10 次漁業センサス

第3項 農業

四市町の農業は、吉田町・宇和島市・津島町のみかん等の果樹栽培と、三間町・津島町の米作が中心になっています。特に吉田町のみかんは、日本有数の収穫量を誇ります。

平成12年の農業就業者は6,666人、経営耕地面積は4,123ha、農家1戸当たりで62aになります。農業粗生産額は139.3億円で、その約50%の69.6億円が吉田町の生産額です。また、農家1戸当たりの生産額も吉田町が最も多く、県平均と比べ約3倍となっています。

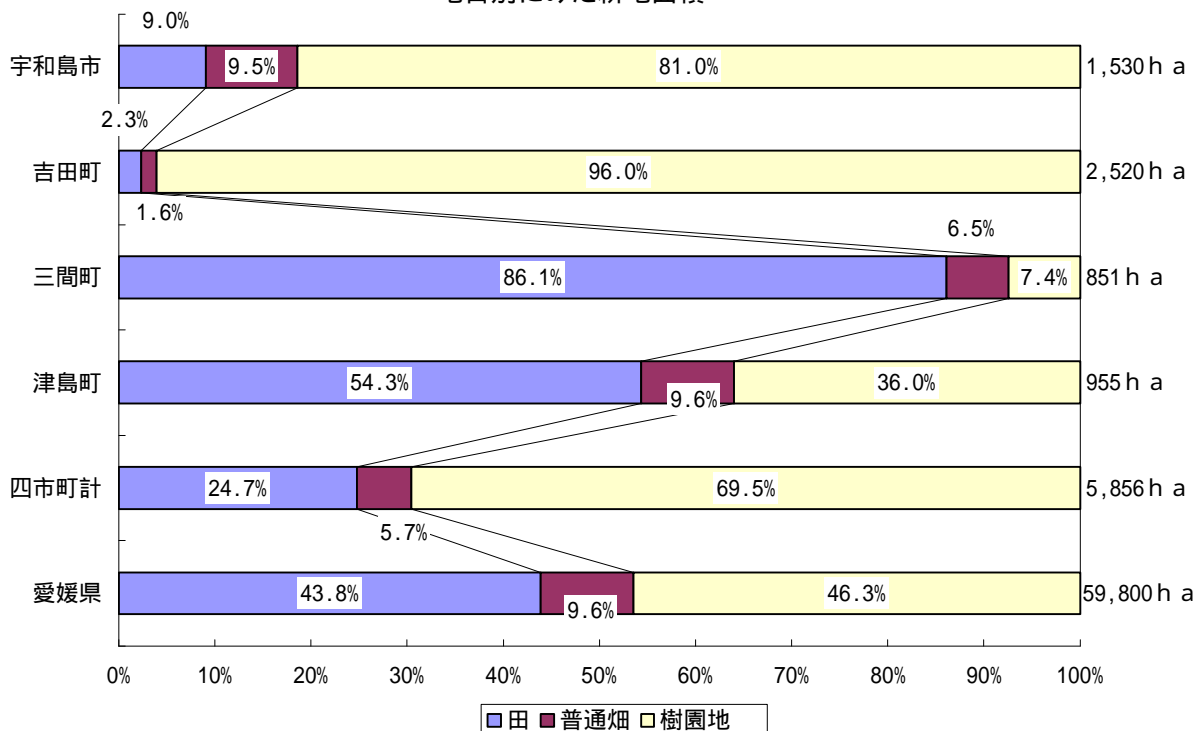
農業就業人口・経営耕地面積・農業粗生産額

	農業就業人口(人)	経営耕地面積(平成12年)		農業粗生産額(平成12年)			
		実数(ha)	1農家当たり(a)	総数(百万円)	農家1戸当たり(千円)	耕地面積10a当たり(千円)	農業就業者当たり(千円)
宇和島市	1,665	869	75	3,680	3,186	42	2,210
吉田町	2,852	1,978	161	6,960	5,682	35	2,440
三間町	1,039	709	85	1,630	1,962	23	1,569
津島町	1,110	567	52	1,660	1,511	29	1,496
四市町計	6,666	4,123	62	13,930	3,232	34	2,090
愛媛県計	77,587	43,280	56	122,500	1,975	28	1,579

資料：「統計でみる市区町村のすがた」、「農業センサス」

地目別にみた耕地面積は、四市町では樹園地が約7割を占めており、吉田町では96.0%にのびています。一方、三間町では、86.1%が田です。

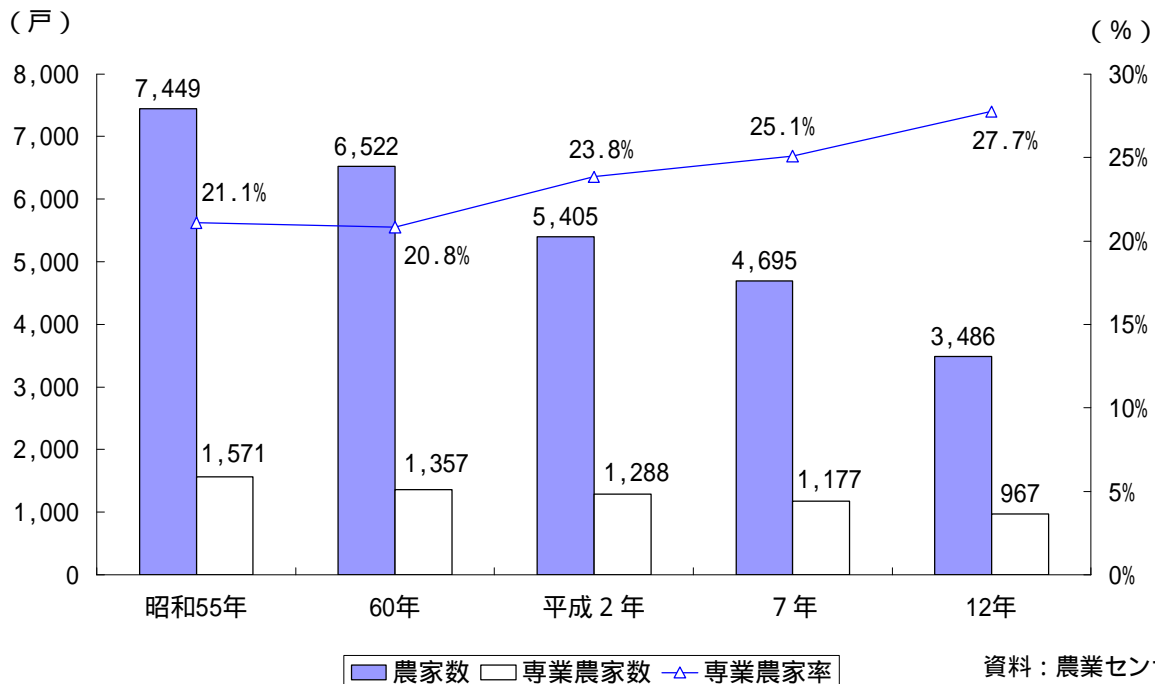
地目別にみた耕地面積



資料：農林水産省「市町村の姿」(平成13年)

農業センサスによると、四市町の農家数は昭和 55 年の 7,449 戸が平成 12 年の 3,486 戸と半数以下に減少し、専業農家は昭和 55 年の 1,571 戸から平成 12 年の 967 戸へと減少しています。一方、専業農家率は増加しています。

農家数、専業農家数、専業農家率の推移



第4項 林業

平成 12 年の四市町の林家総数は 2,905 戸で、非農家林家は 1,249 戸です。市町別では、宇和島市と津島町が多くなっています。

四市町の林業生産額は約 4.5 億円で、県合計の約 7.5% を占めます。市町別では、津島町が約 3.2 億円で四市町全体の 7 割を占めています。

林家数と林野面積 (平成 12 年)

	林家計		農家林家		非農家林家		生産額 (百万円)
	林家数 (戸)	面積 (ha)	林家数 (戸)	面積 (ha)	林家数 (戸)	面積 (ha)	
宇和島市	946	4,785	363	1,721	583	3,064	45
吉田町	222	846	180	692	42	154	9
三間町	660	3,094	489	2,236	171	857	77
津島町	1,077	5,848	624	4,089	453	1,759	319
四市町計	2,905	14,573	1,656	8,738	1,249	5,834	450
愛媛県計	29,611	176,424	19,802	116,790	9,809	59,634	6,040

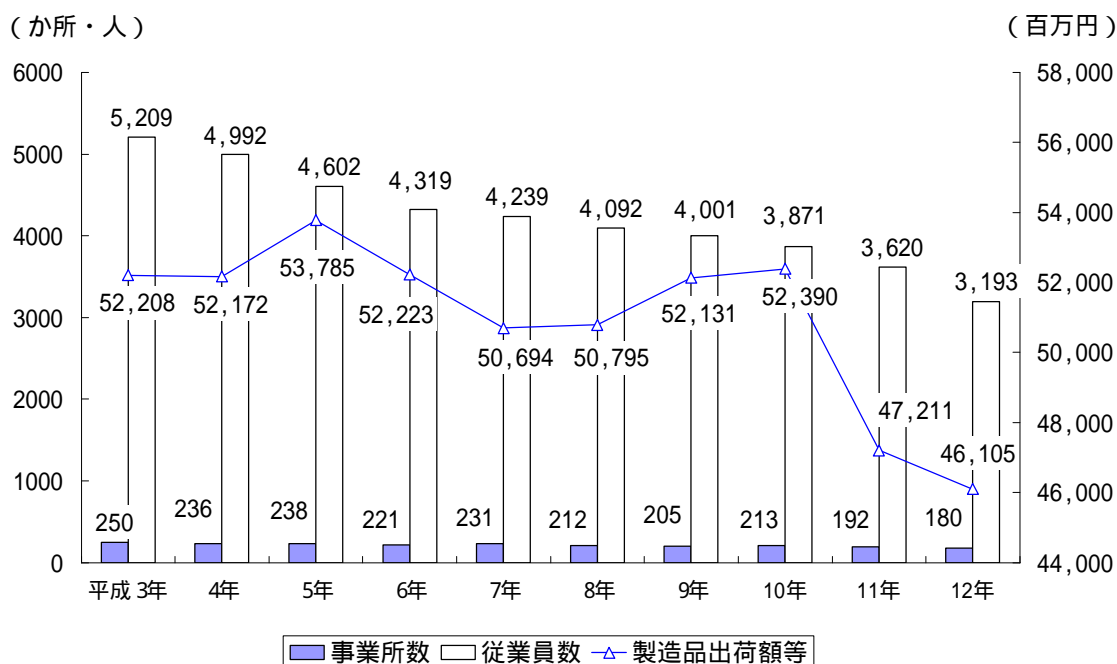
資料：愛媛県統計書

第5項 工業

工業統計表によると、四市町における平成12年の4人以上の事業所数は180か所、従業員数は3,193人で、製造品出荷額等()は約461億円です。市町別では、宇和島市がいずれの指標も6～7割を占めています。三間町は、事業所数は四市町のなかで最も少なくなっていますが、規模の大きい企業があるため従業員数、製造品出荷額等では宇和島市に次いでいます。

四市町における推移をみると、長引く不況の影響などにより各指標とも減少傾向にあり、特に製造品出荷額等は平成10～12年に大きく減少しています。

事業所数、従業員数、製造品出荷額等の推移



	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	粗付加価値額 (百万円) ()
宇和島市	121	1,821	30,419	10,828
吉田町	21	499	4,104	1,396
三間町	17	535	8,812	3,312
津島町	21	338	2,770	1,569
四市町計	180	3,193	46,105	17,105
愛媛県計	3,893	100,617	3,467,093	1,273,340

資料：工業統計表（平成12年）

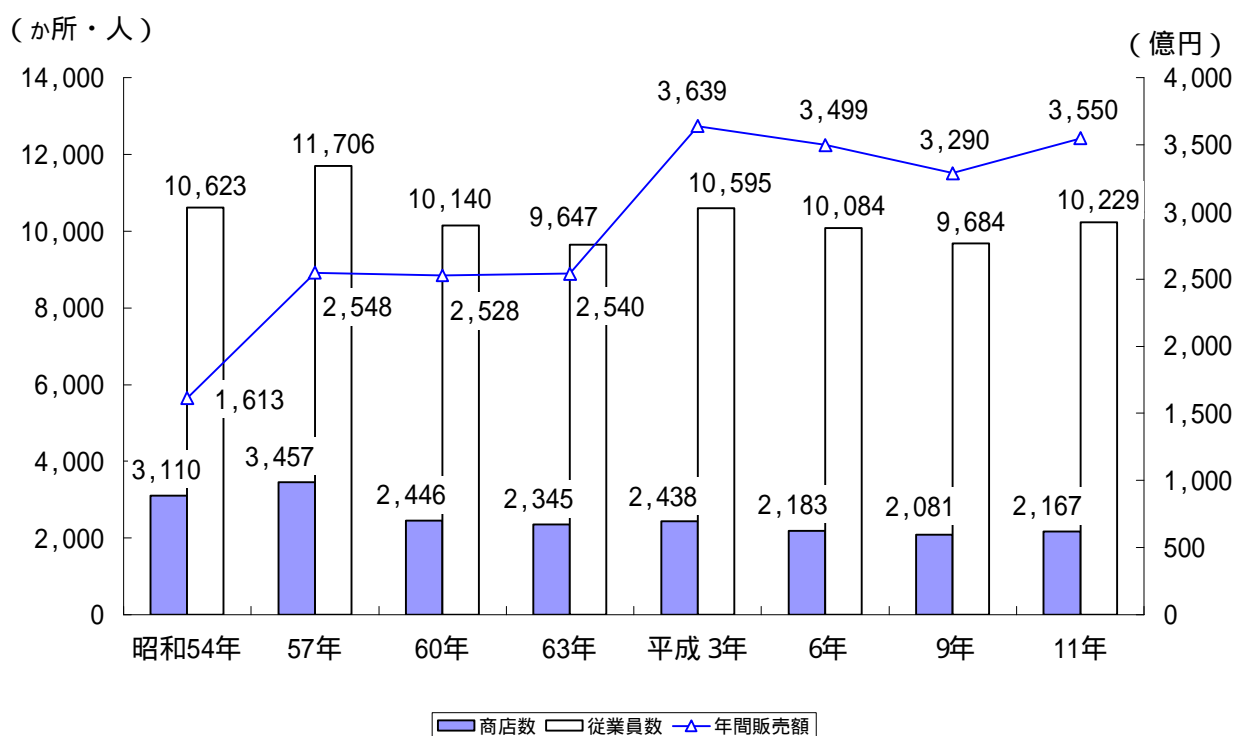
- ()製造品出荷額等：調査日前1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計。
- ()粗付加価値額：製造品出荷額等から国内消費税額（消費税法等の規定により課せられる消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又は石油税をいう。）及び原材料使用額等を差し引いたもの。

第6項 商業

商業統計調査によると、四市町の平成11年の商店数は2,167カ所、従業員数は10,229人、年間販売額は約3,550億円です。市町別では、宇和島市がすべての指標で8～9割を占め、広域的な商業拠点となっていることがわかります。

四市町における推移をみると、長期的には商店数は減少傾向を示しており、従業員数と年間販売額は平成3年以降、ほぼ横ばいとなっています。

商店数、従業員数、年間販売額の推移



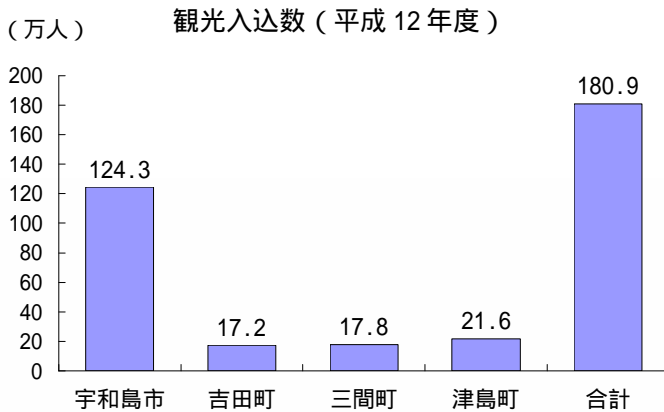
	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (百万円)
宇和島市	1,624	8,535	329,171
吉田町	246	784	11,125
三間町	68	222	4,838
津島町	229	688	9,816
四市町計	2,167	10,229	354,950
愛媛県計	25,493	138,094	4,309,380

資料：商業統計表

第7項 観光

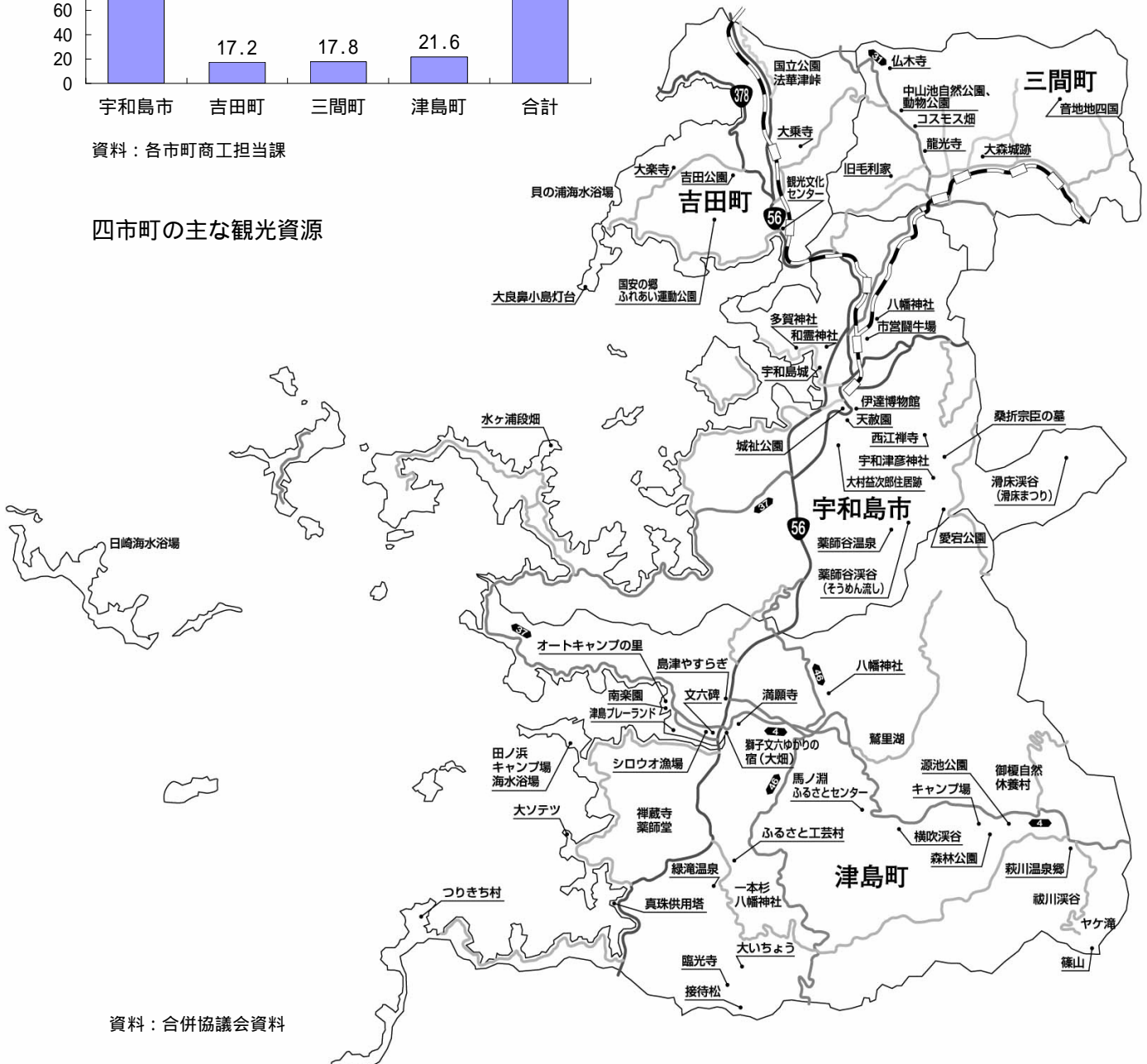
四市町の主な観光資源は、宇和島市の天赦園、宇和島城、伊達博物館、滑床溪谷、吉田町の吉田ふれあい国安の郷、三間町の札所（龍光寺、仏木寺）、津島町の南楽園、津島やすらぎの里熱田温泉などがあります。海水浴や釣り、お遍路などの目的を絞った観光客や、夏祭り、物産展などのイベント時の観光客も多くなっています。

平成12年の観光入込数は約180万人で、宇和島市が約124万人を占めています。



資料：各市町商工担当課

四市町の主な観光資源

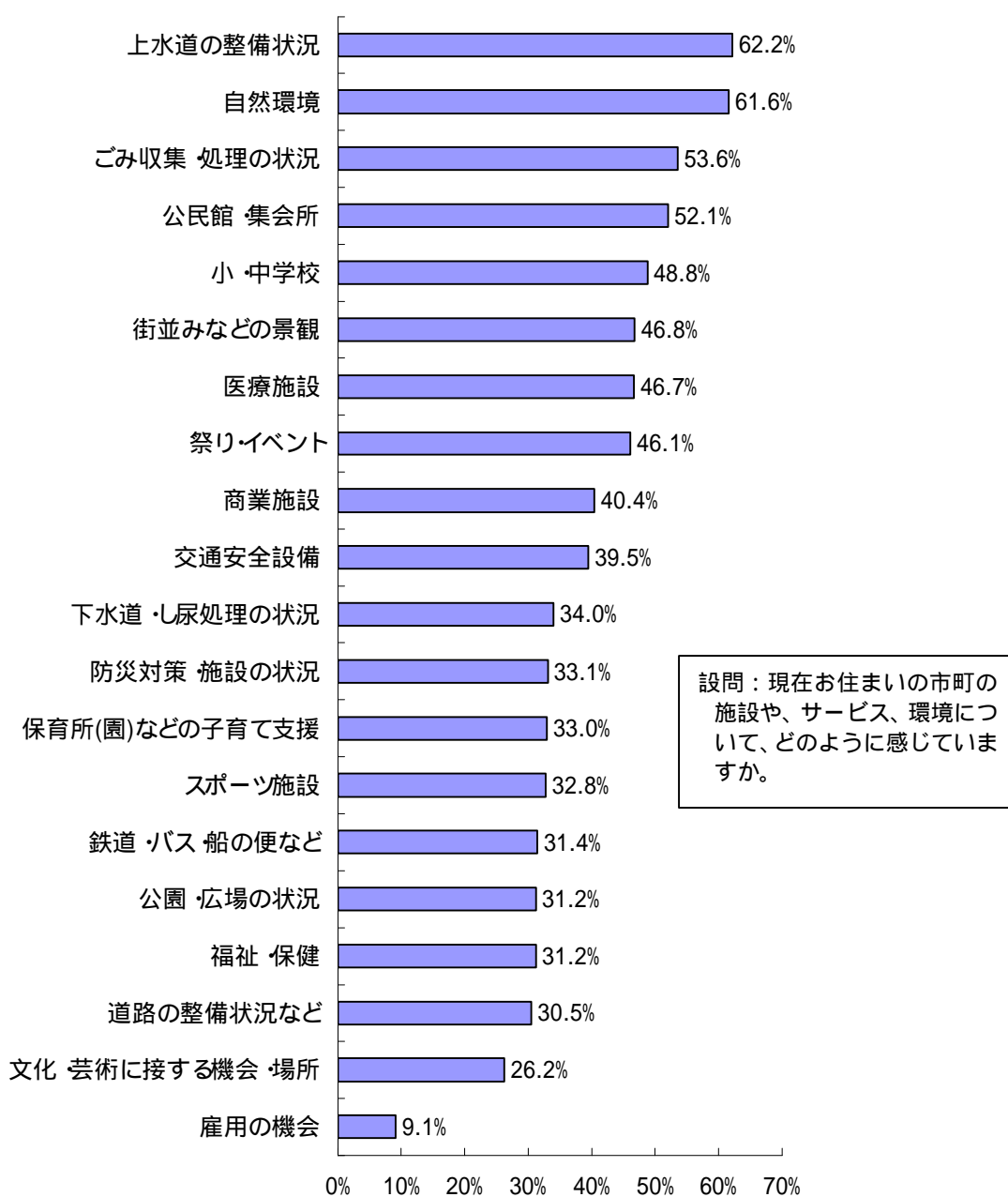


資料：合併協議会資料

第5節 生活環境・生活条件に対する評価

生活環境・生活条件に対する評価は、「宇和島市・吉田町、三間町、津島町の将来のまちづくり（新市将来構想）についてのアンケート」（以下住民意識調査という）によると、「非常に満足」「まあ満足」を合わせた比率で、「上水道の整備状況」が最も高く、次いで「自然環境」「ごみ収集・処理の状況」「公民館・集会所」「小中学校」「街並みなどの景観」などの順となっています。逆に満足度が低いのは「雇用の機会」「文化・芸術に接する機会や場所」「道路の整備状況」などとなっており、こうした項目については、その改善が求められます。

生活環境・生活条件に対する評価



資料：住民意識調査

第6節 広域的な生活のひろがりの現状

第1項 通勤・通学先

四市町住民の通勤先を市町別にみると、自市町内で就業する割合は、三間町が6割と低く、吉田町、津島町は8割台で、宇和島市は9割以上にのぼります。自市町内以外で就業する割合は、吉田町、三間町、津島町では宇和島市への通勤が多く、三間町では3割にのぼり、宇和島市が四市町の主要な雇用の場となっていることがわかります。

一方、通学先では、宇和島市と津島町住民は、自市町内に通学する割合が7～8割に達しているものの、吉田町、三間町では4～5割にとどまり、吉田町、三間町では宇和島市への通学が3～4割にのぼり、宇和島市への依存の割合は、通勤の場合よりも高いことがわかります。

市町別にみた通勤先

(単位：人)

	自市町内	他の市町への流出			
		津島町	吉田町	三間町	その他
宇和島市	94.2%	1.4%	0.8%	0.6%	3.0%
吉田町	83.1%	宇和島市 12.6%	三間町 0.5%	津島町 0.2%	その他 3.6%
三間町	61.3%	宇和島市 28.7%	吉田町 1.5%	津島町 0.5%	その他 3.5%
津島町	86.6%	宇和島市 10.2%	吉田町 0.1%	三間町 0.1%	その他 3.0%

資料：国勢調査

市町別にみた通学先

(単位：人)

	自市町内	他の市町への流出			
		吉田町	津島町	三間町	その他
宇和島市	78.1%	吉田町 10.6%	津島町 4.4%	三間町 2.8%	その他 4.1%
吉田町	54.5%	宇和島市 31.2%	三間町 0%	津島町 0%	その他 14.3%
三間町	38.9%	宇和島市 39.7%	吉田町 8.1%	津島町 0%	その他 13.3%
津島町	66.2%	宇和島市 26.8%	吉田町 1.4%	三間町 0.3%	その他 5.3%

資料：国勢調査

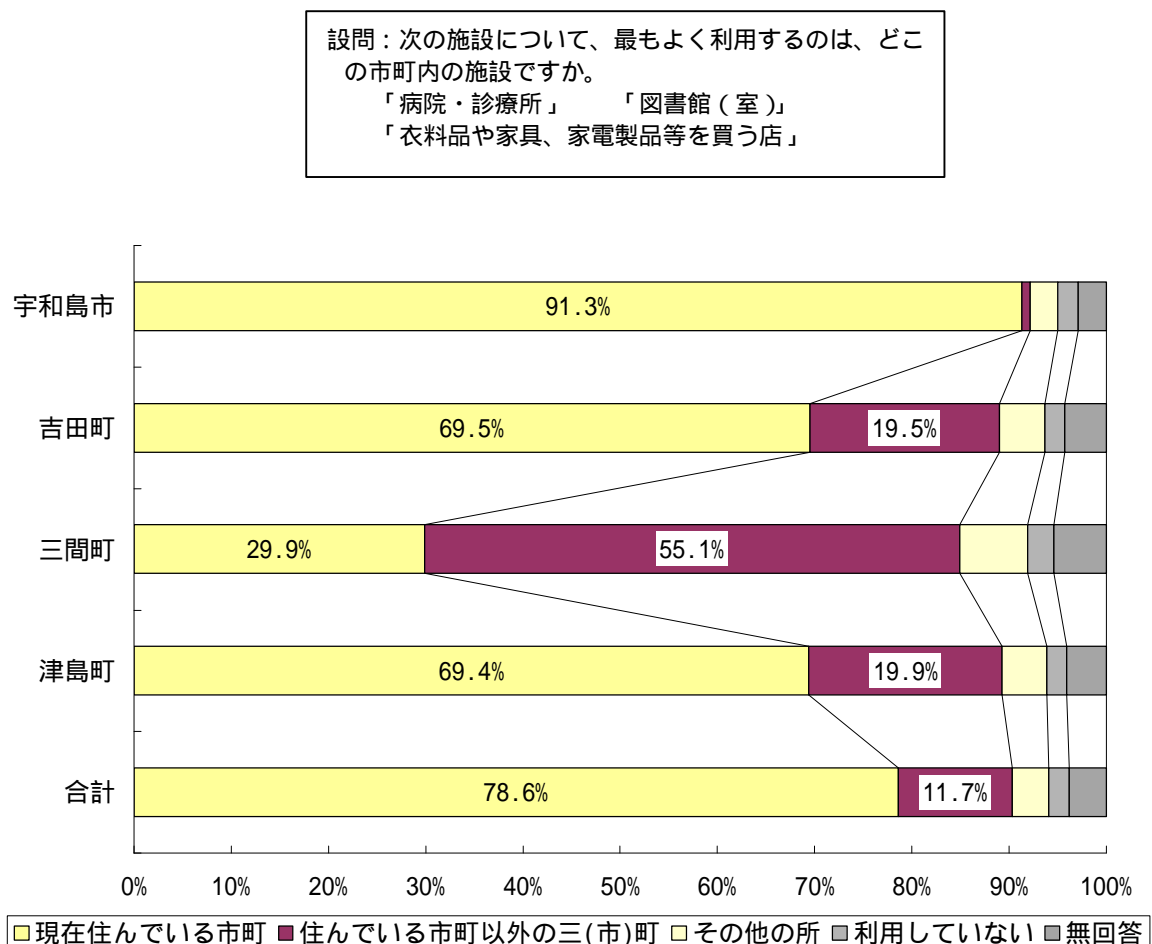
第2項 よく利用する施設の種類

住民意識調査によると、「最もよく利用する施設のある市町」については、「病院・診療所」は全体では8割が「住んでいる市町」の施設を利用しており、「衣料品や家具、家電製品等を買う店」では6割となっていますが、「図書館(室)」ではその割合が3割強にとどまっています。

「住んでいる市町以外の三市町」を利用するケースをあわせると、四市町の施設を最も利用する住民は、「病院・診療所」では9割、「衣料品や家具、家電製品等を買う店」では8割と地域内の施設利用割合の高さがうかがえますが、「図書館(室)」では4割と低い比率になっています。

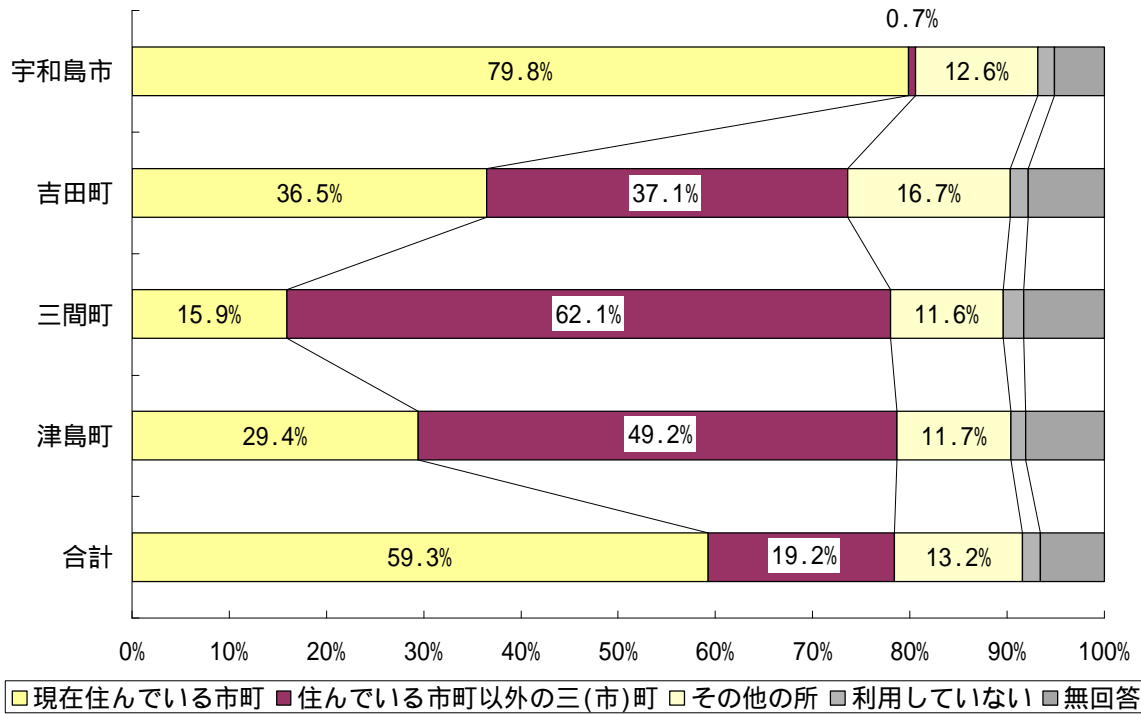
市町別では、三間町民が「住んでいる市町以外の三市町」の施設を利用する割合が「病院・診療所」で6割近くと高くなっています。

最もよく利用する病院・診療所のある市町



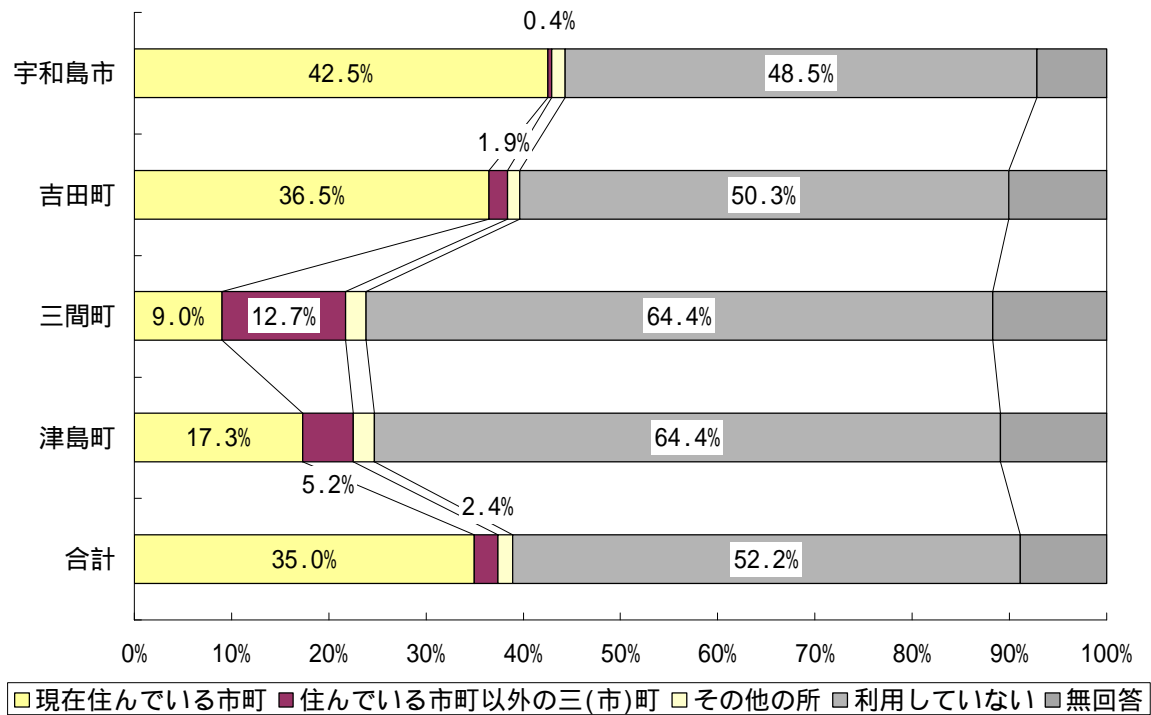
資料：住民意識調査

最もよく利用する「衣料品や家具、家電製品等を買う店」のある市町



資料：住民意識調査

最もよく利用する図書館(室)のある市町



資料：住民意識調査

第7節 行財政の現状

第1項 行財政指標の状況

平成15年4月1日現在の四市町の行政機構と、平成13年度の各種財政指標の状況は、次の通りです。

行政機構では、特筆すべきこととしては、宇和島市のみが部制を敷いていること、宇和島市、吉田町、津島町に市町立の病院があることがあります。部課数は、宇和島市が5部24課2室1病院その他8、吉田町が10課1室1病院その他7、三間町が10課1室その他3、津島町が15課2室1病院その他8となっています。一般事務職員数（企業会計職員・保育士・保健師など除く）は宇和島市が401人、吉田町が134人、三間町が69人、津島町が147人となっています。市町村合併があると、新市は現在の各市町の行政機構を参考に、新しい行政機構が編成され、職員が再配置されるとともに、長期的には新市の適正数まで減少していくことになると考えられます。

一方、財政指標では、普通会計ベースで歳出総額は、宇和島市が約257億円、吉田町が約63億円、三間町が約39億円、津島町が約97億円となっており、地方債残高は、宇和島市が約267億円、吉田町が約78億円、三間町が約44億円、津島町が約76億円となっています。財政力指数（ ）は、宇和島市0.438、吉田町0.206、三間町0.211、津島町0.196、経常収支比率（ ）は、宇和島市が86.2、吉田町が90.1、三間町が81.2、津島町が81.6です。公債費比率（ ）は、宇和島市15.3、吉田町19.3、三間町13.6、津島町10.0となっています。基金残高は、宇和島市が約13億円、吉田町が約3億円、三間町が約10億円、津島町が約26億円となっています。四市町とも財政状況は厳しくなっています。

四市町の行政機構と行財政指標

（単位：人・％・千円）

	宇和島市	吉田町	三間町	津島町	資料
部課数	5部24課2室 1病院その他8	10課1室1病院 その他7	10課1室 その他3	15課2室1病院 その他8	平成15年 4月1日
職員数	1,130	336	97	346	同上
内一般事務職員	401	134	69	147	
歳入総額	26,020,794	6,379,026	4,053,671	10,163,708	平成13年度決算
歳出総額	25,708,625	6,307,039	3,911,887	9,694,860	同上
地方債残高	26,701,543	7,783,785	4,422,075	7,554,248	同上
財政力指数	0.438	0.206	0.211	0.196	同上
経常収支比率	86.2	90.1	81.2	81.6	同上
公債費比率	15.3	19.3	13.6	10.0	同上
基金残高	1,303,640	312,997	978,153	2,559,800	同上

資料：合併協議会資料

- () 財政力指数：自治体の財政力を判断する指標。地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割ったもので、過去3年間の平均値を用いる。数値が高いほど財政に余裕があると見られ、1を超えると普通地方交付税が不交付となる。
- () 経常収支比率：地方税などの経常的に収入される一般財源のうち、人件費や公債費（地方債元利償還額）などの経常的な義務的支出がどれだけにあたるのかを示す比率。この比率が高いほど、いわば多様なニーズに対応できない財政構造になっていることを意味し、財政の硬直化が進んでいることになる。
- () 公債費比率：市（町）税等一般財源で支払う地方債元利償還額を一般財源額で割ったもの。財政構造の健全性（長期安定性）を示すものであり、この比率が高ければそれだけ後年度負担が大きいことを意味する。

第2項 公共公益施設の状況

四市町の主要な公共施設は、各市町の市役所・役場のほか、各市町の施設として以下のものがあります。

広域常備消防体制としては、宇和島地区広域事務組合の消防本部・消防署が宇和島市にあり、吉田町に吉田分署、津島町に津島分署があります。

生涯学習・スポーツ施設では、宇和島市に宇和島地区広域事務組合が運営管理する南予文化会館、市立図書館・生涯学習センター、総合体育館などがあります。吉田町には図書館、ふれあい運動公園（温水プール等）などが、三間町には町民会館（イベントホール・展示室等）、三間町運動公園（テニスコート等）などが、津島町には中央公民館や津島勤労者体育センターなどがあります。公民館は、宇和島市に21か所、吉田町に6か所、三間町に1か所、津島町に7か所あります。

医療・保健・福祉施設では、医療施設として市立宇和島病院、町立吉田総合病院、町立津島病院があります。各市町の保健福祉の拠点としては、宇和島市の総合福祉センター・保健センター、三間町の保健福祉センター、津島町の保健センターがあります。また、高齢者の入所施設は、宇和島地区広域事務組合が管理・運営する介護老人福祉施設光来園（宇和島市）や美沼荘（三間町）、また、町立の介護老人保健施設ふれあい荘（津島町）やオレンジ荘（吉田町）などがあります。

ごみ処理としては、宇和島市には環境センター、吉田町は一般廃棄物焼却施設、三間町は鬼北環境センター、津島町はクリーンセンターがそれぞれあります。し尿処理施設については、宇和島地区広域事務組合が管理・運営するクリーンセンターが宇和島市にあります。

教育施設では、小学校は宇和島市に18校、吉田町に5校、三間町に3校、津島町に13校（内、分校が2校）、中学校は宇和島市に5校、吉田町、三間町、津島町に各1校です。高等学校は宇和島市に3校、吉田町、三間町、津島町に1校ずつあります。また、宇和島市に私立の短期大学があります。

幼稚園は、宇和島市に幼稚園は9か所（内公立4）、吉田町に1か所（私立）、三間町に1か所（公立）、津島町に3か所（公立）です。保育所は、宇和島市に19か所（内公立14）、吉田町に7か所（公立）、三間町に3か所（公立）、津島町に4か所（公立）です。

こうした各市町の公共施設の多くのは、各市町の住民のみ使用できたり、住民以外の利用が可能であっても、他市町住民が、利用しにくく利用に結びつかないものがほとんどですが、合併により、他市町にある施設の利用が促進され、利便性の向上と効率化が図られるものと考えられます。行政側からみても、施設の有効利用につながると考えられます。

また、四市町には宇和島市を中心として、多くの国や県の施設があります。

国の機関では、宇和島市に検察庁や地方（家庭・簡易）裁判所、税務署、税関、社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署をはじめとする多くの支所・出張所があります。県の施設については、宇和島市に宇和島地方局ほか警察署や教育事務所、保健所、児童相談所、水産試験場など多くの出先機関や研究所があるほか、吉田町に果樹試験場南予分場があります。

教育施設等の状況

項 目		宇和島市	吉田町	三間町	津島町	四市町計
幼稚園 (H15.5.1)	公立幼稚園数	4	-	1	3	8
	公立幼稚園園児数	216	-	41	107	364
	私立幼稚園数	5	1	-	-	6
	私立幼稚園園児数	444	50	-	-	494
小学校 (H15.5.1)	小学校数	18	5	3	13	39
	児童数	3,416	710	323	841	5,290
中学校 (H15.5.1)	中学校数(県立含む)	5	1	1	1	8
	生徒数(県立含む)	1,871	329	211	463	2,874
高等学校 (H15.5.1)	高等学校数	3	1	1	1	6
	生徒数	2,079	667	165	416	3,327
短期大学 (H15.5.1)	私立短期大学数	1	-	-	-	1
	学生数	299	-	-	-	299

資料：各市町教育委員会

医療施設の状況

	医 療 施 設 数				施設当たりの人口	
	病院・ 診療所計	一般 病院	一般 診療所	歯科 診療所	一般病院・ 診療所(人)	歯科 診療所(人)
宇和島市	110	4	75	31	786	2,004
吉田町	12	1	7	4	1,625	3,250
三間町	4	0	3	1	2,217	6,651
津島町	11	1	5	5	2,310	2,773
四市町計	137	6	90	41	996	2,333
愛媛県計	1,947	143	1,161	643	1,145	2,322

資料：「2002 統計でみる市区町村のすがた」

福祉施設の状況

	児 童 関 係		老 人 関 係	障 害 者 関 係	
	保育所	へき地 保育所	老人 ホーム	身体障害者 更正援護施設	知的障害者(児) 援護施設
宇和島市	16	3	3	1	1
吉田町	7	-	1	-	-
三間町	3	-	1	-	-
津島町	4	-	-	-	1
四市町計	30	3	5	1	2

資料：「2002 統計でみる市区町村のすがた」

平成 13 年度宇和島地区広域事務組合各会計歳入歳出決算書添付資料

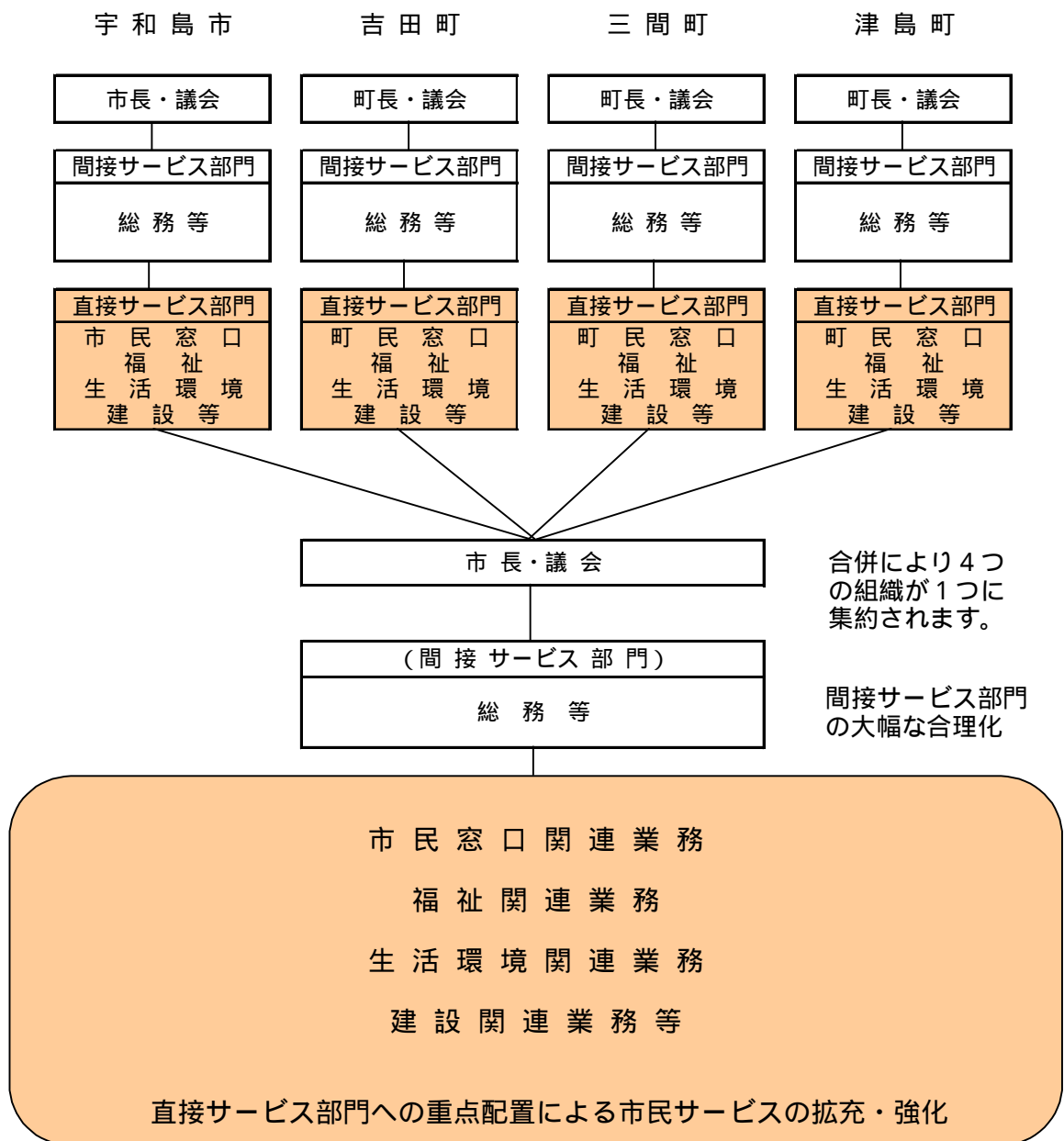
第3章 四市町合併の行財政上の効果

四市町合併による行財政上の効果としては、人件費などの経費の削減効果と、国・県による財政支援措置などがあげられます。

第1節 人員の適正化による長期的な経費削減効果

四市町が合併することにより自治体数が4から1になることで、特別職（首長・助役・収入役・教育長）議員、職員の数が新市の規模に合った適正人数になり、その人件費が減ることになります。また、間接サービス部門の統一により、直接サービス部門への人員配置の強化につながる必要があります。具体的なイメージとしては下図のようになります。

行政経費の削減効果のイメージ



第1項 職員の定年退職による削減効果

平成15年4月1日現在の四市町の職員数（医療関係職員等含む）は、宇和島市が1,130人、吉田町が336人、三間町が97人、津島町が346人で、合計は1,909人です。

また、各市町職員の一般事務職員の定年退職予定調べによると、平成16年度末から平成25年度末の10年間で四市町の退職予定者は、宇和島市が156人、吉田町が44人、三間町が25人、津島町が71人であり、合計で296人の職員の退職が予定されています。

合併に伴う職員の身分については、合併特例法の規定により引き続き身分を保障することとなっています。ここでは、この一般事務職員の定年退職予定者296人についての補充を1/2とした場合の試算を行います。

なお、各年度の定年者数は、定年退職予定調べに基づき、各年度を累計したものとします。

職員削減のシミュレーション（退職者の補充を1/2として推計した場合）

【算式】	
平成17年度	
平成16年度の定年退職者数	: 20名
補充者数	: 20名 × 1/2 = 10名
実質削減数	: 20人 - 10人 = 10人
10年間の削減延人数	: 10人 × 10年間 = 100人
平成18年度	
平成17年度の定年退職者数	: 20名
補充者数	: 20名 × 1/2 = 10名
実質削減数	: 20人 - 10人 = 10人
9年間の削減延人数	: 10人 × 9年間 = 90人
•	
•	
•	
•	
平成26年度	
平成25年度の定年退職者数	: 20名
補充者数	: 20名 × 1/2 = 10名
実質削減数	: 20人 - 10人 = 10人
1年間の削減延人数	: 10人 × 1年間 = 10人

実質削減 人数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	延人数
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
H17 10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	100人
H18 10人		10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	90人
H19 20人			20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	160人
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
H25 15人									15人	15人	30人
H26 10人										10人	10人
合計(150人)	10人	20人	40人	60人	78人	95人	108人	125人	140人	150人	826人

試算すると、合併後 10 年間の職員削減効果は、延人数 826 人（実質削減人数 150 人）となります。

なお、先進地の削減実績を考慮して、四市町の一般事務職員の 1 人当たりの削減効果額を 500 万円に設定し、試算します。

$$500 \text{ 万円} \times 826 \text{ 人} = 41.3 \text{ 億円}$$

の算式により、約 41 億円になります。

**一般事務職員の削減による合併後 10 年間の経費削減効果
（退職者の 1/2 採用とした場合）**

延人数：826 人 実質削減人数：150 人 削減額：約 41 億円

第 2 項 特別職等の人件費の削減効果

特別職等（首長・助役・収入役・教育長）の人件費（給料・各種手当・共済費など）の削減効果は、新市の特別職の給料等の支給額を、現行の宇和島市の支給額が引き継がれるものと仮定して試算します。なお、新市の特別職等の給料等の支給額は、新市で改めて決定されるものです。

現在の四市町の特別職等の人件費（なお、吉田町と三間町は、収入役の職務を助役が兼掌しています。）は以下の表の通りであり、各年度で差引削減額を 10 年分積算すると、約 11.5 億円となります。

特別職等人件費削減のシミュレーション

項 目	1年目	2年目	3年目	…	10年目	合計
	H17	H18	H19		H26	
宇和島市	53,710	53,710	53,710	…	53,710	537,100
吉田町	34,380	34,380	34,380	…	34,380	343,800
三間町	34,789	34,789	34,789	…	34,789	347,890
津島町	46,423	46,423	46,423	…	46,423	464,230
合計 A	169,302	169,302	169,302	…	169,302	1,693,020
新市 B	53,710	53,710	53,710	…	53,710	537,100
差引削減額 A-B	115,592	115,592	115,592	…	115,592	1,155,920

特別職等削減による合併後 10 年間の人件費削減額 約 11 億円

第3項 議員定数の削減効果

現行の議員定数は四市町の条例（平成15年4月1日現在）で、宇和島市が25人、吉田町が16人、三間町が16人、津島町が16人で、合計73人と定められています。一方、合併後の新市の法定議員定数上限数は30人であり、その差である43人分の削減効果が発生します。

議員の人件費（報酬・各種手当・共済費など）の削減効果は、新市の議員の報酬等の支給額を、現行の宇和島市での支給額と仮定して試算します。なお、新市の議員の報酬等の支給額は、新市で改めて決定されるものです。

また、合併特例法第6条及び第7条では、合併後も一定の範囲内で議員として在任できる、「議会の議員の定数・在任に関する特例」が規定されています。協議会において、在任特例を7ヶ月間活用することが確認されましたので、その削減額を試算します。

在任特例後の議員の削減人数は43人、議員の人件費は以下の表の通りとし、各年度で差引削減額を10年分積算すると、約12.6億円となります。

議員人件費削減のシミュレーション

単位:千円

項 目	1年目	2年目	3年目	…	10年目	合計	1人当たり 平均
	H17	H18	H19	…	H26		
宇和島市	163,442	163,442	163,442	…	163,442	1,634,420	65,377
吉田町	54,483	54,483	54,483	…	54,483	544,830	34,052
三間町	48,148	48,148	48,148	…	48,148	481,480	30,093
津島町	57,082	57,082	57,082	…	57,082	570,820	35,676
合計 A	323,155	323,155	323,155	…	323,155	3,231,550	
新市 B	202,000	196,000	196,000	…	196,000	1,966,000	
差引削減額 A- B	121,155	127,155	127,155	…	127,155	1,265,550	

議員数の削減効果の試算結果 43人

議員の削減による合併後10年間の人件費削減額 約12億円

第4項 人件費削減効果のまとめ

以上により、人件費削減効果は約64億円と推計されます。

削減対象	削減人数(人)	削減額(億円)
一般事務職員人件費に関する削減額	150	41
特別職等に関する削減額	10	11
議員に関する削減額	43	12
合 計	203	64

合併後10年間の人件費削減額 約64億円

第2節 国の財政支援措置

合併する市町村に対しては、合併後の円滑なまちづくりの推進のために、合併特例法などの規定による多くの財政支援措置があります。四市町の合併においてその措置額は以下の通り算出されます。

第1項 合併に伴う国の財政措置

1 合併特例債による財政措置

(1) 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併後、10カ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当できます。合併特例債を充当できるのは、合併市町村の規模などにより算出された標準全体事業費の95%で、さらに元利償還金の70%は普通交付税で措置されます。標準全体事業費は、約364.3億円、起債可能額は約346.1億円と試算されます。

合併特例債起債可能額の試算結果 約346.1億円

(2) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し、合併特例債を95%充当することができます。さらに、元利償還金の70%は普通交付税で措置されます。標準的な基金の規模の上限は約30.2億円、起債可能額は約28.7億円と試算されます。

合併特例債起債可能額(基金造成)の試算結果 約28.7億円

2 普通交付税()による措置

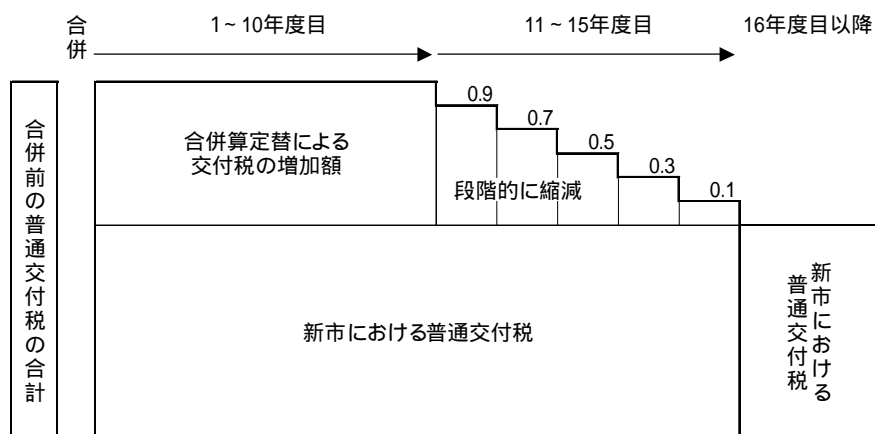
(1) 合併算定替による特例措置

現在の四市町が毎年交付を受けている普通交付税は、地方税など市町村の収入を、市町村が事業や業務を行うのに必要な費用を上回る場合に、その不足分を国が交付するものです。

合併により、普通交付税が合併以前と比べた交付額より低くなると算定された場合、「合併算定替」という特例措置が適用されます。

これは合併以前の普通交付税を合併後10年間保障し、さらにその後5年間で段階的に本来の普通交付税額に減額し、合併16年後から新市が、本来の普通交付税額になるよう、合併による激変緩和措置を講ずるといったものです。

合併算定替のイメージ



(2) 合併直後の臨時的経費に対する措置（合併補正）

合併直後における、行政の一体化や行政水準・住民負担水準の格差是正に要する臨時的経費に対して、普通交付税で措置されます。5カ年の合計は約8.7億円と試算されます。

合併直後の臨時的経費(合併補正)の試算結果 5カ年で約8.7億円

3 特別交付税()による措置

(1) 合併市町村に対する措置

平成17年3月までに市町村合併を行った場合、合併年度またはその翌年度から3カ年にわたり特別交付税措置が講じられます。3カ年の合計で約6.7億円と試算されます。

特別交付税の試算結果 3カ年で約6.7億円

(2) 合併移行経費に対する措置

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税による措置があります。

4 合併市町村補助金

国費による補助として、年額2億円、3カ年で最大6億円と試算されます。

合併市町村補助金の試算結果 3カ年で最大6億円

()普通交付税、特別交付税：地方交付税には、国が、国税の一部を、地方公共団体が等しく事務が遂行できるように、一定の基準により交付する普通交付税と、災害復旧などの特殊事情に交付する特別交付税があります。

第4章 四市町合併のメリット（効果）・デメリット（課題）

住民意識調査の結果をふまえ、四市町の合併のメリット（期待される効果）とデメリット（課題）、デメリットへの対応策をまとめると以下の通りです。

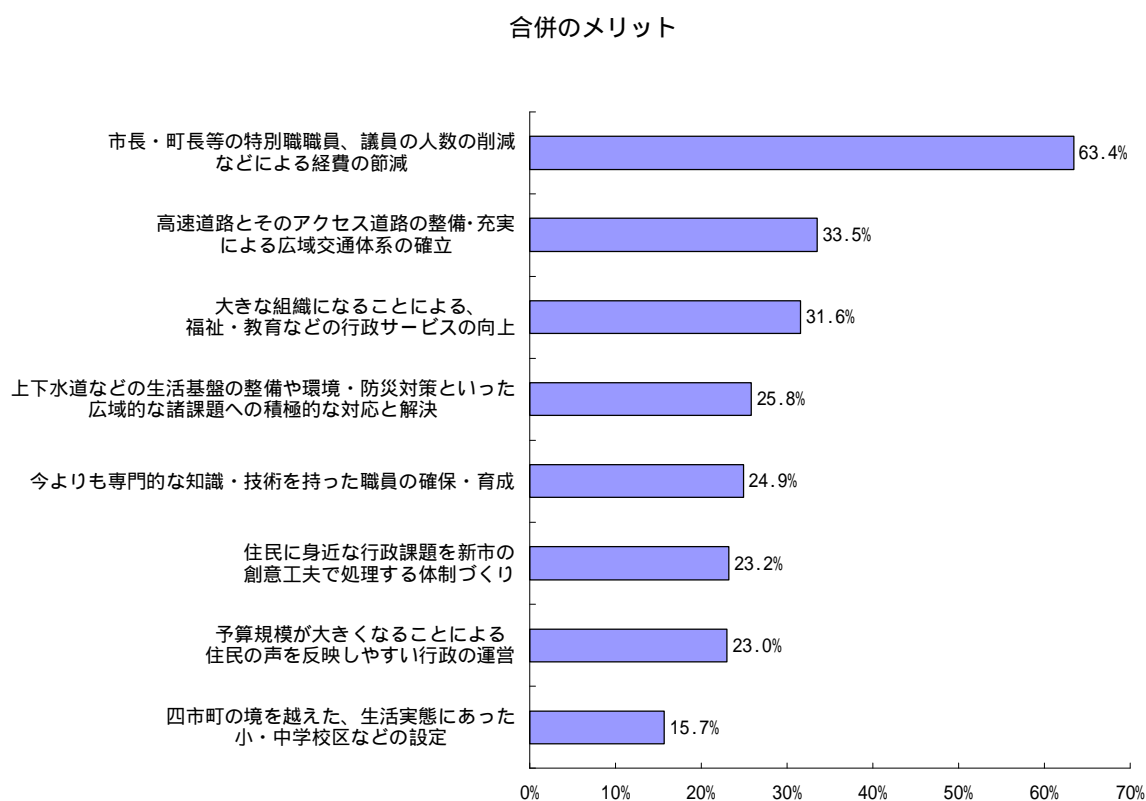
第1節 合併のメリット

住民は、合併のメリットとして「市長・町長等の特別職、議員の人数の削減などによる経費の節減」を最も多くあげており、前章で述べた通り、行政経費の効率化は、四市町において最も大きな合併のメリットであるといえます。

住民は、次いで「高速道路とそのアクセス道路の整備・充実による広域交通体系の確立」をあげており、広域交通体系の整備が、合併によってより進むのではないかと期待感が現れているものと考えられます。

また、3番目に「大きな組織になることによる、福祉・教育などの行政サービスの向上」が、5番目に「今よりも専門的な知識・技術を持った職員の確保・育成」があがっていますが、住民ニーズの多様化に対応する、行政サービスの高度化を求めている結果の現れであると推測されます。更に、4番目には「上下水道などの生活基盤の整備や環境・防災対策といった広域的な諸課題への積極的な対応と解決」があがっていますが、広域的な行政課題が、合併により解決されるという期待感が推測されます。

住民意識調査における住民が期待する、合併のメリットを整理すると以下の点があげられます。



資料：住民意識調査

第1項 行財政の効率化

総務、企画等の管理部門の効率化を図り、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当するサービス部門を手厚くすることによって、職員を全体的に少なくすることができます。一般事務職員の退職者の半数を、新規採用すると仮定した場合の職員数の合併後10年間の実質削減人数は162人と推計されます。

特別職や議員、四市町に置くこととされている委員会の委員等、事務局職員などの総数が減少し、その経費も削減されます。前章で述べた通り、削減効果は合併後10年間で約88億円と試算されます。

広域的観点からスポーツ施設、文化施設などの公共施設が効率的に配置されるので、同一地域での類似施設の重複がなくなります。

第2項 重点的な投資による基盤整備の推進

人件費など経常経費の削減による効果と、国の合併支援措置（合併特例債、普通交付税の算定の特例としての合併算定替、特別交付税による財政措置、合併市町村補助金など）による財源で重点的な予算配分を行い、今まで以上に基盤整備が計画的に進められます。

第3項 広域的観点に立ったまちづくりと施策の展開

新市という広域的な観点から、次のようなまちづくり施策が展開されます。

道路や上下水道、港湾、公園などの基盤整備については、市町に境があることで格差があったものは改善され、新市のまちづくりにとって、必要性の高い基盤から重点的に整備することで投資効果が高まります。

自然環境保全や土地の有効利用、水資源の活用、防災体制の強化など生活環境面についても、新市のまちづくりにとって、必要性の高い施策を重点的に推進することで、投資効果が高まるとともに、環境問題への対応、地域エネルギー対策など単独の市町では、実施が困難であった広域的行政課題に、積極的に取り組んでいくことができるようになります。

障害者や高齢者、児童などへの保健福祉サービスは、単独の市町では実施が困難であった施策の展開が可能になるとともに、既存のサービスについても高度化が図られます。

教育・生涯学習については、各市町の個性的な教育施策のよさを活かしながら、他市町にある施設の有効活用を図ることなどによって幅広い施策展開が可能になります。

産業については、市町の規模が拡大することで質的な充実と量的な確保が可能となり、市場の評価が高まることが期待でき、必要性の高い投資を重点的に推進することができます。

第4項 サービスの高度化・多様化

吉田町、三間町、津島町にとっては、これまで町の規模から設置が困難であった、都市計画や国際化推進、情報化推進などの分野で専任の組織・職員を確保できることとなり、行政サービスの高度化・多様化が実現します。福祉事務所も有することとなり、これまで以上の多くの事務権限を生かしながら、福祉サービスを展開することができます。

また、行政基盤が強化されるとともに、行政サービスを高い水準に一元化することを目指すことから、市町間で格差のあった行政サービスの水準があがるとともに、これまで市町によっては実施されていなかった行政サービスを新規に実施することもでき、多様化が進みます。

更に、現在の四市町職員が新市の組織下に一体化されることによって、自己啓発意識が高まることが期待されます。各市町において培われた職務経験や能力を生かしつつ、競争原理が生まれることによって、職員の資質向上や活性化も期待できます。

第5項 住民の利便性の向上

利用可能な窓口が増加することで、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能になります。また、県からの権限委譲が進み、県に申請しなかった手続きを身近でできるようになります。

旧市町の行政区域や、学区を越えた見直しもできるため、必要な場合は生活の実態に即した、小・中学校区を編成することも可能です。

各市町の公共施設(図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等)が利用しやすくなり、四市町の住民が積極的に利用、参加することができるようになります。

第6項 地域のイメージアップと総合的な活力の強化

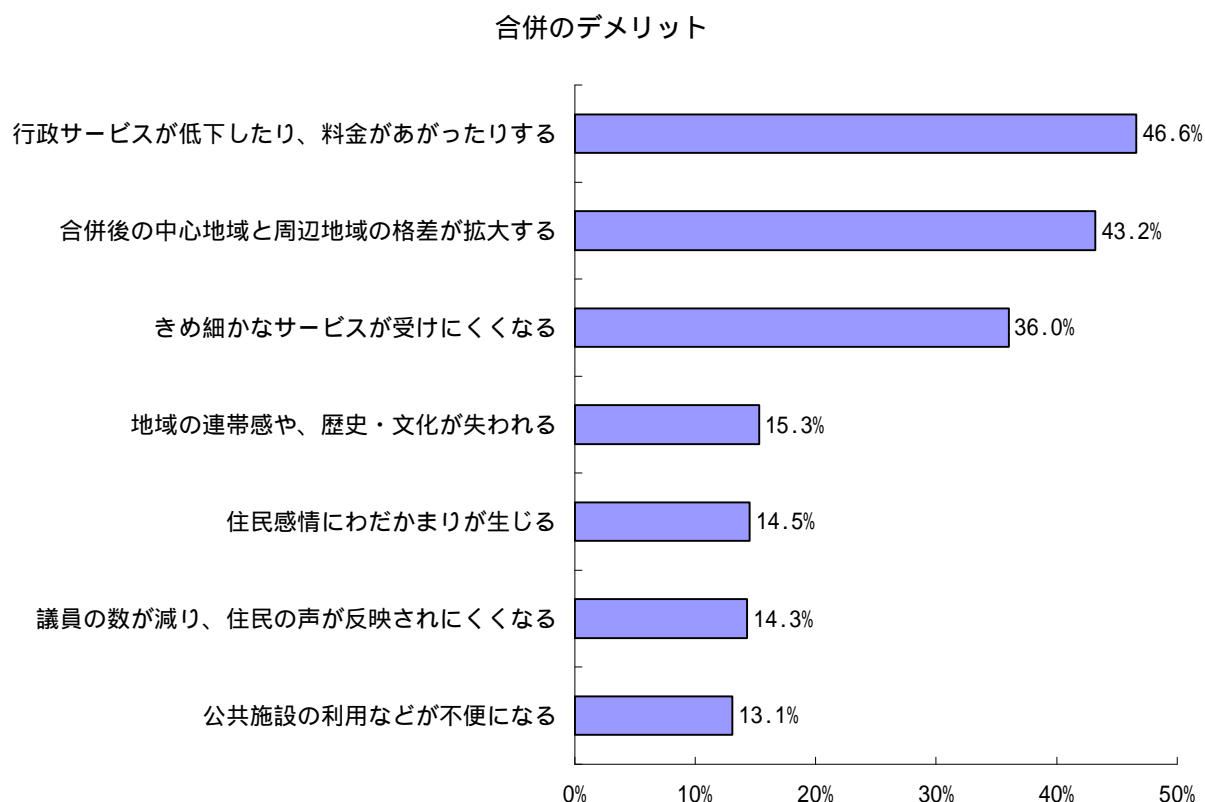
より大きな市の誕生が、地域の存在感を増し、イメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの展開が可能となります。そのような相乗効果により、地域の総合力が向上し、全体的な成長力や対処能力が高くなることも期待できます。

第2節 デメリットとその対策

住民は、合併のデメリットとして「行政サービスが低下したり、料金が上がったりする」を最も多くあげています。四市町においては新市の行政面積が広く、また、四市町のサービス水準に格差があるため、こうした心配があがっているものと考えられます。デメリットの対応策として、住民意識調査では「地域間の格差が生じないように、計画的に事業を行う」や「住民サービスに関する計画をしっかりと立てていく」といった指摘があることから、新市ではこうした懸念要因を改善・解消する行政運営が求められています。

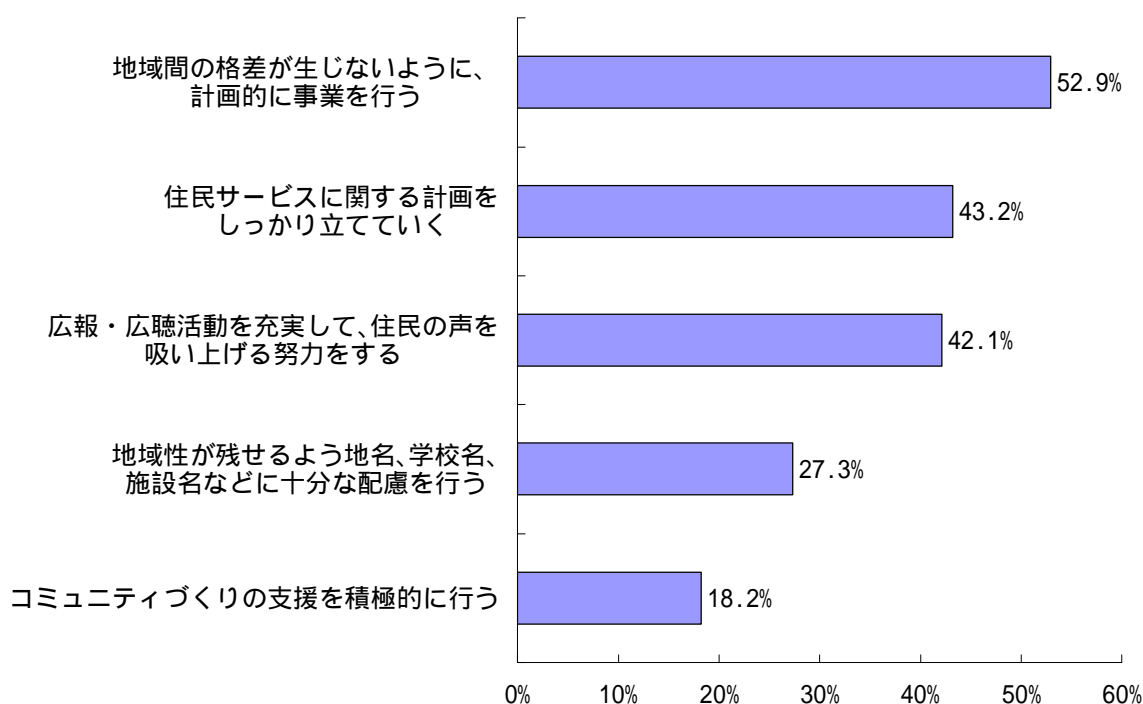
また、デメリットの2番目に「合併後の中心地域と周辺地域の格差が拡大する」が、4番目に「地域の連帯感や、歴史・文化が失われる」が、5番目に「住民感情にわだかまりが生じる」があげられています。こういった住民の心配に対しても、「地域間の格差が生じないように、計画的に事業を行う」や「地域性が残せるよう地名、学校名、施設名などに十分な配慮を行う」「広報・広聴活動を充実して、住民の声を吸い上げる努力をする」「コミュニティーづくりの支援を積極的に行う」などに努めていく必要があります。

合併のデメリットとその対応策を整理すると、以下の点があげられます。



資料：住民意識調査

合併のデメリットへの対応策



資料：住民意識調査

第1項 サービス水準が低下したり、公共料金などが高くなる恐れ

新市の面積は、469.36 k²と広く、市役所が遠くなって、直接市役所に行かなければならないことについては、今までより不便になるケースが想定されます。また、大きな組織になればなるほど市民からは、職員の顔が見えにくくなるという心配や、少人数を対象とする小さな組織の方が、市民との意思疎通が図りやすいとされる、福祉や教育分野などのサービスが低下するのではないかと、公共料金などが高くなるのではないかとという不安もあります。

【対応策】

合併後も、それまでの市役所・町役場が、新市の支所や出張所として存続させることで、住民票の写しや印鑑証明といった窓口サービスは、合併前よりも、より多くの場所で受けられるようになります。更に、職場の近くで取れるようになり利便性が向上します。また、高度情報化の推進が、在宅での行政サービスの享受といった住民と行政機関の新しい関係を創出することも将来的には考えられます。

四市町間で異なる住民サービスの水準や使用料・手数料については、合併時に平準化、統一することとなりますが、今回の市町村合併では、サービス水準は高い方に、負担は低い方に調整するというのが基本的な考え方です。

第2項 中心部が発展し、周辺部がさびれる恐れ

住民からは合併後は、市の中心部だけが発展して、周辺部がさびれるのではないかという不安が寄せられています。四市町においては、宇和島市が交通の要衝であり、また、生活圈・経済圏の中心であることから国・県の関連機関等も集中しており、こうした懸念が生まれるものと思われます。

【対応策】

四市町の住民の意見を十分に把握・反映させた新市の建設計画を作成し、合併後、旧市町の区域ごとに置くことができる地域審議会が設置された場合、地域間のバランスが取れた事業を実施しているかチェックしていくことができます。また、自治体の規模が大きくなることから、周辺部については、これまで以上に振興を図っていく必要があります。

第3項 住民の声が届きにくくなり、きめ細かなサービスが行われなくなる恐れ

合併によって、議員の数が減少するなど、住民の意向を反映しにくくなったり、きめ細やかなサービスが行われなくなるのではないかなど懸念されます。

【対応策】

住民の意向をきめ細かく把握するためには、公聴会・行政モニター・アンケートといった従来からある手法だけでなく、インターネット等を活用した意見募集など多様な方法で住民と情報交換していく必要があります。

また、サービスを提供するための体制は、合併による管理部門の統合に伴う職員の再配置によって、直接サービスを提供する部門の職員を増員できるため、きめ細かな住民サービスの提供が可能になると考えられます。

第4項 地域ごとの歴史、文化、伝統などが失われる恐れ

合併によって、地域特有の歴史や文化、伝統などが失われるということが、しばしば指摘されます。旧市町の名称そのものがなくなると、地域のコミュニティが希薄化することも懸念されます。

【対応策】

四市町は、それぞれが個性ある歴史や文化、伝統を持っており、旧市町のイベントなどを新市においても継承・発展を図る工夫が必要です。

合併を機に、四市町の歴史・文化・伝統について新市住民の理解を得る取り組み（一体感の醸成機会）や、住民主導でそれらを活かすまちづくりを進める必要があります。

市域が広がることから、コミュニティの振興にあたっては、特に重点的な施策の推進が必要となります。

第5章 四市町のまちづくりの課題

わが国では、車社会の進展等によって日常生活圏が拡大するとともに広域的行政課題が増大し、現在の市町村の規模・面積等が人々の生活実態に合わないという側面が出てきています。また、地方への権限委譲がさらに進むため、市町村それぞれが行政機構や財政基盤を強化し、地方分権に対応していく必要性に迫られています。さらに、少子・高齢化や過疎化など人口構造が急激に変化するとともに、景気低迷や巨額の負債等により国・地方の財政状況の悪化が予想され、市町村が将来にわたって健全な財政運営を図ることが重要になっています。

一方、四市町では、基幹産業である農林水産業製品の価格低迷や後継者問題、環境問題、少子化による生産年齢人口の減少、高齢化の進展、財政状況の悪化など、難しい課題に直面しています。

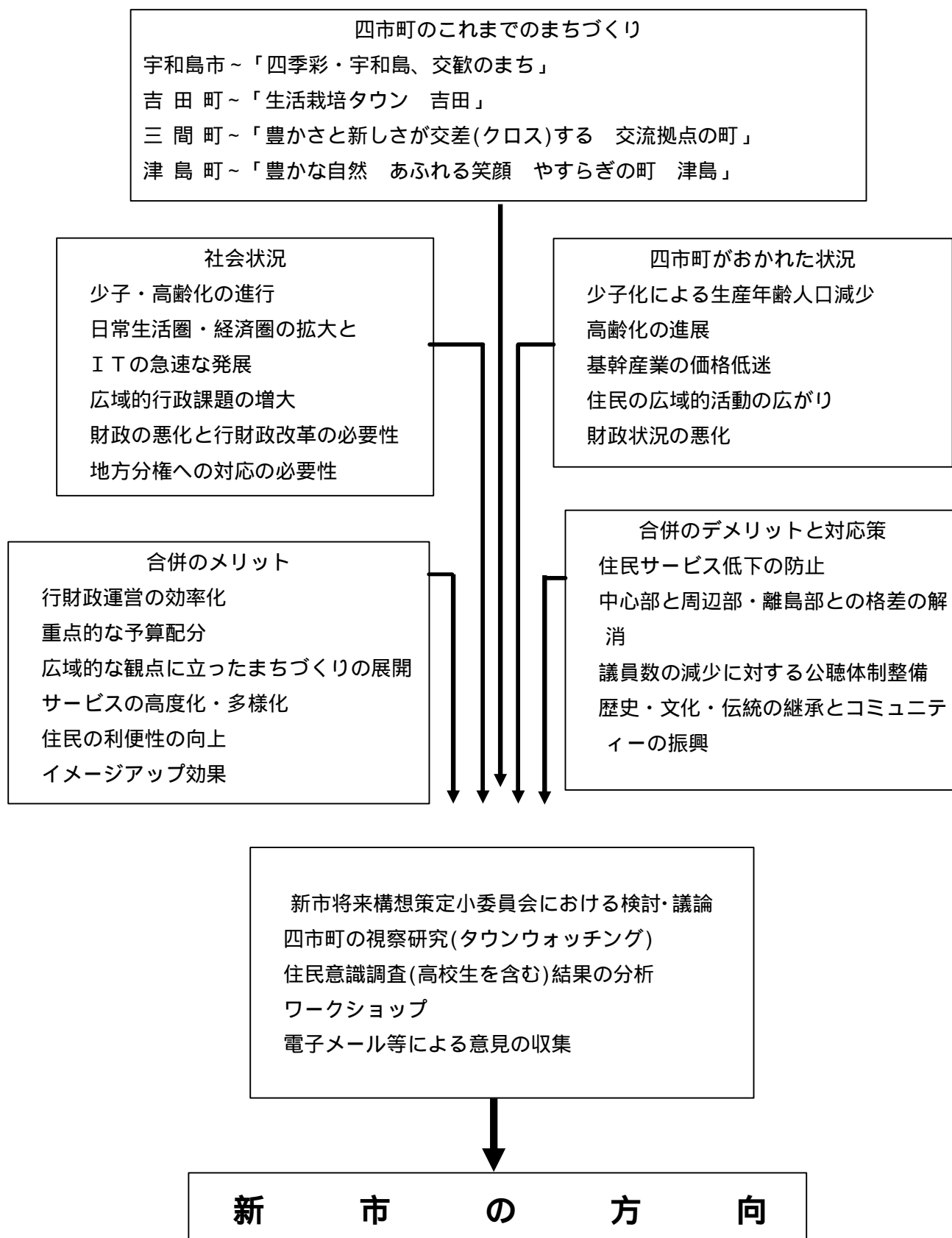
そのため、四市町の歴史的・地理的・経済的な一体性のもと、住民のニーズの多様化に応じたきめ細かい住民サービスの展開と、住民の自主的なまちづくり活動の活性化を図り、こうした地域課題を解決していくことが強く求められています。そのため、現在、四市町では合併協議会（法定）を設置し、合併のメリット・デメリット、合併特例法の優遇措置などを検証して、四市町の合併を研究・協議しています。

四市町の合併は、長期的な経常経費削減効果などにより行財政の効率化を図るとともに、広域的視点によるまちづくりの推進や合併による財政支援措置を活用した重点的な予算配分などにより、主要施策やサービスの充実を進め、農林水産業を中心とする基幹産業の振興、さらに基幹産業と観光の連携による地域のイメージアップを図ることが必要です。

その一方で第4章において述べたように、合併によるデメリットとして住民が不安視している事項について、新市の将来構想や建設計画などでその不安を払拭し、明るい新市のスタートが切れるように努力しなければなりません。

なお、以上の現況と課題から今後の方向性をフローで示すと次の通りです。

四市町の現況と課題から今後の方向性への流れ



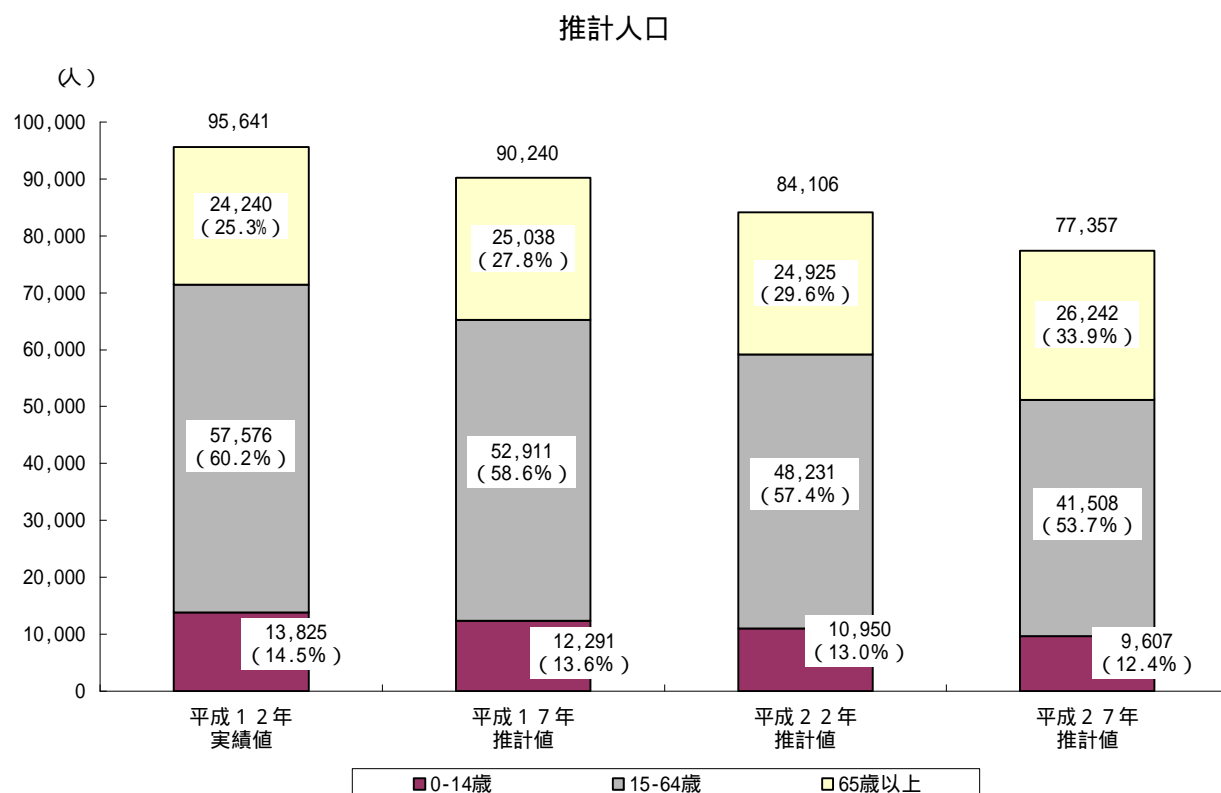
第6章 将来構想策定の前提

新市の将来構想を策定する前提として、推計人口や上位関連計画である「第五次愛媛県長期計画」や各市町の「総合計画」の方向性、住民ニーズなどを整理します。

特に、新市の将来構想の根幹となる基本理念や将来像は、推計人口や上位関連計画の内容、第5章までに述べた地域課題をふまえ、新市の規模や形態を的確に表現していく必要があります。また、住民意識調査によって得られた住民のニーズや、タウンウォッチングやワークショップを重ねてきた、議会代表者や学識経験者等による「新市将来構想策定小委員会」で検討された方向性を重視した将来構想を策定します。

第1節 推計人口

過去の四市町の国勢調査人口の合計の推移をもとに、センサス変化率を用いたコーホート法()により、新市の将来人口を推計すると、合併10年後の平成27年には8万人を割り込む結果となります。これは、あくまで過去の人口の推移に基づき推計したものであり、人口減少の緩和を図るには、合併による地域のイメージアップ効果・産業振興やUターン支援などの施策を展開することも必要と考えられます。特に若者の雇用機会確保が地域の発展には欠かせず、地域資源を活かしながら、新たな雇用の場を創っていくことが重要です。



()コーホート法：国勢調査のデータをもとに、その変化率により将来の人口を推計する方法

第2節 上位・関連計画の方向性

第1項 県の長期計画の方向性

第五次愛媛県長期計画は、平成12年度から平成22年度を目標年次として、21世紀初頭の愛媛県の進むべき発展方向と新しいビジョンを明らかにしています

宇和島圏域の目標像としては、「個性的な歴史・文化と豊かな自然や資源を活かした活力ある産業の創出と、穏やかで潤いのある定住空間やウェルネス()空間の整備により、四国西南地域をけん引する圏域」を目指すことが示されています。

また、主要な施策として「四国西南地域における中核都市としての都市機能の整備」「総合的フード産業集積ゾーンの創出」「複合レクリエーション・リゾートエリアの開発」「複合的ウェルネス集積ゾーンの形成」などがあげられています。

こうした方向性との整合性のとれた将来構想、建設計画とする必要があります。

()ウェルネス：健康。特に、単なる身体的健康だけでなく、精神的・情緒的など生活のすべての面で健康である状態やそういう状態の実現をめざす実践的な生活行動のことです。

県長期計画による宇和島圏域の目標像

「個性的な歴史・文化と豊かな自然や資源を活かした活力ある産業の創出と、穏やかで潤いのある定住空間やウェルネス空間の整備により、四国西南地域をけん引する圏域」

第2項 四市町の総合計画の方向性

四市町の総合計画における基本理念と将来像を整理すると以下の通りです。なお、各市町によって、「基本理念」「将来像」「基本目標」など表現が異なっていますが、ここでは、まちづくりの考え方を示す大きな柱を「基本理念」とよび、基本理念の下位に位置する分野ごとの目標像を「将来像」とします。

各市町の総合計画に掲げられた基本理念

宇和島市	『四季彩・宇和島、交歓のまち』 自然の恵みと歴史・文化を活かす 四国西南地域の中核都市をめざして
吉田町	『生活栽培タウン 吉田』 自然と共に、暮らしを育むまち
三間町	『豊かさと新しさが交差する交流拠点のまち』
津島町	『豊かな自然 あふれる笑顔 やすらぎの町 津島』

四市町の総合計画の基本理念の特徴を、キーワードでまとめると以下の通りです。

「豊かな自然」

津島町の基本理念に「豊かな自然」というキーワードがあり、宇和島市の「四季彩・宇和島」、吉田町の「生活栽培タウン」も豊かな自然を標榜しています。また、三間町の「豊かさと新しさ」も「豊かな自然に育まれた豊かな心～」と計画の中で位置づけています。

「交流」

宇和島市、三間町の「交歓のまち」「交流拠点のまち」「あふれる笑顔」は、交流の推進をめざしています。

各市町の総合計画に掲げられた将来像

宇和島市	まちづくりのテーマ うるおう - 自然にやさしいまちづくり 自然と調和・共生する居住環境の整ったまち 安らぐ - 心がふれあうまちづくり 保健・医療・福祉など生活支援サービスの充実したまち 学び深める - 文化の香るまちづくり 歴史的文化遺産を基盤として誇れる地域文化を育むまち にぎわう - 活力を生むまちづくり 自然からの恵みを活かした産業の盛んなまち 支える - 活動を支えるまちづくり 圏域の交流・連携の中心となる中核都市としての機能に満ちたまち 進める - みんなで進めるまちづくり 市民参加と効率的な行政運営で発展するまち
吉田町	基本目標 心豊かに、安心して生涯をおくれる福祉づくり 個性を育み、いきいき活躍する人づくり 自然を生かし、技と知で日本一を育てる産業づくり 自然を守り、安全で快適に暮らせる環境づくり 未来に向け、町民とともに歩むまちづくり
三間町	基本的施策 郷土の基盤づくりのために アメニティの向上のために 豊かなまちづくりのために 安らぎと健康の町づくりのために 町を支える人づくりのために 個性的な町づくりのために 行財政の合理化
津島町	基本施策 21世紀をひらく基盤づくり 21世紀に花咲く人づくりと地域文化づくり 21世紀を支える活力ある産業づくり 21世紀にやすらぐ生きがいの社会づくり 21世紀をまもる生活環境づくり 21世紀をつくる町民参加の町づくり

四市町の総合計画の将来像の特徴をキーワードでまとめると以下の通りです。

「自然との共生による快適な生活環境づくり」

「自然にやさしいまちづくり」「自然を守り、安全で快適に暮らせる環境づくり」など、自然との共生による快適な生活環境づくりを掲げているものが多くあります。

「やすらぎの福祉」

「安らぐ - 心がふれあうまちづくり」「安らぎと健康の町づくりのために」「21世紀にやすらぐ生きがいの社会づくり」など、医療福祉分野ではやすらぎという言葉を多く用いられています。

「活力ある産業」

「にぎわう - 活力を生むまちづくり」「21世紀を支える活力ある産業づくり」など、自然との共生による活力ある産業をうたったものが多くあります。

「住民参画によるまちづくり」

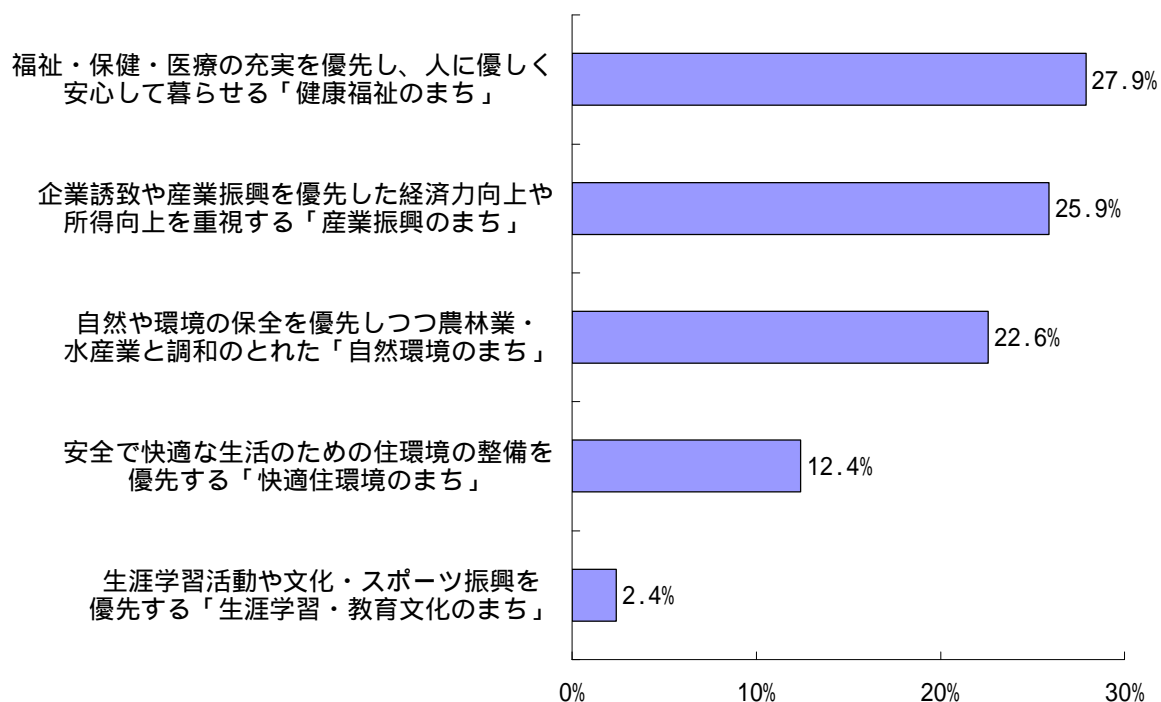
「進める - みんなで進めるまちづくり」「未来に向け、町民とともに歩むまちづくり」「21世紀をつくる町民参加の町づくり」など、住民との協働によるまちづくりを強調しています。

第3節 住民意識調査による住民ニーズ

住民意識調査によると、住民は、新市の将来のまちの姿に対して、「福祉・保健・医療の充実を優先し、人に優しく安心して暮らせる『健康福祉のまち』」と「企業誘致や産業振興を優先した経済力向上や所得向上を重視する『産業振興のまち』」を高い割合であげ、次に「自然や環境の保全を優先しつつ、農林業・水産業と調和のとれた『自然環境のまち』」をあげています。

設問 宇和島市・吉田町・三間町・津島町が合併するとしたら、新市の将来のまちの姿は、次のどれが最も望ましいと思いますか。

新市のまちの姿



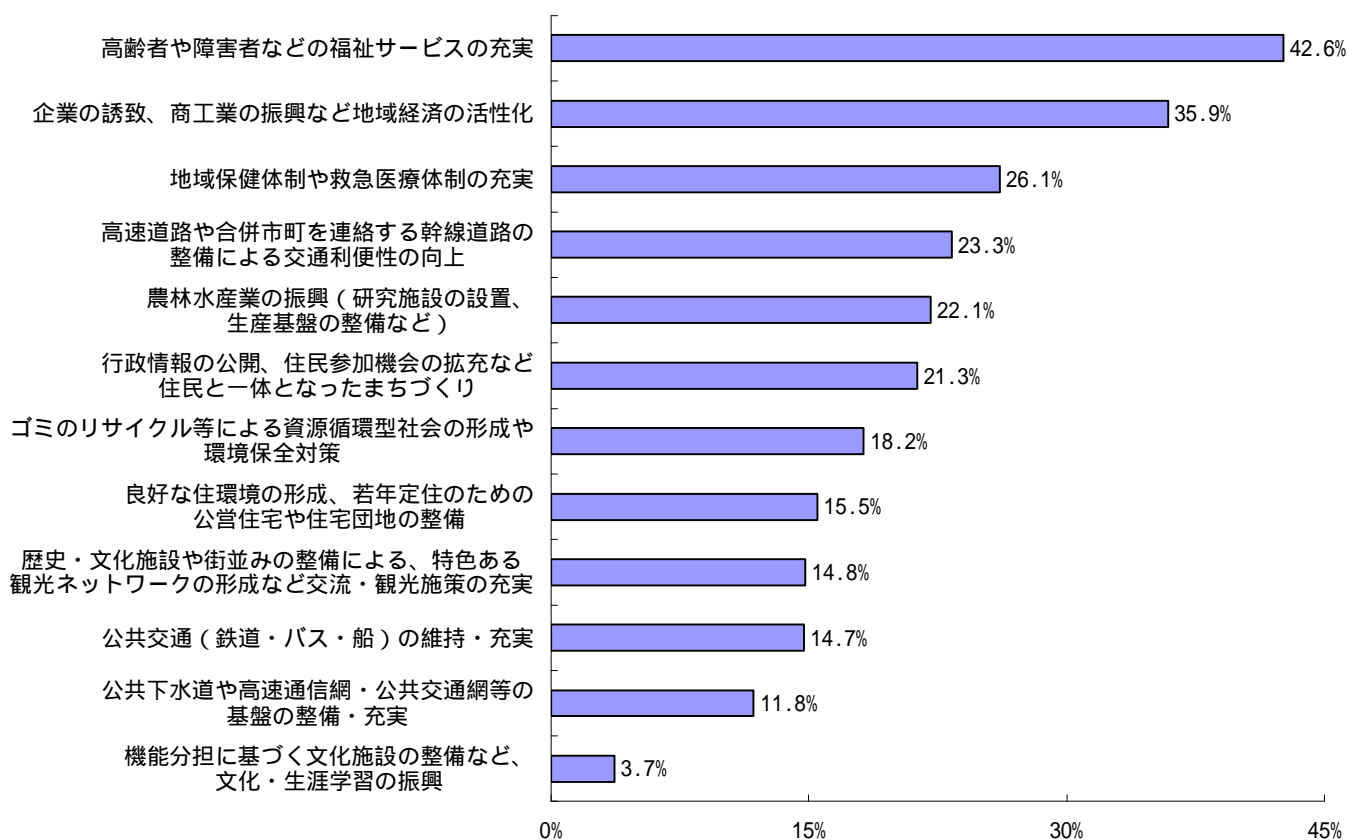
資料：住民意識調査

また、重点的に進めていく施策では、「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」を高い割合であげ、次に「企業の誘致、商工業の振興など地域経済の活性化」「地域保健体制や救急医療体制の充実」の順となっており、新市の将来のまちの姿と同じような結果になっています。

こうした結果を尊重した構想の策定が求められます。

設問 あなたは、宇和島市・吉田町・三間町・津島町が新市となった場合、重点的に進めていく施策は何だと思えますか。

重点的に進めていく施策



資料：住民意識調査

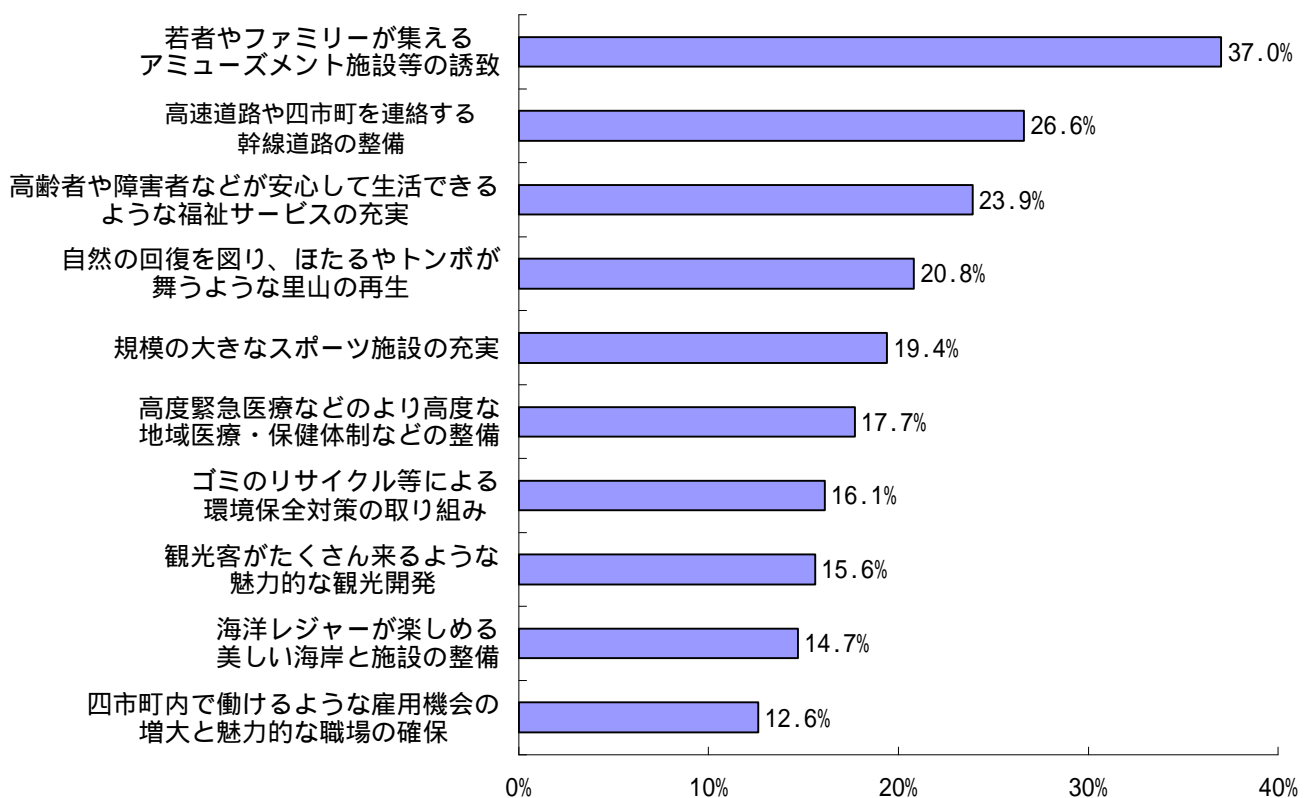
高校生が新市に望むことでは、「若者やファミリーが集えるアミューズメント施設等の誘致」が最も多く、次いで「高速道路や四市町を連絡する幹線道路の整備」「高齢者や障害者などが安心して生活できるような福祉サービスの充実」「自然の回復を図り、ほたるやトンボが舞うような里山の再生」などとなっています。

新市の将来を担う高校生のこうしたニーズを尊重していく必要があります。また、推計人口のところでみたとおり、新市の振興には若者の流失防止やUターンの増加などが欠かせず、若者のニーズに沿ったまちづくりを展開していく必要があります。

アミューズメント施設：遊園地や水族館などの娯楽施設

設問 あなたは、宇和島市、吉田町、三間町、津島町の四市町がもし合併したら、新しくできる市に何を望みますか。また、住みつづけるために必要なものは何だと思えますか。

高校生が新市にのぞむこと



資料：高校生の意識調査

第4節 「新市将来構想策定小委員会」の検討結果

新市将来構想策定小委員会では、平成14年6月20日に第1回小委員会を開催し、15回にわたって検討を重ねてきました。小委員会における最終まとめ案までの経緯は、下表に示す通りです。

小委員会では、検討に先立ちタウンウォッチングの実施により、各市町の公共施設、産業形態、医療・福祉施設、観光施設、景勝地などを視察・研究し、四市町の現状と課題を再認識するとともに、基本理念、将来像、検討プロジェクトに関するワークショップ等の実施により、委員の意見を施策体系の中で集約してきました。

小委員会での検討内容は、委員が各市町の合併研究会などに持ち帰り、各市町の議会代表者と学識経験者等である委員をとおして住民の意見が幅広く反映されるようにするとともに、小委員会はマスメディアも含めた公開形式をとり、内容を協議会だよりやホームページなどで紹介してきました。

第15回小委員会では、住民説明会の意見などを踏まえ、その結果を「最終まとめ(案)」としてまとめました。

新市将来構想策定小委員会検討経緯

第1回	平成14年6月20日	役員選出 新市将来構想について(事業計画案)
	平成14年7月3~5日	長野県更埴市視察研修
第2回	平成14年7月8日	合同研修会(講師 さぬき市担当者)
第3回	平成14年7月15日	住民意識調査の協議
第4回	平成14年7月26日	住民意識調査(設問について)協議(継続協議) タウンウォッチングについて協議 将来構想策定スケジュールについて協議
	平成14年8月10日 平成14年8月11日 平成14年8月20日	三間町・吉田町タウンウォッチング 津島町タウンウォッチング 宇和島市タウンウォッチング
第5回	平成14年8月30日	将来構想策定の検討方法 タウンウォッチングの集約(ワークショップ)
第6回	平成14年9月7日	将来構想骨子案策定(ワークショップ)
第7回	平成14年9月18日	協議会・小委員会合同意見交換会(四市町の地域資源についてのワークショップ)
第8回	平成14年10月7日 (法定第1回)	役員選出、事業計画案 将来構想骨格案(自由討議)
第9回	平成14年10月17日 (法定第2回)	将来構想骨格案(自由討議)(継続協議)
第10回	平成14年10月30日 (法定第3回)	将来構想骨格案(自由討議)(継続協議)
第11回	平成14年11月15日 (法定第4回)	将来構想骨格案(自由討議)(継続協議)
第12回	平成14年11月26日 (法定第5回)	将来構想骨格案(自由討議)(継続協議)
第13回	平成14年12月16日 (法定第6回)	将来構想中間まとめ案(自由討議)
第14回	平成15年2月6日 (法定第7回)	小中学生絵画選定
第15回	平成15年6月30日 (法定第8回)	将来構想最終まとめ案(自由討議)

小委員会の検討結果は、地域に愛着のある個性的な視点と、ワークショップの中で確認された多方面にわたる考え方に基づき、以下の通り集約されます。

「基本理念」は、各委員が1人1案ずつ提案し、自由討議の中で下表の6つの案に絞り込まれました。

「将来像」は、各市町の総合計画の骨格を参考に、5の基本的方向を確認したのち、各委員が1人1案ずつ提案し、ワークショップを通じて下表の案に絞り込まれました。

「検討プロジェクト」は、各委員が1人10案程度を提案し、将来像の基本的方向に沿って、ワークショップを通じて下表の案に整理されました。

「新市将来構想策定小委員会」での基本構想検討の体系

基本理念	潮の香り 山の薫り 人のかおりのする都市 人と自然が輝く 交流と飛躍の夢拓く都市 明日につなぐ輝く笑顔 みんなで創る 四国西南都市 自然が美しい南予の未来を拓く共生と活力の都市 潮の香り 山の薫り 人のかおり 優美な歴史と生きいき生活展望都市 人と交わり、緑と話し、海と語らう多自然空間都市				
将来像	恵まれた自然環境を保全し、快適に暮らせるまちづくり 地域特性を有効活用した産業の振興 夢、安心、思いやりのあるまちづくり 歴史・文化を基盤とし、個性を育み、いきいきと活躍する人材の育成 協働による住民主役の個性的なまちづくり				
検討プロジェクト	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 969 236 1350">生活環境・都市基盤</td> <td data-bbox="244 969 1437 1350"> 「命の循環」プロジェクト案 ・水＝命、森を育成し、川・海の浄化を推進する ・昆虫の森、めだかの小川の整備 ・下水道、集落排水事業の推進 ・国際環境基準 ISO14001 を取得し、ごみリサイクルの推進等環境先進都市へ ・「中心市街地 30分」構想 「中心市街地 30分」プロジェクト案 ・中心市街地へ車で 30 分の交通網を整備 ・以外の地域での公共交通網の整備 （旧町中心部へのワンコインバスの運行） ・30 分地域内での公営住宅整備 「都市基盤整備」プロジェクト案 ・循環先進都市づくり </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1355 236 1895">産業振興</td> <td data-bbox="244 1355 1437 1895"> 「若芽育成」プロジェクト案 ・連携による後継者育成（生徒から、就労・起業家への一環システム構築等） ・雇用促進（企業誘致、地場産業・高度情報化産業・観光・サービス業の振興等） ・研究施設及び研究内容（安全・安心食物開発等）の充実による一次産業の振興 ・産官学連携による U・I・J ターン受入支援 「じばさんと観光育成」プロジェクト案 ・広域観光ルートの構築 ・自然と調和する循環型産業の育成と観光振興（体験型観光等） ・食・買・遊を備えた施設（物産館等）の整備 ・郷土料理の継承と起業活用 ・離島・僻地、一次産業、温泉等を活用した観光の開拓 ・札所・遍路と産業（観光等）の連携 「銀（真珠・魚・米）・黄（みかん）・緑（農林）輝く」プロジェクト案 ・農林水産業振興（真珠・魚養殖・みかん・米等の持続的発展と新規需要の拡大、新しい農林水産物の育成） ・活力ある商工業振興（旧市町の中核となる中心市街地活性化、企業誘致、起業支援等） ・新 P R システム・イベントの構築 ・商工会・商工会議所、J C ・法人会、N P O 諸団体等、民間活力の活性化 ・地場産業と直結した流通システムの構築 ・新規特産品開発 </td> </tr> </table>	生活環境・都市基盤	「命の循環」プロジェクト案 ・水＝命、森を育成し、川・海の浄化を推進する ・昆虫の森、めだかの小川の整備 ・下水道、集落排水事業の推進 ・国際環境基準 ISO14001 を取得し、ごみリサイクルの推進等環境先進都市へ ・「中心市街地 30分」構想 「中心市街地 30分」プロジェクト案 ・中心市街地へ車で 30 分の交通網を整備 ・以外の地域での公共交通網の整備 （旧町中心部へのワンコインバスの運行） ・30 分地域内での公営住宅整備 「都市基盤整備」プロジェクト案 ・循環先進都市づくり	産業振興	「若芽育成」プロジェクト案 ・連携による後継者育成（生徒から、就労・起業家への一環システム構築等） ・雇用促進（企業誘致、地場産業・高度情報化産業・観光・サービス業の振興等） ・研究施設及び研究内容（安全・安心食物開発等）の充実による一次産業の振興 ・産官学連携による U・I・J ターン受入支援 「じばさんと観光育成」プロジェクト案 ・広域観光ルートの構築 ・自然と調和する循環型産業の育成と観光振興（体験型観光等） ・食・買・遊を備えた施設（物産館等）の整備 ・郷土料理の継承と起業活用 ・離島・僻地、一次産業、温泉等を活用した観光の開拓 ・札所・遍路と産業（観光等）の連携 「銀（真珠・魚・米）・黄（みかん）・緑（農林）輝く」プロジェクト案 ・農林水産業振興（真珠・魚養殖・みかん・米等の持続的発展と新規需要の拡大、新しい農林水産物の育成） ・活力ある商工業振興（旧市町の中核となる中心市街地活性化、企業誘致、起業支援等） ・新 P R システム・イベントの構築 ・商工会・商工会議所、J C ・法人会、N P O 諸団体等、民間活力の活性化 ・地場産業と直結した流通システムの構築 ・新規特産品開発
生活環境・都市基盤	「命の循環」プロジェクト案 ・水＝命、森を育成し、川・海の浄化を推進する ・昆虫の森、めだかの小川の整備 ・下水道、集落排水事業の推進 ・国際環境基準 ISO14001 を取得し、ごみリサイクルの推進等環境先進都市へ ・「中心市街地 30分」構想 「中心市街地 30分」プロジェクト案 ・中心市街地へ車で 30 分の交通網を整備 ・以外の地域での公共交通網の整備 （旧町中心部へのワンコインバスの運行） ・30 分地域内での公営住宅整備 「都市基盤整備」プロジェクト案 ・循環先進都市づくり				
産業振興	「若芽育成」プロジェクト案 ・連携による後継者育成（生徒から、就労・起業家への一環システム構築等） ・雇用促進（企業誘致、地場産業・高度情報化産業・観光・サービス業の振興等） ・研究施設及び研究内容（安全・安心食物開発等）の充実による一次産業の振興 ・産官学連携による U・I・J ターン受入支援 「じばさんと観光育成」プロジェクト案 ・広域観光ルートの構築 ・自然と調和する循環型産業の育成と観光振興（体験型観光等） ・食・買・遊を備えた施設（物産館等）の整備 ・郷土料理の継承と起業活用 ・離島・僻地、一次産業、温泉等を活用した観光の開拓 ・札所・遍路と産業（観光等）の連携 「銀（真珠・魚・米）・黄（みかん）・緑（農林）輝く」プロジェクト案 ・農林水産業振興（真珠・魚養殖・みかん・米等の持続的発展と新規需要の拡大、新しい農林水産物の育成） ・活力ある商工業振興（旧市町の中核となる中心市街地活性化、企業誘致、起業支援等） ・新 P R システム・イベントの構築 ・商工会・商工会議所、J C ・法人会、N P O 諸団体等、民間活力の活性化 ・地場産業と直結した流通システムの構築 ・新規特産品開発				

検討プロジェクト	産業振興	<p>「日本一づくり」プロジェクト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖漁業、柑橘農業の研究施設の拡充 ・地産地消率日本一へ周辺農地の整備 ・地産地消率日本一の商店街めざし、“中心市街地活性化” <p>「交流人口倍加」プロジェクト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食・買・遊を備えた物産館の創設 ・農・漁家の空家を利用した別荘化 ・四国西南域の観光ルート開発 ・“お四国さん”癒しの旅開発 ・日振島の観光開発、純友の発掘 <p>「産業振興」プロジェクト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済活動の中での循環型社会の構築 ・商工業対策と振興 ・安全、かつ新鮮な食物・野菜・果物・魚直売所 ・自然を活かした観光開発の推進 ・日本一作り
	保健・福祉・医療	<p>「夢と思いやり」プロジェクト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉の連携（施設も含む）による生活支援サービスの充実（健康づくり、社会保障、保健医療、各種福祉等） ・高度医療システムの充実 <ul style="list-style-type: none"> 24時間利用可能な医療体制（救急等）と有効活用施策の確立 ・離島部などの医療（設備・体制等）の充実 ・介護支援体制の整備 <p>「3A（安心・安全・安穩）」プロジェクト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉と社会参加・生きがいづくりの推進（シルバー人材センター等） ・障害者福祉の充実（生きがい支援システム・作業所の整備・雇用機会等） ・乳幼児・青少年福祉（心身の健康づくり・仲間づくり等）の充実 ・地域コミュニティの確立（見守り、健康推進、助け合い等の体制及び設備・施設） ・ボランティアシステムの確立（支えあう福祉等）
	教育・文化・歴史	<p>「資質開花」プロジェクト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備 ・地域（家庭、学校、こどもの交流等）教育ネットワークの構築 ・地域教育の確立（週5日制の活用、体験型教育の推進等） ・学校施設・人材の有効活用 ・三世代交流事業の推進 ・青少年健全育成システムの構築 ・専任講師・リーダーの養成 ・人権・同和教育の推進 ・就学前幼児教育の充実 ・高等教育（大学・研究機関の誘致）の充実 <p>「おしゃれ都市育成」プロジェクト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化・文化財等の継承と保護・活用 ・公民館・図書館・美術館・博物館等、施設設備の充実及び事業の推進 ・生涯教育・生涯スポーツの充実と住民活動の活性化 ・“郷土の誇り”醸成 ・郷土の歴史の継承・保存 ・芸術文化支援体制の確立 ・地域間・国内・国際交流の活性化 <p>（まちのこども、海・山のこども交流事業、牛鬼交流、世界特産品交流等）</p>
	住民参画	<p>「協働参画による力強い市制の推進」プロジェクト案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政への住民の積極的な参画 <p>（住民提案支援制度、住民モニター制度等による住民主役のまちづくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進（クォーター制度の導入） ・行政の情報公開の推進

第7章 新市の将来構想

第1節 新市の基本理念

新市の基本理念

『人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市』

「あの険しい長い峠を防壁にして安全と幸福を求め人々がその昔ここに居を^{ほく}した」

小説『てんやわんや』の一節にもあるように、本地域は「それぞれ山々の屏風で大切に囲われる」複雑な地勢です。また、牛鬼や鹿踊りなどに代表される独自の伝統行事が、豊かな地域文化を発展させてきました。こうした風土が司法権の独立を貫いた児島惟謙、海運王と呼ばれ地域の公共福祉に貢献した山下亀三郎、農作業を根本から変革した井関邦三郎など、さまざまな分野で時代をリードした人物を輩出し、郷土の誇りとなっています。

私たちの四市町は、風光明媚な多島海「宇和海」と、複雑な湾を屏風のように大切に囲む急峻な山々、そして、無数の清流が流れる盆地から成ります。この美しくも厳しい自然環境と相対した先人たちは、斜面に石を積み畑を切り拓き、波静かな入り江を利用して、養殖漁業に活路を見出すなど、試行錯誤の中から、常に新たな産業や洗練された文化を築いてきました。このような、地域特性を活かして築くまちづくりを新市においても、みんなの力で大切に受け継ぎ、発展させていきます。

本構想では、新市の基本理念を『人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市』と定めます。この理念は、地域の豊かな自然や個性的な文化を最大限に生かしながら、歴史の中で培われた先進性と創造力でまちづくりを一層推し進め、四国西南地域をけん引する中核都市となることをめざしています。

「人と交わり、緑と話し、海と語らう」は、郷土に誇りを持った人びとが、新市という新たな枠組みの中で出会い、海の幸と山の幸を共栄・融合させることを意味しています。さらに農林水産業を護り育てるとともに商工業と連携し、地域特性である先進性と創造力をさらに強力で発揮することで、地方分権時代のリーダーとなることを謳（うた）っています。「人と交わり」を最初に掲げたのは、“まちづくりの中心は住民である”ことを強く訴えるためで、住民一人ひとりの活動が、新市のまちづくりの基本にあることを示しています。

「緑と話し、海と語らう」は、“父なる大地と話す”中から自然に感謝して暮らす営みを学び、心豊かな子どもが育ち、“母なる海との語らい”から思いやりが芽生え、支えあう福祉が生まれるという考え方を掲げています。

「きらめき空間」は、きらきらと輝く宇和海沿岸や、市街地をやさしく包み込む森林地帯など自然あふれる生活空間、四市町独自に受け継がれた個性的な文化が融合して雅を演出する空間、充実した福祉施策や住民の健康づくりへの積極的な取り組みにより、一人ひとりの笑顔がきらめく空間など、さまざまな空間が形成された都市像を表現しています。

私たちは、人や自然との新たな出会いを大切にしながら、きらめきあふれる新市を、みんなで力をあわせて創っていきます。

第2節 新市の基本方針

基本理念の実現にむけて、以下の3つの方針のもとでまちづくりを進めます。

第1項 心の時代をリードするまちづくり

新市では、「モノ」重視から「心」の重視という時代の変化と要請に対応し、ゆとりある生活環境、安全や質にこだわった産業振興、心のふれあいを大切にした福祉、豊かな心を創る教育などを一体的に進めるまちづくりを進めます。

第2項 地域特性を活かしたまちづくり

新市では、恵まれた自然や地域のさまざまな資源を再評価し、新しい発想で一層の活用を図りながら、更に新しい地域の「宝」を生み出します。その宝を起業化することで産業を活性化し、雇用促進や若者定住などを推進し、活力あるまちづくりをめざします。

第3項 ユニバーサルデザインのまちづくり

少子・高齢化時代にあって、高齢者対策や子育て支援等がまちづくりの重要な施策の一つになっています。新市では一歩進めて、ユニバーサルデザイン()によるまちづくりを推進し、誰もが暮らしやすく、活動しやすいまちづくりをめざします。

()ユニバーサルデザイン：ユニバーサルデザインは、障害の有無・年齢・性別・国籍・人種等にかかわらず、多様な人々が、気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方である。

=

第3節 新市の将来像と検討プロジェクト

基本理念『人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市』に基づき、以下の5つの将来像と、それぞれの施策展開の方向性、検討プロジェクトを定めます。

新市の将来像と検討プロジェクト

将来像	検討プロジェクト
恵まれた自然環境を保全し、快適に暮らせるまち	(1)自然と社会の循環(環境保全・創造)システムづくりプロジェクト (2)ゆとり環境(居住環境向上)づくりプロジェクト (3)やすらぎ空間(生活安全)づくりプロジェクト (4)やさしいまち(都市基盤整備)プロジェクト
地域特性を活かした産業が発展するまち	(1)産業トライアングル構築(産業振興)プロジェクト (2)「幸業」が芽吹くまち(雇用促進・後継者育成)プロジェクト (3)よくばり観光(観光振興)プロジェクト
すこやか、安心、思いやりのあるまち	(1)夢、安心(保健・医療)づくりプロジェクト (2)すこやか・思いやり(福祉)づくりプロジェクト
歴史・文化を尊重し、いきいきと市民が活躍するまち	(1)学びあい教えあい(教育)プロジェクト (2)雅やかな都市(文化・歴史)づくりプロジェクト
協働による住民主役の個性的なまち	(1)みんなで創るまち(協働参画推進)プロジェクト

第1項 恵まれた自然環境を保全し、快適に暮らせるまち

1 施策展開の方向性

足摺宇和海国立公園の美しい海岸線、地域を屏風のように囲む高森山から篠山の山々など、恵まれた自然は地域の誇りです。都市化や地域開発が進み、さまざまな要因で地球環境が悪化するなか、住民に潤いを与える自然環境を、後世に受け継いでいくことは重要な課題です。

新市では、宇和海に浮かぶ真珠の筏や漁り火、急斜面に築かれた段畑のように自然と共生してきた生活文化を継承しつつ、リサイクルなどの推進による環境にやさしい循環型社会()の形成をめざします。さらに足摺宇和海国立公園をはじめとする恵まれた自然環境の保全と、そのゆとりとうるおいのある空間を活かした、住民が安全・快適に生活できるまちづくりを進めます。

2 検討プロジェクト

(1)自然と社会の循環(環境保全・創造)システムづくりプロジェクト

新市は、本地域の貴重な資源である全国有数のリアス式の美しい海岸線、緑生い茂る山々などの自然環境や生態系、景観の保全と活用を図り、公害の少ない太陽光発電やバイオマス()発電、風力発電等のクリーン・エネルギーの採用や、廃棄物の処理やリサイクル活動を推進することなどにより、循環型社会の形成をめざします。

自然循環機能の保全と活用のために、

豊富な水産資源に恵まれた宇和海の自然環境を保全します。

四国西南地域有数の森林地帯を活用した環境保全などを推進します。また、ふるさとの山や森を、林業に対する支援を通じて計画的に保護育成します。さらに、間伐材のペレット()化によるバイオマスエネルギーの活用など森林資源を活かした循環システムの導入を図ります。

清流四万十川に流れる三間川や、県外へ流れる檜川、さらには市街地河川などの自然環境を守り、広域的に水質や生態系を保全する活動に積極的に取り組みます。

自然と共生した社会システムづくりのために、

水源の確保や水質の保全を図り、良好な上水道を住民に提供するとともに、生活排水などによる海や河川の水質汚濁を防ぐため、公共下水道や農・漁業集落排水の整備、合併処理浄化槽設置などを計画的に推進し、自然と適合した生活文化の実現をめざします。

有機的な農業を推進し、自然循環型農業の確立をめざします。

市街地や農山漁村では、自然風土になじむ美しい景観づくりを推進します。

公共事業においては、自然を活かした河川の護岸改修、産業廃棄物の二次製品化によるゼロエミッション()を進め、また、公共施設の整備ではグリーン購入()の推進や自然保全工法の採用など、自然に優しい事業を推進します。

市民生活において、多資源消費・廃棄型の生活を見直し、生ゴミの自家処理などによるゴミの減量化(リデュース)、電気製品などの再利用(リユース)、分別収集の徹底による資源の再利用(リサイクル)による3Rの取り組みを推進します。そのために、広域的なごみ処理施設の充実を図ります。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・自然環境の保全（生態系の維持・回復、森林の整備と活用等）
- ・自然を活かした公共事業の推進
- ・循環型社会（3Rの推進・ゴミ処理等）先進都市づくり
- ・景観の保護
- ・水循環（水源の確保・上下水道、河川・港湾等）システムの整備

()循環型社会： 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいいます。平成12年5月26日に循環型社会形成推進基本法が制定されました。

()バイオマス：生物体をエネルギー源または化学・工業原料として利用すること

()ペレット：木屑などを一度粉砕したうえで3～5cmほどの円柱形に圧縮したもので暖房機の燃料などに用いられます。

()グリーン購入：商品を購入するときにリサイクル製品を優先的に採用すること

()ゼロエミッション：廃棄物をリサイクルすることで、他の資源として再利用できるようにするなど、最終的に廃棄物が出ないようにすること

(2)ゆとり環境（居住環境向上）づくりプロジェクト

住環境では、地域で生まれ育った住民も、居住環境に惹かれてU・I・J（ ）ターンした住民も、心にゆとりを感じながらいつまでも地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。定住の受け皿として、四市町のゆとり空間を積極的に活用して、宅地開発や公営住宅の計画的な建替え、新築など、良好な住宅環境の整備・確保を進め、定住促進を図ります。また、高齢化に対応した住宅の整備などを促進します。

生活環境では、海に面した宇和島市、吉田町、津島町の鏡のように穏やかな海に整然と並ぶ真珠いかだ、闇夜に浮かぶ漁火や農村百景選に選ばれた急斜面の美しい段畑、三間町の地名の由来ともなった美しい沼など、四市町の地域資源を活かした公園や緑地を整備し、潤いある空間づくりをめざします。また、高校生アンケートにも見られたアミューズメント（ ）施設の誘致を考慮しつつ、若い人にも魅力ある生活遊空間を備えたまちを創出します。

さらに、四市町の市街地や農漁山村などにある空き店舗や空家、遊休地を活用して、サロンの設置や、イベント会場の提供を図るとともに、グリーン・ツーリズム（ ）やブルー・ツーリズム（ ）会場として、地域内や地域間の人びとの交流拠点を創出します。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・ 公営住宅（福祉住宅等）、宅地等の供給と定住促進
- ・ 各種都市機能の整備
- ・ 遊休地の活用による公共施設等の整備・充実

（ ）Uターン：逆もどり。地方からの若者が、都会から出身地に戻って職につくことをいいます。

また、Iターンは出身地以外から流入して住み着くこと。Jターンは、出身地に戻ってくる途中で止まってしまうことで、この場合はその到着点が新市になるということ。

（ ）アミューズメント施設：遊園地・水族館などの娯楽施設。

（ ）グリーン・ツーリズム：農山村の自然・文化などに親しむことを目的とする都市民による長期滞在型の旅行。

（ ）ブルー・ツーリズム：漁村の自然・文化などに親しむことを目的とする都市民による長期滞在型の旅行。

(3) やすらぎ空間（生活安全）づくりプロジェクト

本地域は、台風の通り道となることが多く、急斜地のがけ崩れなどの災害の発生が予測されます。また、全国的な犯罪の増加、凶悪化傾向は新市もまた例外ではありません。交通事故の数も増加傾向にあり続けています。新市では、災害や犯罪、交通事故などに対し、住民が安心して生活できる環境づくりに向け、防災・防犯・交通安全体制や設備等の整備・充実を図り、安全対策を総合的に進めます。

防災では、現在でも広域事務組合消防本部で、広域的な体制を整えています。新市では早急に地域防災計画を策定し、地震・津波など突発型の大規模災害に対する初動体制や応急体制の強化を図るとともに、治山・治水対策や住宅防災対策などの予防対策を進め、行政や企業などが一体となって、災害に強いまちづくりを促進します。また、地域社会の高齢化や昼間時の消防団員の不在などが進むなか、自主防災体制の強化により、災害弱者の連絡・救助システムづくりなど地域ぐるみの防災体制の構築と防災意識の高揚を図ります。

また、住民が犯罪に不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域での防犯体制づくりを進めます。悪質な商法など消費者問題についても、消費生活に関する相談体制の強化を図っていきます。

さらに、交通事故を未然に防ぎ、歩行者や運転者の安全性を確保するため、ガードレールや歩道などの道路施設や信号機やカーブミラーなど、交通安全施設の整備・改善を推進するとともに、交通安全への意識向上を図るため、関係団体などとの連携によって、家庭、職場における交通安全教育を積極的に推進し、幼児、児童・生徒に対しては、学校での教育活動をはじめ、課外活動、PTA等を通して交通安全教育の徹底を図ります。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・生活安全システムの整備（防災・防犯・交通安全等）
- ・消費者保護体制の強化

(4) やさしいまち(都市基盤整備)プロジェクト

ユニバーサルデザインの方針に基づき、すべての人にやさしい都市基盤整備を図り、魅力ある新市の形成に努めます。

新市の顔となる中心市街地は、行政・文化・商業などの機能のさらなる集積を図るとともに、地域の市街地においては、テナントミックス()、ファサード()の改修などのハード面の整備を図るとともに、新しい多様なニーズに対応する商品やサービスを提供するなど、地域と結びついた商店街として、それぞれの地域特性が発揮できるよう支援します。

市町間の交流の円滑化による生活の利便性の向上、産業の活性化、緊急時などのために高速道路など高規格幹線道路、四市町間のアクセス道路の整備を進めていきます。さらに、交通安全や景観保全の観点から、宇和島市の一部で進められている電線を地中化した道路など、高齢者や障害者・子どもなどの歩行者も運転者も、すべての人にやさしい生活道路の整備を推進します。

また、離島・周辺地域にも十分配慮しながら、鉄道・バス・船舶などの公共交通網の維持・確保を図っていきます。さらに、九州方面への航路の再開を関係機関に要望していきます。

現在、総務省で推進している電子政府()の構築に合わせて、電子自治体の整備と広域総合情報ネットワークの整備と情報集積による、ワンストップ()行政の確立など住民サービスの向上を図ります。また、次世代型CATV()の整備・活用による防災・防犯、緊急医療、交通、情報提供、生涯学習等、多方面にわたる高度情報通信基盤の整備・充実と活用に努めます。

さらに、重要港湾の宇和島港をはじめ、各市町の港湾施設や漁港施設と周辺地域の用地の高度利用など一体となった整備を推進します。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・ 離島・周辺地の地域性を活かした基盤整備
- ・ 高規格幹線道路や四市町を結ぶアクセス道路、生活道路等(公共交通網の整備)の整備
- ・ 高度情報化基盤の整備
- ・ 港湾施設等の整備

()テナントミックス：商店街に不足している業種等を補うこと

()ファサード：通りに面した建物正面の外観

()電子政府：住民基本台帳ネットワークシステムのように紙文書主義の行政をITの導入により、より迅速かつ情報の共有による国と地方の行政サービスの一本化をめざしたものです。

()ワンストップサービス：行政窓口の一本化により、複数の要件が一つの窓口でできるようになることや、行政窓口オンラインサービスの広域的システム化により、自分の住む市町村に限らずどこの行政窓口からでも窓口サービスが受けられることです。

()次世代型CATV：各家庭や施設をケーブルで結び、映像を提供するという従来の枠を超え、インターネット接続サービスを始め、双方向による保健・福祉・医療といった各種サービス等を提供するものです。

第2項 地域特性を活かした産業が発展するまち

1 施策展開の方向性

世界的な産業再編、不況の長期化などにより、国内産業は厳しい状況が続いています。本地域では、海運王と呼ばれた山下亀三郎、農作業の機械化、近代化に大きく寄与した井関邦三郎など、産業面における先見性と実践力で時代をリードした偉人を輩出してきました。これら本地域の特性を活かしながら新たな視点に立った体制づくりを進め、研究機関を整備するとともに、基幹産業の充実や起業環境を整備し、産業の振興を図ります。

そのため、21世紀の多様で高度な消費者ニーズに応えられる、新たな地場産業の育成に努めます。また、産・官・学の協働()による高付加価値型の農林水産業、地域資源を活かして企業誘致やベンチャー企業の支援を行う工業、まちの顔となる個性的な商業、体験・滞在・反復型の観光の育成を図ります。さらに情報関連産業や福祉などの新しい需要に対応した、6次産業()の育成・拡充を促進し、若者や女性、高齢者などすべての住民がはつらつと働く、活気に満ちたまちをめざします。

2 検討プロジェクト

(1)産業トライアングル構築(産業振興)プロジェクト

新市の産物は、海あり山あり里ありと非常にバリエーションが豊富ですが、販路の拡大に多くの課題を抱えています。新市では、農林水産物に新市の名称を冠した統一ブランドの形成や開発とともに、官民一体的となったPR等で地域のイメージアップを図るなど、競争力強化や販路拡大のための支援施策を推進します。

農林水産業、商工業、観光業が相互に連携した6次産業づくり(産業トライアングルづくり)を進めます。そのため、地域特性を活かした自然共生型の農林・水産業を産・官・学(高校・大学)協働で創出し、活力と競争力や独創性ある基幹産業として発展を図り、観光や商工業にも活かしていきます。

農林業は、四市町ではみかんなどのかんきつ類や米、果物、木材など生産物や経営規模も異なっているので、地域の特性に基づいた施策を展開し、生産基盤の整備を進めるとともに、土地の流動化や作業の受委託体制の整備、環境にやさしい循環型農林業を促進し、先進農林業地域としてのイメージの定着を図り、加工・販売体制の整備などにより、全国にその販路を拡大していきます。

水産業は、農林業とともに基幹産業の一つであり、その発展がこの地域を支えてきました。新市でも、水産業のさらなる振興を図るため、「育てる」漁業の整備・充実を推進します。そのため、県水産試験場での研究や港湾・漁港整備、海岸線の保全など海の環境保全体制を整備するとともに、地域の生態系を踏まえた漁礁・漁場の開発、藻場造成などを進め、水産資源の増大と漁獲の持続的・有効利用を図ります。また、新技術の開発や流通・加工体制の整備を支援します。

工業は、企業立地が進まない現状を踏まえ、雇用機会の安定を図るため、地元工業振興の支援体制を強化し、用地の確保などの基盤整備により、優良企業の誘致を促進する施策を推進します。また、新市の資源を生かすとともに、産・官・学との協働によるバイオテクノロジー()などの先進技術や新しい産業製品の研究・開発を推進します。

商業は、後継者問題や長引く不況などによる既存の商店街の空洞化等の全国的な問題に本地域でも直面しています。これらの課題を解決するため、各地のTMO()で実施されている消費者

と小売業者の関係の見直しによる購買客の開拓など、地域住民に密着したサービスの展開や個性的な店づくりを支援します。

また、(財)地域創造、地域活性化センターの地域づくりやNPO()、全国生涯学習まちづくり協会などの活用、「××百選」「穴場探訪」などマスメディアを積極的に利用するなど官・民協働のPR、市街地の再開発などにより、地域全体のイメージアップを展開することで活性化を図り、観光振興と連携した交流人口増などをめざします。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・農林水産業振興(真珠・魚類養殖・みかん・米・野菜・畜産・杉・檜等の基幹産業の持続的発展・基盤整備と新規需要の拡大、研究施設及び研究内容の充実、新しい農林水産物の開発・育成)
- ・活力ある商工業振興(地域の中心街を含めた中心市街地活性化、制度資金の活用・充実、企業誘致等)
- ・新PRシステム・イベントの構築
- ・商工会・商工会議所、JC、法人会、NPO諸団体等、民間活力の活性化
- ・地場産業と直結した流通システムの構築
- ・新規特産品開発

- ()6次産業：第一次産業の1、第二次産業の2、第三次産業の3を足すまたは掛けることによって、 $1 \times (+) 2 \times (+) 3 = 6$ になることから、すべての産業の連携による新しい産業をいいます。「産業トライアングル」は、このことを図式的にイメージしたもの。
- ()協働：住民と行政が一緒になって、自分たちが住んでいる地域や隣人のことを、知恵や力を出しあって、自分のこととして考え、よりよくするために力をあわせていくということ。
- ()バイオテクノロジー：生物を工学的見地から研究し、応用する技術。近年は特に、遺伝子組み換え・細胞融合などの技術を利用して品種改良を行い、医薬品・食糧などの生産や環境の浄化などに応用する技術をいいます。
- ()TMO：中心市街地活性化。中心市街地の商業全体を一つのショッピングモールとしてとらえ、一体的に運営するための組織(タウンマネジメント機関)。
- ()NPO：民間非営利団体。「ボランティアグループ」「まちづくり」「障害者や高齢者の福祉」「川や森林の愛護」などを目的に、身近なところで行われている活動団体のこと。

(2)「幸業」が芽吹くまち(雇用促進・後継者育成)プロジェクト

長引く不況から抜け出すための6次産業振興施策を「幸業」と名づけました。「幸業」の「幸」には、産業の活性化により雇用が促進され、U・I・Jターン者や若者定住が進み、潤いある生活環境、安心できる医療・福祉、個性あふれる教育などが整い、住民すべてが幸せになるという期待が込められています。

「幸業」は、真珠やみかんなどのようにすでに全国規模に展開している製品のレベルをめざし、夢や活力、行動力、柔軟な思考を持つ若者と豊富な技術・経験を持つ高齢者の連携を中心に、新産業製品や技術を開発し、活気と創造性豊かな産業振興を図るまちづくりをめざします。

また、産業振興と人材育成は切り離せないものです。企業活動を拡張するためには高度な技術や知識を持つ人材を養成することが必要不可欠です。そのため、産・官・学の連携により、U・I・Jターン者や若者、退職者・高齢者などの職業訓練機会の確保、既存産業の後継者・新規就業者の育成を図ります。

さらに、優秀な人材の定住やUターン希望者の増大を図り、地域での人材の安定供給につなげるため、既存産業の整備、異業種の提携などによる雇用機会の拡大などを進め、新しい産業「幸業」を創生していきます。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・ U・I・J ターン受入支援
- ・ 後継者育成
- ・ 起業の支援
- ・ 雇用促進

(3) よくばり観光(観光振興)プロジェクト

新市では、各市町が実施していた施策より広い範囲での観光行政を考えることができます。そのため、観光客の行動範囲の広がりに応じた広域的な観光地整備、観光宣伝などの取り組みが図れます。

観光振興には、エントランス（玄関口）機能としてのターミナルの案内機能の充実と受け入れ体制の確立が必要であり、リピーターを増やすために、市民がすべての観光客に対して「もてなしの心」を持ち、訪れる人への「気配り・目配り・手配り・欲張りの4つのくばり」を実践し、観光地としての魅力向上を図ります。

また、かんきつ類や米、魚、真珠などの地域資源を活かしながら、体験学習の要素を拡大した「グリーン・ツーリズム」「ブルー・ツーリズム」の振興を図り、見る観光地から参加・体験型の観光地への発展を図ります。

また、物産施設や道の駅などの施設の整備や、郷土料理の継承・活用、札所・遍路の活用、離島観光の振興などにより新市の観光資源をネットワーク化させ、滞在型観光地化や観光のオールシーズン化(通年化)、リピート化(反復化)の促進を図ります。

さらに、伊達家や藤原純友、札所などの本地域の「歴史資源」や日振島などの離島や三浦・由良半島などを中心とした釣り場の活用と良質な温泉資源などの連携による、新感覚の観光開拓を図ります。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・ 自然と調和する循環型産業の育成と観光振興
- ・ 食・買・遊を備えた施設（物産館等）の整備
- ・ 郷土料理の継承・活用
- ・ 札所・遍路と観光等の連携
- ・ 離島・周辺地、一次産業、温泉等を活用した観光の開拓
- ・ 広域観光ルートの構築

第3項 すこやか、安心、思いやりのあるまち

1 施策展開の方向性

少子・高齢化が進むなかで、21世紀を担う子どもたちが地域とともにすこやかに育つよう、子育ての社会的な支援が求められるとともに、生涯にわたって住民が健康で安心して暮らし、積極的に社会参加できる環境づくりが求められています。

新市では、福祉サービス部門への充実した人的配置を図り、今まで以上に質の高いサービスを提供していきます。さらに、行政だけが取り組むのではなく、社会福祉協議会や民生委員、児童委員、地域のボランティア等が相互扶助や社会的連帯の意識に基づき、ともに支えあい、助け合う福祉・保健・医療の整った福祉社会の構築をめざします。

さらに、山間部・離島・半島など周辺地域への福祉・保健・医療サービスの充実と確保を積極的に推進します。

2 検討プロジェクト

(1) 夢、安心（保健・医療）づくりプロジェクト

自らの健康は自らでつくることを基本に、地域の保健センターなどを拠点とした住民の自主的な健康づくり活動を促進します。そのため、四市町に点在している温水プールや温泉、公園・レクリエーション施設などを機能的に活用して個人に合った健康づくりを支援します。

保健サービスについては、各地域施設を利用して、乳幼児や高齢者の健康診断、健康教育、健康相談などきめ細かなサービスの提供を図ります。

医療については、高度化・多様化する医療ニーズに対応できる、質の高い地域医療や高度専門医療、救急医療などの充実を図るとともに、広域医療ネットワークづくりや、診療所施設の維持・充実などに努め、離島などの医療体制の強化を進めます。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・健康づくりの推進
- ・高度医療システムの充実
- ・離島などの医療(設備・体制等)の充実

(2) すこやか・思いやり(福祉)づくりプロジェクト

高齢者や障害者、児童など、だれもが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。そのために、保健・医療分野や生涯学習分野などと連携して、介護保険や高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、地域福祉などを総合的に進めます。

介護保険や高齢者福祉については、高齢化が進んでいる現状から、「光来園」「美沼荘」などの介護老人福祉施設や「オレンジ荘」「ふれあい荘」などの介護老人保健施設の整備を進め、介護サービスや生活支援サービスの充実を図ります。また、公民館や保健センター、体育施設など地域の身近な施設を活用して、高齢者の生きがいづくりを進めるためシルバー人材センターによる積極的な再雇用促進、生涯学習や生涯スポーツ、ボランティア活動などへの積極的参加の支援を図ります。

障害者福祉については、障害に合わせたきめ細かなサービスメニューの導入に積極的に取り組み、小規模作業所の整備や授産施設の充実など、自立生活や就労の場の整備を支援します。また、

学習活動やスポーツ活動、交流活動などを促進し、健常者との交流を活発にすることで相互理解を深め、社会参加の機会拡大を地域全体で支援していきます。

児童福祉では、母子世帯や父子世帯、共働き世帯での、就労と子どもの養育等の日常生活の負担が重くなっており、負担を少しでも軽減するため、延長保育や休日保育など保育サービスを充実・支援をしていきます。また、児童館()や児童公園などの整備を進め、世代間交流を促進することができる子育てについて経済面と精神面から援護する地域社会の実現を目指し社会全体で支える仕組みづくりに努めます。

地域福祉では、一人ひとりが「福祉の担い手である」という意識と、「ともに支えあい、助け合う」福祉の心、福祉の風土を醸成するために、関係福祉団体などの連携・協力のもと、リーダーの養成やボランティアの育成支援などを推進し、ボランティア活動などの充実を図るとともに、地域での見守り・支えあいの体制づくりと地域ケアネットワーク()の構築を促進します。

さらに、生活保護などの低所得者福祉施策や、勤労者福祉施設の充実などの勤労者施策の充実に努めます。

()児童館 : 児童館とは、児童福祉法第 40 条による児童福祉施設です。子供に健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とします。地域の子供たちは、誰でも自由に児童館に遊びに行くことができ、遊び仲間や、相談、自主的な活動もできます。また、児童厚生員の援助を受けることができます。

()地域ケアネットワーク:福祉の抱える問題は複雑化しており、一部の専門分野では解決できないものも多く見られます。そのため、在宅介護支援センターなどをケアマネジメントの中核機関に位置づけ、介護保険を含めた保健・医療・福祉の関係機関が相互に情報交換やサービス調整を行える環境を整えるとともに、地域住民の参加による福祉コミュニティづくりやボランティア組織等の活動への側面的な支援を行うなど、地域住民のネットワークを強化し、地域における総合的なマネジメント体制を確立することをめざすのが地域ケアネットワークです。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・介護支援体制の整備
- ・高齢者福祉と社会参加・生きがいづくりの推進
- ・医療・保健・福祉の連携（施設も含む）による生活支援サービスの充実
- ・障害者福祉の充実
- ・児童福祉の充実
- ・地域コミュニティづくりの確立
- ・ボランティアシステムの確立

第4項 歴史・文化を尊重し、いきいきと市民が活躍するまち

1 施策展開の方向性

生活水準の向上や余暇時間の増大など生活の多様化・個性化が進展する中で、人生の各段階に応じた生涯学習に対する期待は、ますます高まっています。こうした状況の下、子どもから高齢者までの各ライフスタイルに応じた総合的・体系的な学習システムを確立し、実り多い学習活動の展開を促進し、公民館や図書館(室)などの公共施設を十分に活用した生涯学習推進体制づくりを図ります。

広い視野にたって、これからの社会を担う子どもたちの育成を図るとともに、新市の自然や歴史・文化、産業を活かし、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学習し、豊かな人と人の交流ができる、いきいきと市民が活躍するまちをめざします。

2 検討プロジェクト

(1) 学びあい教えあい(教育)プロジェクト

学校教育では、小中学校における、山と海の学校交流などのプログラムの充実、余裕教室の有効利用、情報化・国際理解教育のレベルアップなど教育環境の整備・充実を図ります。

また、就学前教育も含め、基礎的な学力や生活習慣、自己を律し、他人を思いやることのできる豊かな心を身につけるため、地域特性を活かした環境・福祉・産業などの体験学習を重視しながら、個性を重視した教育を推進します。

さらに、野菜・ハマチ・みかん・米などの生産体験や地域産品の学校給食への積極的な使用など、地元産業の理解を深める取り組みを進めます。

次代を担う青少年を心身ともに健やかに、また、国際性豊かな人材として育てていくために、青少年の健全育成と非行防止に向けた施策を推進し、内閣府が行う世界青年の船を始めとする国際交流事業への参加など、青少年の育成に関する幅広い施策を支援します。

人権・同和教育に関しては、家庭・地域や学校などと連携し、人権・同和問題を正しく理解・認識し、差別の不合理性についての認識を深めることを通して、豊かな情操を養い、一人ひとりが思いやりと協調性に富み、互いの人格を尊重しあい、いじめや差別を生まない人間関係を醸成するよう努めます。また、住民が社会教育活動や地域・職域における教育・啓発活動などに積極的に参加し、社会連帯の大切さや働くことの尊さなどについて自らの認識を見つめ直し、問題解決に主体的に取り組み、差別のない住みよいまちづくりを進めるよう努めます。

また、当地域に四年制の大学がなく、多くの子どもたちは、地域外へ進学しています。このような若者の定住や、地域の特性を活かした産業開発に寄与する大学等の高等教育機関の誘致も目指し、高等教育の充実を促進します。

生涯学習については、実り多い学習活動を推進するために、公民館や図書館(室)などの公共施設を十分に活用した体制づくりと、広域的な連携のもとでの総合的な生涯学習推進体制を確立します。

公民館は地域における生涯学習センターであり、施設・設備の充実だけでなく、地域住民の自主的で創造的な学習活動を支援するため、地域リーダーの育成を図るとともに、住民が企画段階から参画して有意義な学習ができるような活動を推進します。

また、図書館(室)は、住民に身近な生涯学習施設として、地域での特色ある運営を進めます。生涯スポーツでは、幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフスタイルに応じた体力づく

りなど、すべての住民が自主的、主体的にスポーツに取り組めるよう施設や体制の整備・充実に努めます。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・地域教育ネットワークの構築
- ・就学前幼児教育の充実
- ・地域教育の確立
- ・人権・同和教育の推進
- ・学校施設の整備
- ・青少年健全育成システムの構築
- ・専任講師・リーダーの養成
- ・高等教育の充実
- ・生涯教育・生涯スポーツの充実、施設整備と住民活動の活性化

(2) 雅やかな都市（文化・歴史）づくりプロジェクト

地域の文化・歴史をまちづくりの一つの要素として最大限に活用して、南楽園や天赦園のような、潤いのあるゆったりとした時間の流れる、雅やかな都市づくりを進めます。

先人たちによって受け継がれてきた牛鬼や鹿踊りのような民俗芸能の伝承に努めるとともに、歴史学習講座や文化財紹介などを通じて、郷土の誇り意識の一層の醸成を図るため、歴史資料館などの施設の整備・充実や、文化財の適正な保管・保存とその活用を推進します。また、伝統文化活動を行う団体を支援するとともに、伝統文化を次の世代に継承していくための指導者や後継者の育成を推進します。

また、芸術・文化は、日々の生活を潤いに満ちたものとするとともに、幅広い創造力を高め、自己実現のもととなります。そこで、住民が気軽に、優れた芸術文化に身近に接する機会の拡大を進めるとともに、新たな地域文化や芸術を創出できるよう、文化活動への支援と、文化・芸術施設の充実に努めます。

地域の文化を全国・世界に発信し新市のイメージアップを図るとともに、行政と民間の協働による「よくばり観光」などの観光産業の振興に役立てます。また、仙台伊達家から伝わった文化をもとに独自の文化を生み出したように、全国・世界中から優れた文化を学び、まちづくりに生かし地域特性を伸張して雅やかな都市を形成するため、地域間交流や国際交流の活性化を図ります。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・伝統文化・文化財等の継承と保護・活用
- ・“郷土の誇り”醸成
- ・芸術文化施設と支援体制の確立
- ・地域間・国際交流の活性化

第5項 協働による住民主役の個性的なまち

1 施策展開の方向性

新市の総合的な発展・整備を図るには、住民や団体がそれぞれの責任や役割を自覚し、個々の力の結集を図ることが必要です。このため、住民・民間団体の理解と協力を得る体制の確立を進め、自主的な活動の活性化を図ります。また、高度化・多様化する行政需要に対応するため、効率的で計画性・総合性のある行財政運営と広域行政推進体制の充実・強化をめざします。

2 検討プロジェクト

(1) みんなで創るまち（協働参画推進）プロジェクト

職員の定員管理や機能的な配置と専門的な能力の向上、PFI（ ）の導入検討などによる公共施設の有効活用などにより、行財政運営の効率化を図り、職員の意識向上のための研修を充実し、増大する多様な住民ニーズや新たな行政課題に対応できる人材の育成を図ります。

また、行政と市民が協働するまちづくりにむけて、企画立案から住民が参加するまちづくり体制を整え、インターネットやCATV等のITを活用した積極的な情報公開や情報交換の場づくり、まちづくりに関する住民の提案に対する資金支援制度（住民提案支援制度）の実施など、開かれた行政を推進し、住民と行政のパートナーシップの確立をめざします。

今日、男女雇用機会均等法の制定など女性問題への取り組みが進展し、男女共同参画（ ）社会の実現に向けた環境整備が進んでいます。新市では、男女がそれぞれの能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重し合い、社会のあらゆる分野に、ともに参画できるまちづくりを進めます。そのために、クウォーター制（ ）の積極的な導入や、「男女平等意識」「女性の人権尊重」等の学習の推進など多様な施策を進め、関係機関が一体となって女性にやさしい環境づくりのネットワークを形成していきます。

また、外国籍の市民にやさしいまちづくりを展開するとともに、市民の国際理解を促進します。

さらに、自治会・区長会などを中心としたコミュニティの振興を図るとともに、公民館活動を通してのコミュニティ組織と行政との連携などを強化し、地域性を考慮した行政サービスを受受できる環境づくりをめざします。

【具体的なプロジェクト項目】

- ・行財政運営の効率化
- ・行政の情報公開の推進
- ・行政への住民の積極的な参画（住民提案支援制度等）
- ・男女共同参画の推進（クウォーター制の導入等）

()PFI：民間活力の導入で公共サービスの向上を図る手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営にあたり、民間のノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ろうという考え方。

()男女共同参画：女性のチャレンジ支援、仕事と子育ての両立支援などの女性の積極的な社会参加への支援のほか、夫婦別姓問題などを検討しています。

()クウォーター制：男女共同参画を推進するために、最初から組織の構成員の男女比率を決めておくこと。

第4節 新市のゾーニング

第1項 基本的考え方

新市は、風光明媚なリアス式海岸を有する宇和海沿岸、穏やかな田園地域、急峻な峰と渓谷という多様な自然と、そうした豊かな自然と共生してきた人の営み、さらに伊達家の影響を受けた独特の文化、四国の温暖な気候により醸成された人情などに特徴付けられます。

これらの特徴を活かしたまちづくりを推進するため、新市を、産業・市街地ゾーン、多自然居住ゾーン、福祉・文化ゾーン、かんきつ農業ゾーン、田園農業ゾーン、臨海産業ゾーン、森林ゾーンに分け、それぞれ立地特性に合わせた活性化策を実施していきます。

第2項 ゾーンごとの振興方向

1 産業・市街地ゾーン

宇和島中心市街地と吉田・三間・津島の地域市街地からなる産業・市街地ゾーンは、都市型産業の集積や商業機能の集積、空き店舗・空き家対策などを積極的に推進し、にぎわい空間を創出するとともに、歴史・文化資源の活用により文化的な都市環境の形成や観光振興を図ります。

2 多自然居住ゾーン

多自然居住ゾーンは、田園や山林などの自然環境を活かしながら、下水道、公園、住宅などが整った快適な居住空間づくりを進めます。

3 福祉・文化ゾーン

福祉・文化ゾーンは、良好な自然環境を活かし、福祉・保健・医療サービスの提供や文化振興、定住を図るゾーンとして活用していきます。

4 かんきつ農業ゾーン

かんきつ農業ゾーンは、日本有数のみかん産地であり、その特性を活かして、さらに競争力のある産地形成を目指すとともに、後継者の育成や体験・交流観光等の推進を図ります。また、農村環境の整備を図ります。

5 田園農業ゾーン

田園農業ゾーンは、県内有数の美味米産地であり、全国に展開できる競争力のある産地形成を目指すとともに、生活環境の向上を図りつつ、若者定住住宅の整備等により、担い手の確保に努めます。また、観光との連携による体験・交流型観光の推進を図ります。

6 臨海産業ゾーン

ハマチ・タイ・真珠等の全国有数の養殖基地でもある臨海産業ゾーンは、漁港、港湾など生産基盤の整備を行うとともに、研究開発機能の導入を図ります。また、道路、下水道等の生活環境整備に努めます。また、観光との連携による体験交流型観光等の推進を図ります。

7 森林ゾーン

森林ゾーンについては、木材・副産物の生産のほか、森林浴や体験学習など人びとの心身をいやす休養や観光の機能や、防災、水源かん養、動植物保護、温暖化防止といった、森林の多面的機能を活かし、さらに生態保全林として活用策を図ります。

